

閣僚及び議員懇談會

この安達氏の車中談が物議の種となつたことは云ふ迄もなく、党内の有志代議士五十餘名は同九日夜、新橋東洋軒に會して此の問題に付き、黨幹部に對し緊急議員總會を開會するやう要求する決議をなし、委員に擧げられた野村、定塚、小山、加藤の四氏は翌十日本部に頼母木筆頭、總務及び山道幹事長と會見して要旨を述ぶる所あつたのである。而して此の會見の結果、議員總會を開くには多少の日子を要するを以て、此の場合閣僚及び議員の懇談會を十四日首相官邸に於て開くことに決した。

而して右懇談會は豫定通り開催されたが、協力内閣問題に就ては若槻首相初め露骨に之に論及することなく、山道幹事長より

現内閣の閣僚は死を賭して國務に當つてゐるのである、此の國家危急存亡の秋に方り、我黨出身の閣僚諸氏が其の一身を捧げて國策の遂行を期しつゝある以上、諸君も亦た必死の覺悟を以て現内閣を援助して頂き度い。

旨の挨拶を述べ、格別の事なくして散會したのであつた。而して若槻首相が協力問題に對する所見として洩らしたと傳へられる所のものは次の如くであつた。

協力内閣のことに就ては安達君とも話した事はあるが、種々考へた結果これは思ひ止つた方がよいと思ふ。政治家としても大臣としても私自身が協力内閣を唱へるのは無責任である、勿論今日の滿洲事變、國際聯盟の態度、財政經濟等の諸問題、國民の政黨政治に對する誤解一般世相等の諸點から考へると、此際は須らく政黨派の争ひを休止し、内は國策萬般の充實を圖り、外は國威國權の發揚に努むるため、國を擧げて一致協力することは最も必要であり亦た理想的である。

併しながら政黨は徒らに事を構へむが爲めに異つた政策を持つてゐるのではない、有識者間に意見主張の相違あることは殊更に時局を紛争に陥れんとする爲めではない、又、政治家も一般國民も左様な不心得があつてはならぬ、皆等しく陛下の赤子であり忠良な臣民であり、

愛國の至誠を持つてゐるのであるが、唯だ各自見る所を異にし、考へ方が相違して居る結果であつて、これは誠に已むを得ないことと思ふ。黨を樹て派を生ずるのも一に皆な民を愛し國を愛する一念より出て居るのである、されば皆異つた主義主張を有する人達を、如何にせば一致せしめ得るか云ふことに付き、具體案がなければならぬが、それは誰にも見付からぬ。之が學國一致の必要は認めるけれど、事實は甚だ困難である所以の第一である。

第二には如何なる理由で骸骨を乞ひ奉るか云ふことである、漫然病氣事に堪へませぬと云ふが如き、無責任な態度に出ることは私には出来ない。第三に若し首相若槻が辭職すれば、大命は第二黨總裁に下ることは明かである。即ち政友會に大命が降下したなら民政黨は在野黨となり、直ちに切崩しに會ふことは必定である、此處に民政黨自壞の端が開かれるのである。第四には學國一致に賛成した安達内相に向つて私が政友會と下相談を勧めて貰ひ度いと言つたのは、内相は衆議院に席を持つて居られるから、既に政友會と下相談が出来て居るものと思ふたからであつた。然るに未だ下相談も出来て居らぬとすれば、協力内閣説は徒らに政界に波瀾を起すに過ぎぬ位のものである。

斯く考へる時は、協力内閣の實現を如何なる手段に依るか云ふことが、第一に考へねばならぬことである、或人は首相自身が上奏するか、又は元老をして發議せしむればよいと云ふ、英國ではマクドナルド首相が保守黨首領ポールドウキン氏と直接談判して、陛下が協力内閣に賛成せられたと云ふ。英國ではこれが常道であらうが、日本ではもし首相たる私が犬養氏を訪うて斯かる相談をしたならば、大權干犯であるとか、大權を私議したとかで世論は聳々として大事を惹起するであらう、英國と日本とは政情が異つてゐる、私には左様なことは出来ないし、又斯様なことは爲すべきものとは思はぬ。然らば元老をして發議せしめよといふ人があるけれど、西園寺公は斯かる事を輕々しく發言する人ではない、總理大臣が辭し御諮問を受けた後でなければ、誰に大命が降下すべきやなどと相談に乗る人ではない。

自分が引退して犬養氏を首相にしても宜いではないかと云ふものもあるが、こんな内閣が出来ても民政黨に好い椅子は與へられぬ、又現下の財政經濟状態を切り抜けることは容易でない、現内閣が行つても相當難關に出合ふことと思ふが、若し政友會に之を委したならば、愈

★以て日本の財政經濟は紊亂する、實業界の人達は之を非常に心配して居る、この重大時機を見棄て、私が自分獨り安きに就くと云ふが如きことは、到底許さるべき事ではないと思ふ。私は不敏ではあるが自己の不敏以上の悪を見逃して内閣を投げ出すことは、陛下に對し奉り又國民に對して、不親切であり無責任であると思ふ。理論としての舉國一致、協力内閣は私も悪いとは云はない、盲目的黨派心のある人は斯かる話を聞くことすら好くないと云ふかも知れないが、私にはそこに異論は吐けない、私はどんな事をして内閣を維持し、現地位に留り付かねばならぬと云ふ理由はない、そんな考へは毛頭持つて居らぬ、何時でも國家の爲めになる事ならば、地位を捨てることに決して躊躇はせぬ、然し漫然無責任の行爲を以て、内閣を投げ出すと云ふが如きことは出来ない。

國外に對しても若し第一黨民政黨が倒れ、第二黨に大命が下つたとすれば、今日迄のジュネーブ會議への強硬外交がよくないから内閣が更迭したと見られる、之は日本にとつて大損害である、斯かる事をしたなら舉國一致どころではない、現内閣の如き一黨の内閣よりも猶多くの損害を日本の外交に與へることになる、故に此の際はむしろ天下の第一黨たる民政黨の内閣が存在して居ることが、重大時局を擔當するに有意義である、時局の重大なことは私が一番よく知つて居る。

安達内相の聲明

十一月二十一日午後三時、安達内相は九州の演習地から歸京したが、同三時四十五分宮中に伺候して退下、大禮服を脱ぐ暇もなき程の處へ詰めかけた新聞記者團に對し、車中談の代りとして聲明書を發表したが、翌二十二日都下の各新聞は大々的にそれを掲げた。而して内相の聲明は左の通りであつた。

我黨内閣は世界變革の秋に當り國民の輿望を擔ひて外交にも最善を盡して來たが今後も形勢に順應し難局を打開するに就いて確信と實行力を有して居る、然し時局は何としても重大である、故にも國民の信念と決意を示すうへに於いて政黨の協力を基礎とする國民内閣を必要とする場合が生じたならば、何時でもこれに應ずるに決して躊躇するものではないことを言明する。但しこれは協力すべきものが超黨派的愛國心を以てするにあらざれば、たとひ必要であつても實現は至難であるから獨自奉公を致すのである、自分は其手段方法について瀬踏みをしたこともなければ計畫を樹てたこともない。たゞ政治家として現状を靜觀し責任の重大なるを感じて大所高所から國家の爲に善處せねばならぬと考へてをる。自分の此の信念は外觀の揣摩臆測を生ずる材料になつてをるやに聞くが自分は眞實に公明に左様に思つてをるといふだけのことである。

安達氏が此の聲明を發表したのは、同月九日の新聞紙上に自己の車中談として掲げられた記事に對する誤解を解かんとするに在つたと云はれるが、而かも其の結果は反對であつて、各新聞は何れも之を重大問題として報ずるのみでなく、種々の流言蜚語は入亂れて、社説までも協力内閣説で持ち切りの有様であつた。殊に二十四日の新聞の如きは安達内相談として、協力内閣に反對する者は非國民なりと題する見出しの記事を掲げ、若槻首相外黨出身關係は安達氏に對し斷乎制裁を加へむなど、傳ふるに至つた。要するに此の聲明は安達内相その人に取つても決して有利ではなく、世上の説を綜合すれば、元來安達氏は若槻氏の總裁就任に反對であつて、當初之に賛同したのは若槻氏の早期引退を見越したからであつた、然るに事豫期に反せるが爲め、今回の協力内閣の提唱となつたものである。即ち安達氏が總裁を狙ひ首相を狙ふ陰謀に外ならぬ。而して之に共鳴する中野、富田、永井氏等は關係たらむとして参加したのであり、此の陰謀には財閥とも連絡があるとの事である云々等であつた。斯かる臆察も第三者に對して眞實らしく信ぜらるゝが爲め、却つて當事者以外に此の問題は賑かに騒がしく扱はれたのである。

民政黨對安達内相の聲名書の發表された二十二日午後二時、山道幹事長は次の案文を草して全國各支部及び所屬貴衆兩院議員に打電した。

本日の新聞に掲載されたる安達氏の聲明は、唯だ安達氏の信念を語り、演習行の車中談に對する誤解を訂ざんとしたるに他意なし、政局は何等憂ふ可き事なし、御安心を乞ふ。

若槻總裁の談

安達氏の聲明が發表された後、若槻總裁の語つた所は次の如くであつた。

十月二十一日であつたか、安達君と會つて政局に付ての意見の交換をした。翌日協力内閣の話が出て私も一旦は賛成したが、其後相談すべき人もあつたから話して見たが皆同意を得られない。而かも安達君の計畫は大養總理の下に聯立内閣を作らうと云ふのであるから、理屈からしても實際からしても、斯かる計畫は承認すべきでないとの意見であつた、依つて安達君に其旨を電話で通じたのである。即ちあの話は取消して貰ひたいと告げて置いたので、已に打切られたものと思つて居た。

其後、頼母木君を始め各方面の人達から、あなたは自分でなければ此時局は擔當出来ぬと云ふことを判然と言明せられぬから誤解が起る此の場合、謙遜の必要はないと忠告されたが、私の性質はそんな事は云へぬ。他人から時局重大であるから舉國一致内閣の必要があると言はるれば、理想としては同感であると答へる外はない、實行するや否やは勿論別問題ではあるが、全然之を拒否すべきものとは思はない、即ち若しも自分が今日の時局に在野黨の立場であつたならば、黨員に向つて時の内閣を援けて此の時局に善處せよと言明するに違ひない、故に昨日新聞で安達君の聲明書を見ても當然と思つた。

聲明書には先づ現内閣が時局擔當の力あることを明かにし、併し若し必要であるならば舉國一致で行くことも差支へない、けれ共之は容易に出来ぬから独自の立場で進むと斷言し、更に此事に就ては潮踏みも刺策もして居らぬ、と云ふ聲明であるから、私の信念と少しも異つた所はない。又安達君も私が首相としての權勢に戀々たるものでなく、より強き内閣を否むものでもない事も能く知つて居て呉れるのである、故に此の際は共に力を協せて國家に盡すことに一致して居る、然るに今朝の新聞には兩人の話合以外のことが書いてある、之は誤解を増す原因であつて甚だ遺憾のことと思ふ。

幹部會の決議

二十二日本部に開會された幹部會に於ては、安達氏の聲明問題及びそれ等に關聯する各自意見の交換をなし、安達氏の聲名書起草前後の事情等に就て、山道幹事長より詳細に説明する所あり、結局此際黨としては一致結束することを申合せ左の決議をなして散會した。

決議

我黨は既定の方針に基き、舉黨一致結束して現内閣を鞭撻し、以て現下の國難に善處せんことを期す。

猶ほ二十四日夜には川崎書記長の發起にて關係懇談會の開かるゝあり、若槻首相の出席は無かつたが田中文相、町田農相を初め黨出身の各關係出席して懇談を交し、一致結束して困難に當るべきを申合せて、世上の誤解を一掃することになつた。随つて民政黨は現状維持で邁進する事となり、各新聞の紙面も亦た全く鎮靜に復し、所謂協力内閣問題聲明書事件はこゝに一段落を告げたのであつた。

第十二節 若槻内閣總辭職

新たな協力内閣運動

上記の如く安達内相の聲明書に因つて生じた黨内の波瀾は收まり、一致結束現状を維持して進むことになつた折柄、何時しか協力内閣の新運動は起され、此間富田常任顧問は政友會の久原幹事長と交渉を進め、次の如き三ヶ條の契約書を交換する迄に運ばれたのであつた。

一、兩黨は時局の重大に鑑み兩黨協力して此の難局に當ること。

- 一、兩黨は虚心赤誠を披瀝して政策を確立し國策の遂行を期すること。
- 一、兩黨の何人に組閣の大命降下するも閣僚の選考配置は兩黨首協議して均等にすること。

勿論右は協力内閣實現に關する根本原則の協定であつて、其の運用については種々具體的意見が兩者の間に交換されたのであつた。而して十二月十日午後一時、富田常務顧問は若槻總裁を首相官邸に訪ひ、現下政局の内外極めて重大なる所以を説き、且つ政友會の對議會策は頗る深刻なるものあり、又貴族院方面の空氣も樂觀を許さざる次第を報告し、今や斯くの如き重大なる情勢の裡に開かるべき第六十議會は、政府にとつては未曾有の多難であると謂はねばならず、政府與黨は完全に一致して之に臨むとは云へ、猶ほ山積せる諸問題を前にしては餘程の覺悟を要する次第である、然るに政府與黨内には未だに現状維持と協力内閣の兩論があつて、双方共にその主張を固くして譲らず、表面現状維持を以て押し進むかに見へて、其實裏面に於ては依然協力内閣實現に向つて種々なる運動が各方面に行はれてゐる現状なるを以て、到底此のまゝでは多難なる議會を迎ふる成算は覺束ない。

自分は對外的にも此の難局を切り抜けるには、協力内閣に依るより他途なしと信ずる。又自分の承知せる政友會その他各方面の情勢から推測して、今日協力内閣の實現は極めて可能である。就ては總裁も此の邊の空氣を充分に看取せられ、果して協力内閣是にしてその實現可能なるものありや否や、或は又、現状維持を以て邁進することが唯一絶対の策なるや否や等につき、各閣僚とも徹底的協議を行ひ、斷乎たる方針と決意を定めて頂き度い。議會は既に目前に迫つて居ることであるから、一日と雖も此のまゝの状態で放置する事は出来ぬ。と語り總裁の決意を促すところあつた。之に對し若槻總裁も、現状のまゝ議會に臨む上からは餘程の覺悟を要するは言ふ迄もなく、政府與黨ともに固く歩調を一致せしめねばならぬ事は、自分も痛感してゐる所であるが、協力内閣問題は事甚だ重大なるを以て、各閣僚とも固く至急何分の方策を確定するであらうと答へ、猶ほ朝野兩黨一部の間に秘密に行はれつゝある協力内閣運動の情勢等については、忌憚なき意見の交換をなす所あり、斯くて午後二時會見を終つたのであつた。而して富田氏は歸途本部に立寄り山道幹事長と會見、本日、午後一時自分は若槻首相を訪ひ、政

友會幹事長としての久原氏と民政黨常任顧問としての自分との間に取り換せる誓約書を示し、協力内閣を組織せらるゝやうにと進言して來た」と語つた。

首相總辭職を決意

一方、若槻首相は富田顧問と會見を終るや、直ちに黨出身の各閣僚を官邸に招致して協議を開いたが、安達内相の出席したのは午後五時頃であつた。結局各閣僚は安達内相に對して、協力内閣説を放棄するか、然らざれば自ら内閣の地位を處決するか、何れかの方途を擇ばれたしと迫るより外なかつたので、安達内相は之に對し、この問題は政府にとつて極めて重大であるから、之より協力内閣の交渉をよく熟知してゐる富田顧問と會見し、同氏の所見と情報とを聴取して充分に考慮の上、再び各位と協議したいと答へ、其のまゝ首相官邸を辭して歸邸後直ちに富田顧問を自宅に招き事情を聴取する所あつた。此時安達邸に集つた人々は、今日の事は富田幸次郎氏が個人として政友會の久原氏と交渉の結果を若槻首相に報告進言した迄であつて、安達氏の關知した所でない、然るに他の閣僚は豫め協議して方針を定めた後、安達内相を招き其の責任を究明する如き態度を以て即答を迫るは意外である、内相が協力内閣論を抱懐してゐたからとて、大臣としての職責を遂行する上に支障を來す事はないのであるから、自ら職を辭する謂れなしと主張し、かくて安達氏は辭職の必要を認めぬと決心した。斯くて安達邸に集合した人々は午前三時まで評議を下したが、一方首相官邸に於ける閣僚懇談會も翌午前三時に及ぶ有様で、事は愈々重大化したのであつた。

翌十一日午前十一時、緊急閣議は首相官邸に開かれ、安達内相を除くの外各閣僚列席、先づ若槻首相より黨外閣僚の爲めに前夜來の閣僚懇談會の經過を詳細に説明し、

吾々と安達内相との間に於ては、協力内閣問題に付き意見の一致を見る能はず、仍つて再三内相に對して勸意を求めたるも應ぜざるを以てこゝに内閣不統一に陥つたが、現下の難局に際して徒らに不統一を世間に曝露したまゝ過すことは不可能であるから、吾々として最後の

決意を爲さねばならぬ。

と述べて各閣僚の諒解を求め、各閣僚とも之を諒とし豫じめ直ちに閣員の辭表を取纏むると同時に、不參の安達内相に對しては、井上藏相及び田中文相を派して其の反省を促し、更に内相に對して單獨辭任を勧告するが、内相の單獨辭任に應ぜざることは既定の事實として明白であるから、結局内閣總辭職の決意を告げて、内相の辭表を取まとめる事に決定した。依つて午後一時五分井上、田中兩相は麻布廣尾の邸に安達内相を訪ひ、閣議の結果並に全閣僚の決意を告げ會談の結果、内相も既に内閣總辭職に決定する上は止むなしとして辭表を兩相に手交したので、兩相は一時五十分再び首相官邸に引上げ、若槻首相以下各閣僚に報告して、こゝに若槻内閣の總辭職は正式に決定した。依つて若槻首相は宮中の御都合を伺ひ同日夜刻參内、拜謁仰せ付けられ内閣總辭職の理由を奏上すると共に各閣僚の辭表を閣下に捧呈して退下した。

猶ほ若槻内相の總辭職は、協力内閣問題につき首相以下各閣僚と、安達内相との間に意見の不一致を來したる結果に基くものであり、從來内閣總辭職の場合の多くは辭職理由の如何を問はず首相の辭職文面は、病軀任に堪えざる旨を記するを例とするも、今回の若槻首相の辭職理由は事實其の儘を明記したもので、その前例は極めて少ないと見られてゐる、即ち内閣組織の大命を拜してより内外重要國務に盡瘁したる概要を記し

内外の難局に際して努力し來れるが最近に至つて時局に對し、内務大臣と他の閣員との間に見解の相違を生じたるは誠に恐懼に堪えず、謹んで骸骨を乞ひ奉る。

との旨を明記したものであるとの事である。而して他の閣僚の辭職理由は、内閣總理大臣辭任により骸骨を乞ひ奉ると云ふに在つた。因みに若槻首相は辭表捧呈後左の聲明書を發表した。

聲 明 書

先きに大命を拜して内閣を組織するや、前濱口内閣の政策を踏襲し、國家稀有の難局に直面して銳意之が打開に努め、内に在りては行政財政及び税制の整理を斷行して財界の基礎を鞏固にし、外にありては滿洲事變の對策及び國際聯盟の關係に深甚の注意を拂ひ、幸にその經過は有利なる轉回を見、内閣及び與黨一致結束して近く第六十議會に臨むの準備成らんとするの時に方り、偶々内相は内閣の機構に關し異りたる意見を立て、宜しく他の政黨と協力して新に内閣を組織し以て時局を負擔すべしと主張せり、予は熟考の末民政黨を基礎とする現内閣がその主義政策を異にする反對黨と聯立協力して新内閣を組織せんとするが如きは、容易なりと雖も現下の政情に於て之が實現は殆んど不可能の状態にある事を看取し、之を閣僚にはかりたるに右見解は安達内相を除くの外、閣僚全部同意したる所なり、依つて安達氏に對し具さに情理を盡し反省を求めたるも、之に應ぜざるを以て已むを得ずその辭職を求めたるも亦た拒絕する所となりたるを以て、現内閣はこゝに現状のまゝ國務を遂行する事能はざる難關に到着するに至れり、依つて予は直ちに臨時閣議を召集し、閣僚の意見を徴し辭表を取りまゝに之を閣下に捧呈して骸骨を乞ひ奉れり、今や國歩艱難にして時局極めて重大なる折柄、こゝに至れるは予の深く遺憾とする所なり。猶ほ若槻首相は右聲明書と同時に、民政黨總裁として黨員に對し、次の通りメッセージを發した。

黨員諸君に告ぐ。

内外重大の時局に際し予は銳意之が打開に努力し、以て時艱巨救の重責に任じ來りたるも、今や骸骨を乞ひ奉るの已むなきに至れるを遺憾とす、然れども一意報國の至誠に至りては些の滲る事なし、即ち予は黨總裁として今後益々奮勵以て君國の爲めに竭さん事を期す、黨員諸君に於ても一致結束この時局に善處せられん事を切望に堪へず。

第十三節 犬養内閣成立

若槻内閣總辭職の爲め後繼内閣の大命が何人に降るべきかに就ては、今回の總辭職は安達内相の責任にして民政黨並に内閣の政策行き詰り

に依る總辭職にあらざるを以て、安達内相との關係を清算せる後は絶對多數黨たる民政黨の總裁若槻男に大命再降下あるべしと期待する説と野黨政友會側が憲政の常道より大命は自黨に降るべしとする説とが専ら行はれたが、恒例の如く西園寺は後繼内閣組織に關して御下問を拜するや、後繼内閣首班として政友會總裁犬養毅氏を奏薦すべく奉答する所あつた結果、大命は十二月十二日犬養氏に降下し、犬養氏は直ちに組織に着手し左の如き顔觸れを決定して十三日親任式を行はせられ、こゝに犬養内閣は成立した。

内閣總理大臣兼外務大臣

犬養毅

内務大臣

中橋徳五郎

大藏大臣

高橋是清

陸軍大臣

荒木貞夫

海軍大臣

大角岑生

文部大臣

鳩山一郎

鐵道大臣

床次竹二郎

商工大臣

前田米藏

農林大臣

山本悌二郎

司法大臣

鈴木喜三郎

逓信大臣

三土忠造

拓務大臣

秦豊助

(附記 外相は芳澤謙吉氏に内定したが同氏歸朝まで首相兼任となつた)

安達、富田、中野三氏の脱黨

安達前内相一派の協力内閣運動も未だ政友會との完全なる聯繫成らざる間に政變を見るに至り、犬養單獨内閣の出現となつたので、安達、富田、中野三氏は山道幹事長宛脱黨届を出し、安達氏及び富田氏は左の聲明書を發表した。

安達氏の聲明書 國家内外重大の時期に當り全國民の力を傾倒して國運を開拓せんが爲め、協力内閣を組織するの必要なる事は自分の確信であつて、最初から身を挺して之が實現の爲めに努力した、然るに此の目的は達せられずして將に單獨内閣の出現を見るに至らんとす、自分内外の情勢に鑑み、此の際黨籍を離脱し自由の立場に立つ事に決心した。

富田氏の聲明書 重大なる時機に際して協力内閣を作り、國民的努力を爲す事が緊喫の問題であると思惟し努力したのであるが、事志と違ひそれが爲め黨内諸君に迷惑を與へ、内閣を倒した事は恐縮に堪へない。徳義的自責の念によりこゝに責任を明かにする所以である。

犬養内閣總辭職

昭和七年一月八日、天皇陛下には此日、陸軍始めの觀兵式に行幸あらせられ、還御の御途次南簿の櫻田門警視廳前街角に差かゝらせらるゝや、突然奉拜者線内より宮内大臣乗用の馬車(御料車の前方約十八間)に手榴彈様のものを投げる者あつたが、同大臣乗用馬車の左後部輪附近に落ち輕微の損少を同車體の底裏部に與へたるのみにて、御料車其他に御異狀なく同十一時五十分宮城に還御あらせられた。而して右犯人は直ちに其場に逮捕され警視廳に引致されたが、右は朝鮮京城生れの土工李奉昌なる者なること判明した。

右不祥事件の突發するや、犬養首相は恐懼措く所を知らず、同日正午直に宮中に參内、鈴木侍從長を通じ御見舞を言上して退下、午後零時三十分より首相官邸に臨時緊急閣議を開き、政府の責任極めて重大なりとし總辭職をなす事に決定、各閣僚の辭表を取纏めた犬養首相は午後

五時十分参内、閣下に伏して謹んで辭表を捧呈したる處、陛下に於かせられては右辭表を御手許に御留置の上、何分の沙汰ある迄政務を見よとの御沙汰を賜り、宮中を退下した大養首相は同廿五分再び閣議に臨み此の趣を報告すると共に事件の善後措置に付き種々協議をなし午後六時散會した。

第十四節 大養内閣の留任より瓦解迄

櫻田門外の不祥事件によつて大養内閣の總辭職となるや、近々一ヶ月足らざる間に政局は再び不安定の状態に陥ることとなつたが、九日鈴木侍従長は御下問の趣を奉じて興津に西園寺公を訪ひ、歸京直ちに西園寺公奉答の次第を伏奏する所あつた結果、遂に大養首相以下各閣僚の辭表は御下渡しとなり、特に有難き優詔を賜つたので、大養首相は恐懼し身を以て國家に奉公するの決意を固めて留任する事となつた。但だ中橋内相だけは直接監督上の責を負ふて辭職し、之が後任には司法大臣たる鈴木喜三郎氏入つて内務の椅子を占め、法相には川村竹治氏の就任を見た。

第六十議會の解散

第六十議會に於ける分野は、政府が百七十一名の小數黨に據るに對し、反對黨たる民政黨は絶體多數を擁して、此期議會の死命を制さんとしつゝある以上、議會解散の運命は到底免れがたき所であつて、民政黨としては其の政策の根本に於て政友會と相容れざるものある以上、憲政の常道に則り堂々不信任決議案を提出して潔よく一戦を交ふべき態度を決すると同時に、此期議會に於ては野黨としての立場より、今回の留任問題その他に就て政府に肉迫せんす勢ひを示したので、政府としては之が對策上、成るべく早き機會に解散を斷行すべき方針を決し、斯

くて一月二十一日休會明けの劈頭等、第六十議會は解散を命ぜられた。

解散後の總選舉

第六十議會解散後の總選舉は、二月二十日施行する旨二十二日官報を以て公布せられ、同日を以て總選舉は執行されたが、その結果は左の如く政友會の驚異的大勝を示すに至つた。

政友會	三〇三
民政黨	一四六
革新クラブ	二
勞農大衆黨	二
社民黨	三
中立	三
合計	四六六

斯くの如くにして政民兩黨は各その地位を代ゆるに至つたのであるが、民政黨が此期總選舉に於て斯かる大敗を招いた原因に就ては、そこに種々なる理由が存するであらう。然しながら要するに一言にして盡せば社會大衆の微妙なる心理に歸すべく、緊縮政策と云ひ或は世の不景氣と云ひ一般人にとつて甚だ好ましからざる社會上のアトモスフィアに對する自然の反抗心——即ち言を換へて云へば知ると知らざるとに論なく、何等か新らしきものを求めて其處に鬱積せる氣分を放散せんとする一種の微妙なる心理の動きが、民政黨と全く政策を異にする政友會をして總選舉に大勝せしめたとも云ひ得やう。固より政友會の驚異的大勝が必ずしも國民の信頼心の現はれであるとは云へない、その主義政策

が一般國民の共鳴する所となつた結果であるとは断定出来ない。前述の如く唯だその時の勢ひである、人心の一時の動きに過ぎない、斯く言ふことは決して我田引水の論ではなく、少しく思ひを潜めて考へるならば何人にも容易に窺ひ知れよう。

遮莫、與黨の絶對多數獲得に満足した政府は、總選舉後の臨時議會たる第六十一議會の召集を奏請し、上海事變に關する經費の追加豫算案及び法律案を提出することとなり、右臨時議會は三月二十日を以て開かれた。

第六十一議會

第六十一議會の劈頭に於ける犬養首相並に芳澤外相の演説は左の如くであつた。

複雑なる日支關係

諸君今回の總選舉に當選せられたる諸君と相會する事は私の光榮とするところであります。政府はこゝに重大な時局に臨み特に緊急なる國務につき協賛を願ふのであります。さきに衆議院解散せられ、昭和七年度歳入歳出總豫算並に同年度各特別會計豫算不成立となりしために政府は憲法の條章により前年度の豫算を施行する事になりましたが、ただ今回の事變に關する經費に付きましては、緊急やむを得ざるものがあるが故に、此處に臨時議會の召集を奏請し追加豫算案及び法律案を提出致したのであります。なほ此の機會に於て銀行券の金貨兌換に關する件及び昭和六年度に於ける國債償還資金の繰入一部停止に關する件の緊急勅令並に、今回の事變に關し經費支辨のため公債發行に關する緊急財政處分について、憲法の規定にもとづき夫れ々事後承諾を求めんとするものであります。

支那事件につきましては帝國は東洋永遠の平和を確保し、我が權益の擁護並に我國國民の生命財産の保護を完ふせんことを期する外に何等の意圖を有しませぬ、領土的企圖なきは勿論、門戸開放、機會均等主義を尊重するものであることは屢々聲明した通りであります。日支兩國は目下複雑なる關係に立ち至つて居りますが、支那にして反省の實を擧ぐるに於ては、解決は決して難事にあらずと思ひます、政府は一

日も早く日支關係が常態に復し善隣の誼みを致くせむ事を切望してゐるのであります、一般政策の事項に關しましては、次期議會に於て諸君の協賛を願ふ心算であります、此の度びの提案に付きましては現下の實情を洞察せられ、速かに協賛あらんことを希望致します。

上海事變の經過

(芳澤外相の演説)

支那本部に於ける排日運動に付きましては、その後も機會ある毎に支那側に對し之が徹底的停止を要求して來たのであります、支那側では何等反省の跡なく、該運動は却つて益々深刻執拗を加ふるの状況でありまして、上海地方ではその勢ひ最も甚しかつたのであります。殊に一月九日上海民國日報の我が皇室に對する不敬記事事件及び、同月十八日支那暴民の我が日蓮宗僧侶殺傷事件の發生を見るに及びまして、過去長日月の間、排日運動のために苦み殊に最近その最も惡辣なる情勢に對し、隱忍を重ね來つた我が居留民の憤慨はその極に達し、事態極めて重大化するに至つたのであります。

我方に於きましては事態の悪化を防ぐに全力を盡し、二度までも支那側との間に戰闘中止の協定を成立せしめたのであります、該協定はその都度支那軍の破棄する所となり、二月十八日我が方より改めて支那軍の一定距離外撤退その他を要求しました處、支那側に於ては遂に之に應じなかつた爲め、二月二十日豫ねて増援のため派遣せられてあつた我が陸軍は、海軍と協力して支那軍の一定距離以外撤退を強制し、三月三日完全に右撤退を實現せしめたのであります。

上海事件の發生を見るや、支那政府は日支の紛争につき、聯盟規約第十五條の適用を先づ國際聯盟理事會に提起し、次で本件は支那側の要求により聯盟總會に移付せられたのであります、我が方としては上海事件は單純なる地方的事件であつて、いはゆる國交斷絶に至る處あるものにあらず、亦た滿洲問題につきましては最近同地方に於て新規の戰闘行爲もなく、且つ規約第十一條に基き理事會に繫屬中であつて、既に委員が支那の實情を調査するため極東に向つて出發したる事實にも顧み、右兩者共第十五條の適用を見るべき問題にあらずとの見

解を執るものでありまして、帝國政府は當初よりこの趣旨に基く明確なる留保を聲明したる上、理事會及び總會の討議に参加したのであります。

然るに聯盟總會は三月十一日、一つの決議をなしたのでありますが、該決議は我が方に於て受諾しがたい幾多の點を含んだものでありましてから、帝國代表は政府の訓令にもとづき我が方の立場を闡明すると共に、前述の第十五條適用に關する異議を留保して投票に参加しなかつた次第であります。

次に滿洲に於きましては昨春秋、舊東北政權の倒壊したる後をうけ同地方支那側要人に依り行はれたる局部的治安維持の努力は、その後支那本部に對する滿洲の特異性及び、從來同地方に行はれたる軍閥政治に對する滿洲一般人民の反感と相まつて、次第に滿洲獨立運動に轉向した模様でありましたが、最近前省長等主唱の下に獨立を宣言するに至つたのであります。而して三月十二日、新政府外交總長は帝國政府に宛て滿洲國の創立を通報し來つたのでありますが、右通報に對して非公式に之を領承するに止めた次第であります。私は新政府にして右通報に記載してある通り、既存の條約及び外國人の權益を尊重し、且つ門戶開放の原則を遵守しますならば、之は新政府の前途のためにも甚だ歓迎すべき事であると思考するのであります。

又、北洋漁業問題に關する日ソ間の諸懸案に付きましては、銳意商議を繼續中ではありますが未だ解決を見るに至りませぬ、然しながら之が適當妥結に達することは、兩國々交の大局よりするも極めて望まじき所でありまして、又解決を計らむとする大體の方針に付ては既に彼の意見の接近を見て居りますが、政府としては今後我が主張の貫徹に努め、條約にもとづく正當なる權益の確保を期する考へであります。以上は外交經過の大體であります。帝國は滿洲に於て甚大なる政治的利害關係を有する事勿論なるも、支那本部に對しましては政治的關係より寧ろ經濟的利害の方が多分であります。隨つて南京政府及び黨部が從來の排日政策を拋棄し、内部の平和統一を計り資源開發等の經濟的發展に努力する場合には、日支の國交和衷融合に至るべき事疑ひを容れざる所と考ふるのであります。

尙ほ茲に一言すべきことは滿洲事變、殊に上海事件發生以來、歐米諸國に於ける空氣は我が國に對して好意的ならざるものがありました。が、右は事實に即せざる支那側の宣傳、又は種々の誤解に基く次第でありまして、時日の經過と共に之等の諸國に於ける對日感情の漸次好轉するを期待する次第であります。

五・一五事件

犬養首相の最期

此の歳五月十五日、忽然として所謂五・一五事件なるものが起り、我が憲政史上稀有の不祥事を現出するに至つた。此日即ち昭和七年五月十五日は折柄日曜日であつたので、犬養首相は官邸に引籠り精養中であつた處、午後五時四十分頃二臺の自動車に分乘し軍服を着用せる五名の壯漢は、首相官邸正面玄関を訪ふて犬養首相に面會を申入れ、手間取ると見るや右の内三名は突然ピストルを擬して邸内に闖入し、正面の應接ホールを右折して首相の居間に突進した。而かも之と同時に官邸の裏門にも軍服軍帽の陸軍將校四名來つて首相に面會を申込み、表玄関組に應呼して是も亦た同様ピストルを擬しつゝ闖入した。依つて警戒中の田中、平山兩巡查は之を遮ぎるべく彼等の前に立ちふさがるや、彼等の中の一名は忽ちピストルを發射し、田中巡查は腹部を平山巡查は腕と脚部に負傷して倒れた。

この物音に折柄、日本間の安樂椅子にもたれつゝあつた犬養首相は、何事かと椅子より立上らんとして途端、首相の面前には銃を手にして昂奮し切つた軍服姿の壯漢連が直立してゐたのであつた。この瞬間首相は動する氣色なく「まあ話をすれば分ることだ、靴くらひは脱いだらどうか」と彼等を居間に招じ入れたので突進した一味はやゝ躊躇の色を示した時、表門より闖入した海軍將校服を着用せる一組は、後方より鋭く「問答無用。打て！」と叫ぶや、轟然銃は發射され首相は鮮血に染まつて斃れたのであつた。この有様を見た彼等は「駈け足ツ」と號令しつゝ一同裏門より退出したが、首相が倒れると同時に駈けつけた家人に對し首相が第一に發した言葉は「あの亂暴者をもう一度連れて來い

俺がよく話してやるから」と云ふのであつて看護の手を拂ひのけて再度この言葉を繰返したさうである。

不意の兇變によつて重傷を受けた首相は、直ちに家人によつて日本間にのべられた床上に横はり、急報によつて馳せ付けた青山、茂木兩博士の應急手當を受けたが遂に薨去した。

因みに首相官邸を襲ふて首相を兇撃したのは、陸海軍將校及び下士の軍服を着用した陸軍士官候補生十五名、海軍側少尉外十四名の一團であつて、彼等は六班に分れ各々爆破用の手榴弾を用意して自動車に分乗し第一班は麹町區永田町なる首相官邸を襲ひ、第二班は同區山下町なる政友會本部を襲撃する目的にて、同所に手榴弾二個を投擲し(内一個は不發)本部玄関を破壊し、第三班は芝區三田臺町の牧野内大臣官邸に向ひ、同様二個の手榴弾を投擲したが一個は不發に終つた。而して第四班は日本銀行、第五班は警視廳に向ひ第六班は丸ノ内の三菱銀行を襲つたのであつたが、手榴弾は何れも爆發力の弱かりし爲め大なる被害なく、襲撃當時首相官邸、警視廳、牧野内府邸等に居合せた警官五名その他二名の重傷者を出したのみに止まつたが、帝都空前の事件であつた爲め著しく世人の耳目を聳動し、警視廳及び憲兵隊は徹宵非常警戒に當つた。

陸海兩相の上奏文

荒木陸相及び大角海相は十六日午後四時相前後して参内し、天皇陛下に拜謁仰せ付られ、左記陸軍省及び海軍省公表の同趣旨上奏文を夫れく捧呈し、御下問に奉答する所あつた。

陸軍省發表

帝國々内の現状に憤慨し、非常手段に訴へ今次の不祥事を惹起したる一味に干與せる陸軍側人員は在學中の陸軍士官學校生徒十一名にして事件發直ちに全員は東京憲兵隊に自首したるを以て目下憲兵隊に收容取調中なり。

海軍省發表

首相官邸其の他に於て今次の不祥事件に干與せる海軍側人員は海軍中少尉六名にして内一名は豫備役にある者なり事件後直に全員東京憲兵隊に自首したるを以て目下同隊に收容取調中なり。

内閣總辭職

首相官邸に於ける兇變と之に次ぐ犬養首相の薨去とは、全國民の心に大なる衝動を與へたことは云ふ迄もないが、政府は十六日午前十時より首相官邸に緊急臨時閣議を開き、内閣總辭職を決議した結果、高橋臨時兼任首相は午後十一時三十五分参内、天皇陛下に拜謁仰せ付られ、先づ、犬養前首相に對し侍從並に侍醫御差遣あらせられたる御禮を言上し、次で今回の事件に關し奏上する所あり御下問に奉答した後、全閣俸の辭表を取りまとめ捧呈して御前を退下し、午後一時首相官邸に歸來再び閣議を開き、後繼内閣成立までの政務について種々協議をなす所あつた。

第十五節 齋藤内閣成立

その組織に至る迄の經過

犬養首相薨れて同内閣の總辭職となるや、後繼内閣に關する政局の觀測應説は種々に傳へられ、就中今回の政變の性質上、當然の筋道として大命は政友會に再降下するであらうと云ふ説が最も有力視されつゝあつた。隨つて政友會は急遽新總裁を決定すべく、岡崎邦輔、望月圭介の兩氏は十六、七日に互り鈴木喜三郎、床次竹二郎兩者間の族幹に奔走した結果、遂に鈴木氏が同黨新總裁に決定するに至つた。

然しながら後繼内閣の御下問に奉答すべく西園寺公の入京となるや、その前後より政友會に大命降下説は全く消へて、政黨を超越する内閣實現説が濃厚となり是に關する種々なる世評が喧ましくなつた。

勿論、西園寺公も犬養首相の兇變以來は心痛一方ならず、如何にして御下問に奉答すべきかに就て日夜心膽を碎き來れるものゝ如く、各方面の情報を蒐集する一方、先例を破つて二十日には高橋、倉富、牧野の三重臣と會見して其の意見を聴取し、翌二十一日には更に若槻、清浦山本三重臣と會見して同様の意見を聴取する所あつたが、尙ほ軍部方面の情勢を詳知する爲め病中の上原元帥とも會見、荒木陸相よりも具さに軍部内の情勢報告を受け、二十二日大角海相からも海軍側の報告と意見を徴したのであつた。元來今次の政變は未曾有であり異常なものであつて、後繼内閣の組織如何に依つては更に動搖を擴大せしむる虞れなきを保し難きを以て、後繼内閣は國內の全面的動搖を鎮め得る程度の強力なる内閣でなければならぬことは、西園寺公に會見又は人を以て通ぜられた重臣方面の殆んど一致せる意見であつた。

唯だその組織方法如何が問題であつて、重臣等が後繼内閣の首班として第一に物色したのは山本權兵衛伯であつたが、然かも山本伯が果して起つや否やが問題であつた、山本伯の出處を懸念する方面に於て第二次的に物色せられた人々には、平沼麒一郎男があり高橋是清翁があり齋藤實子があつたが、これ等の人々に就ては組織の方法に關して尙ほ幾多の懸念があつた。されば結局山本伯にして若し起つことが明かであれば、西園寺公は必ず同伯の驟起を促すものと見られたのであつた。

斯くて西園寺公は東郷元帥及び大角海相との會見後、改めて牧野内府と會見して最後の意見交換と後繼者推薦に關する打ち合せをなし、山本伯にして起つ能はざる場合は齋藤實子を推薦すべき形勢に見受けられたが、山本權兵衛氏は遂に固辭して受けず、伯自らも齋藤實子を推薦したので結局後繼首班は西園寺公の方針通り、齋藤實子を奏請することゝなつた結果、二十二日大命は齋藤實子に降下し、同子は二十二日午後四時三十分葉山一色の別荘より自動車にて上京、四ツ谷仲町の自邸に入り少憩の後服裝を整へ午後六時四十分參内、同五十八分御坐所に於て天皇陛下に御拜調仰せ付られ大命を拜受して御前を退下し七時二十八分四谷の自邸に歸つた。而して齋藤實子は二十三日午前九時、西園寺公を駿

河臺の邸に訪問して大命拜受の次第を報告すると共に、時局匡救に關する同公の意見を聴取し、兼ねて自己の抱懐する組閣の方針を披瀝した蓋し齋藤實子としても西園寺公が同子を推薦したことに就ては、諸重臣の意向が全く舉國一致内閣を要望すると共に、軍部方面の情勢を以てすれば如何なる形態を整ふるも、政黨總裁を後繼内閣の首班として奏薦することは極めて困難なるものなるを洞察した結果によるものであるが、然しながら純然たる超然内閣の出現は我が憲政の爲め西園寺公と雖も到底忍ぶ能はざる所で、此處に西園寺公はおそらく齋藤實子が必ずや政黨政派を基調とする舉國一致内閣を組織するものと期待して居るものと推察してゐるだけに、齋藤氏の組閣方針は第一條件として立憲的たる事を標榜し、鈴木政友若槻民政の兩黨總裁に對し大命を拜したる次第を述べ、俱に時局收拾のため積極的に提携されたい旨を懇願する所あつたが、兩黨共總裁自ら入閣せず他の幹部をして入閣せしめ、應分の援助をなすべき旨を答へたので齋藤實子はその顔觸れを兩黨總裁に一任し二十三日漸く左の如き閣員の詮衡を終り親任式は行はれた。

内閣總理大臣兼外務大臣	齋藤實
内務大臣	山本達雄
大藏大臣	高橋是清
拓務大臣	永井柳太郎
商工大臣	中島久萬吉
農林大臣	後藤文夫
陸軍大臣	荒木貞夫
海軍大臣	岡田啓介
外務大臣	内田康哉

鐵道大臣
文部大臣
逓信大臣
司法大臣

三土忠造
鳩山一郎
南弘
小山松吉

(黨藤首相の外務大臣兼任は内田氏の歸京就任までの間)

六十二議會

第二次臨時議會たる第六十二議會は、犬養前内閣によつて奏請せられたものであつた爲め、齋藤實子の組閣準備最中たる五月二十三日を以て召集せられたが、かゝる場合は議會開設以來稀有の事に屬し、貴衆兩院とも同日午前中型の如く議席所屬を定め、部長及び理事を互選して成立を告げたものゝ兩院相互と政府に此旨を通告したのみで休會し、開院式及び帝國議會開會の詔書は齋藤内閣によつて奏請し、新内閣の對議會策を決定の上再開の運びとなり、斯くて六月一日開院式が行はれた。劈頭齋藤首相の演説左の如し。

諸君、犬養内閣總理大臣が第六十二回帝國議會の召集を前にして、不慮の兇變に依つて俄かに薨去せられました事は、國家の爲め眞に痛惜の至りに堪へざる所であります。此の時局多難の際に當りまして、不肖圖らずも組閣の天命を拜し誠に恐懼措くところを知らず、乃ち各方面の協力を求めまして時局匡救を目的とする所謂舉國一致内閣を組織いたし、謹んで此の重任に膺り以て匪躬の節を盡さむことを期した次第であります。

對外策に就きましては新内閣は國際の信義を重んじ、列國と協調いたしまして世界人類の進歩、發達に貢獻せんとする傳統的政策を維持する事は勿論でありますと共に、我が權益の擁護と國際正義の命する所とに對し自から独自の立場を執る事の有ります事も亦やむを得ざる次第で有ると考へてゐるのであります。此の機會におきまして支那方面の状況につき一言しますれば上海におきましては五月五日日支兩軍の間既に停戰協定の成立を見るに至つたのでありますが、是は誠に御同慶に堪へない所であると同時に、私は同地方の状況が今後益々平靜に赴かむ事を切望して止まない次第で有ります。次に滿洲におきましては去る三月上旬を以て樹立せられたる新國家は遂次發展の道程を辿りつゝあるのでありますが、同國が今後益々健全なる發達を遂げます事は實に同地方の治安及繁榮の回復増進の爲めのみならず、東洋平和の確保の爲めにも極めて有意義と思考するのであります。私は我が國民が同國の前途に對し多大の希望を繋いでゐる事を確信するものであります。現下の時局は世人がこれを稱するに非常時の形容詞を以てします程重大であるかと考へます。深刻なる經濟上の不況は今尙回復の曙光を見難く農村の困憊と都市の沈滯とは共に益々甚しからんとするの状況で有るのみならず、近時兇變相繼いで行はれ人心極めて不安定に重大なる危険と申さなければなりません。此の不安を一掃し國民生活の安定を計ります事は苟くも任に政府に有るものが粉骨碎身萬難を排して努力しなければならぬ所であります。即ち嚴に治安の保持に務めて非違を戒むると共に財界の苦難を緩和し、失業の救済を計り農村の振興に勉めて以て國民大衆の生活を安定せしむるの途を講じなければなりませんこれ誠に刻下の急務でありまして新内閣の重要な使命の一つであると考へます。今次の兇變から致しまして往々軍紀を云ふするの聲をきゝまするのは誠に遺憾の至りであります。凡そ皇軍はたゞ天命のみに基き其の行動を律せらる可きは勿論嚴正なる軍紀の裡忠節禮儀武勇信義質素、貫くに誠を以てすべきは是れ我が建軍の精神でありまして同時にまた皇軍の光輝として衆庶の齊しく仰ぎ來つた所であります。私は今後我が陸海軍が上下一致して益々勲論の御趣旨を徹底し皇軍の光輝を永遠に確保し以て陛下の信倚に答へ奉るところである可きを確信するものであります。政界の淨化を圖り其の宿弊を芟除する事は立憲政治更新の爲に此の際特に考慮せらる可き重要使命の一つであります。立憲政治の下に政黨相對立し各自其の政策に基いて所信を闡はす事は當然の現象でありまして何等怪む事を要しないのみならず、其の運用宜しきを得ますれば輿論の統制に資し政策の研鑽に便しまして國政の運行を公正ならしむる事を得るのでありませう。併しながら黨争の餘波が動もすれば累を中央地方の行政に及び

まして選挙に各種の情弊を伴はしめ延いては立憲政治の前途に疑懼の念を懐かしむるが如き懸念なきを保し難いのであります。

新内閣は現下重大の國情に積み一黨一派に偏せず、所謂舉國一致と申す基礎の上に組織せられてをりますけれども議會を尊重する事は申すまでもなくまた決して政黨を輕視するものではありません。唯だ其の病弊に對しましては極力之を排除致し今正に眞面目なる國民の胸底に湧き起りつゝ有る政界革新の要望に副ひ、今日の非難を一轉して明日の信頼に替へしめんがため、十分なる誠實と熱意とを盡さんとするものであります。是れを要するに我が邦は、目下政治外交經濟思想の各方面に渡つて重大なる時機にあると存じます。随つて前に述べました所の要綱以外、産業の開發思想の善導等爲す可きの事項は極めて多いのであります。就中現下經濟界の不安を匡救すべき財政經濟の緊急方策は大體之を踏襲し、追加豫算案並に各般の法律案として、此處に協賛を求めた次第であります。

荒木陸相の演説

去月十五日帝都及びその附近に於て突發いたしました悲しむ可き不祥事件があります。昭和六年末就任以來皇國內外情勢が只事でないといふ事を痛感いたしました。此の國歩艱難の時局に當る事の覺悟が最も急であると思へまして殊に陸軍は其中堅といはしまして同僚相戒めまた本年勅諭五十周年を迎へましたので謹んで聖旨を奉じまして一意皇軍の威徳を發揚せしむ可く僚友と共に全幅の力をいたしつゝあつたのであります。突如世間の耳目を衝動する誠に悲しむ可き不祥事件をいだし、然も十一名の陸軍士官學校在學中の候補生が参加してゐる事を見た時にたとひいたらざる學年の生徒とは申せ、亦其の動機が如何にあらうとは申せ誠に恐懼措く能はざる所と存する次第であります。成程今日は幾多改善を要す可き事があるかも知れませんが、皇國の軍人といはしまして此の種行動に出る事は、誠に遺憾に存じ申すまい次第と存じてをります。第六十一議會におきまして申し述べた如く、暗殺行爲は其の發動の精神の如何に拘らず皇國精神の本義に照しまして悲しむ可き行爲と深く信じてゐる者であります。我々監督指導の責の何れにあるとを問はず誠に此のいたらざりし事を痛感し恐懼

に堪へない次第であります。之に参加いたしました生徒等はそれ々々事件後間もなく軍法會議に付しまして目下審理中でありまして、今此の事件を此處に詳細に申し述べる譯には参りませぬが、今後再び斯の如き事のなきよう更に努力を傾倒いたしました。萬遺憾なきを期してゐる次第であります。つら／＼當今の時局を観察いたしますに國民を擧げて一層協力一致報國の誠を盡す可きものと密かに信じて居るのであります。遂に今回の如き不幸を見ました事は不肖の不徳でありまして深く恥ぢてゐる次第であります。顧みますれば外憂はせつ／＼として迫つてゐます。内患はまた頻りにきざしてゐるのであります。今日の有様は暗澹として不肖の身を持ちまして日夜苦慮を續けてゐる次第であります。然るに四圍の情勢は今回再び不肖を忘れ再びその任に留り匪躬の誠を致さねばならぬ事に立ち至りました。もとより多士済々の陸軍におきまして自ら揣らざるの誹りはありませうとは知りつゝ現時局を顧み、此處に一切の私念に抛ちて此の途をとるは自分の踏む途なりと考へ敢て再び現職を奉じ御奉公を續ける事になつたのであります。此の儀切に御諒承を願ひます。

要するに齋藤内閣の對議會政策は、諒解第一主義を以て第一段の方法となし、圓滿に議事の終了を目標として臨んだのであつただけに、格別の波瀾もなく無事に會期二週間を終り豫算案三件、重要法律案十九件を議了し六月十五日を以て終つた。

第六十三議會

第三次の臨時議會たる第六十三議會は、第六十二議會に於て衆議院一致の可決を見たる時局匡救決議案に基く政府の對策を慎重に審議すべく開かれたもので、之を内にしては經濟問題の山積、之を外にしては滿洲國承認問題を中心として帝國を國際的重局に坐せしめつゝある外交上の問題等を反映せしむる所謂非常時の臨時議會であつた。而して此期議會は八月二十二日を以て召集され、二十三日聖駕親臨開院式を擧げさせられ優渥なる勅語を賜ひ、衆議院は即日本會議を開きて奉答文起草可決、翌二十四日衆議院は午前十時開會、全員委員長並に常任委員の選挙をなし其結果の報告あり散會したが、各常任委員長は總て政友會の獨占する所となつた。

斯くて二十五日衆議院に於て齋藤首相、内田外相、高橋藏相の施設演説あり、翌二十六日より豫算總會は開かれ、豫算諸案は三十一日の本會議に於て通過した。時局匡救に對する政府の態度に就ては、齋藤首相の演説中に於て之を窺ひ知るべく、即ち左の如くであつた。

新滿洲國が益々健全なる發達の道程を進みつゝある事は善隣の誼最も深き我邦として、慶祝に堪へざる所であり。前回衆議院に於てこれを速に承認すべしとする決議がありました通り政府は帝國独自の立場に基き出來得る限り速に正式の承認を與ふる決意の下に目下萬般の準備を整へてゐる次第であります。在滿帝國諸機關の圓滿なる連絡統制の爲に適當なる施設を行ふ事の緊要なるは夙に認められたる所であり、今般取り敢へず現在諸機關の首腦には同一人之に當り滿洲に於ける現實の事態に應じ必要にして適切なる措置を講ぜらるゝ事と相成つたのであります。しかして事變勃發以來すでに一年近く此の間滿洲の荒野に在りて困苦に堪へ忍び兵匪の鎮定に従事して治安の恢復に盡瘁しつゝある將兵の辛勞に對し重ねて深く感謝の意を表するものであります。不況困苦の難局に直面する農山漁村及中小商工業の窮狀に對し、之が匡救策を講ずる事は今期議會の使命であります。現下の不況に就きましては天皇陛下に深く御軫念あらせされ眞に恐懼に堪へざる所であり。しかして今回長くも時局匡救のため施藥救療及學術振興の資として多額の内帑を御下賜あらせられ聖恩の宏大なる偏へに感激に堪へませぬ。聖旨を奉體し策勵力行能く成果を收めて聖慮に副ひ奉らん事を期する次第であります。固より時局の匡救に適切なる施設を實現致し、人心安定の對策を遂行する事が現内閣の重要な任務の一でありますから萬難を排してこれが達成を期しつゝあるのであります。然るに適々前期議會の衆議院に於きましては通貨流通の圓滿農村其他の負債整理公共事業の徹底的實地農産物其他重要産業統制に關し必要なる諸案を提出すべき旨の決議もあり政府も其の感を同じうするものであります。故に出來得る限り決議の趣旨に副はん事を期しまして、爾來銳意具體案の作成に努力し、此處に諸君の協賛を請ふ可き時期に達したのであります。

先づ政府は現下の梗塞せる金融の疏通を圖るがため産業資金等の供給と相待ち今後三年間低利資金を放出して銀行及産業組合の不動産に固定せる資金を流動化せしむる事とし之が資金融通に當る不動産銀行及産業組合中央金庫に損失を生じたる場合には政府に於て之を補償す

る事と致したのであります。政府はまた低金利政策を採りまして來る十月一日より郵便貯金利子の引下を行ひ一般金利の低下を誘導して金融の圓滑を圖らんとするものであります。豫算の實施と上述諸般の施設とにより通貨流通の圓滿を期せんとするものであります。次に農村其他の負債整理に關しましては先づ以て一方には各種低利資金について本年度以降三ヶ年間に期日の到來す可き元金及利現に延滞せる元利金に對し適當なる猶豫を與ふるの方途を講ずる事と致したる他、一方には誠實なる債務者に負債整理に因る機會を與ふるがため農村には隣保共助の精神に基ける負債整理組合を設けしめまして計畫的組織的に負債の整理を行はせ政府及道府縣に於て之に對して整理資金を供給する事とし、また既存の金錢債務につきましては債權者債務者互讓による調停の制度を設くる事に致したのであります。更に進んで政府は道路其他の工事と共に各般の農林土木事業を實施し、軍需品の整備艦艇船舶の起工等をなしなほ重要産業の統制につきまして農林省米穀部設置米穀需給調節特別會計の借入限度額製糸業免許制度商業組合制度等を新に設け、此の外尋常小學校の經費に關して負擔の輕減を圖ると共に教育上の支障ならしむる爲、尋常小學校費の臨時國庫補助を行ふ事とした移殖民の保護獎勵貧困者の醫療救護小學校缺食兒童に對する食料支給等の施設を講じ罹災救助の範圍を擴張する等何れも地方に於ける疲弊を緩和し窮乏打開の一方策たらしめん事を期するものであります。幸にして今や疲弊窮迫の裡とは申せ國民の間には國民自らの力に依つて不況克服の途を取らんとする自力更生運動の興りつゝあることは眞に悦ばしき次第でありまして、政府も此の堅忍不拔なる精神に意を用ひ此の精神の下に於ける更生計畫の樹立實施に對して相當の助成を致し、政府の施設と國民の自力更生と相俟つて衆心一致此の難局を打開するがために邁進し、國力の充實伸張を圖らんとする次第であります。幸に此の趣旨を諒とせられ、速かに協賛を與へられんことを切望いたします。

尙滿洲國承認問題に就いては内田外相はその演説に於て左の如く述べた。

内田外相の演説

満洲國がますます健全なる發達を辿つて居りますことは、御同慶の至りであります。帝國政府は新國家に對する承認を以て滿蒙の事態を安定し、延いて極東に於ける恒久的の平和を招來すべき唯一の解決方法と認むるものであります。依つて政府は速かに滿洲國を正式に承認する決意の下に、目下着々その準備を整へてゐるのであります。右の準備整ひ次第不日承認實行の筈であります。然るに外國に於ける一部人士中には今なほ支那に對する帝國の態度殊に九月十八日事件の發生以來帝國の執り來りし措置を充分に諒解せず、または滿洲國の成立に付正當なる認識を缺き、剩さへ帝國の滿洲國に對する承認をもつて不法視するが如き所説をなすものがあります。私は此の機會に於て從來政府の累次宣明し來つた所と重複するを厭はず、之等諸點に關する我が方の立場を明かにすると共に前述の如く帝國政府が滿洲國の承認をもつて滿蒙問題解決の唯一の方法と認めます所以の梗概を述べて諸君の御諒解を得て置きたいと思ひます。

我が國は支那が穩健著實なる方法により其の國運を挽回し進んで極東の平和に對する同國の使命を果し得る日の速に到來せむ事を要す二十餘年の久しきにわたり極度の自制と忍耐とを示し來つたのであります。しかも支那側は我が寛大なる態度に應ぜむとする誠意なく我方に對する輕侮と排斥とは却て益々甚だしきを致し忍耐に忍耐を重ね來つた日本國民の感情が遂に極度に尖鋭化するに至りました折柄、帝國の生命總たる滿蒙に於て彼の九月十八日事件の發生を見るに至り、我が方において敢然として正當防衛の行動に出づるの外なかつたのであります。然るに右帝國の行動を以て不戰條約に違反するものなるやの所説をなすものがありますが、斯くの如きは全く事實に即せざる主張で不戰條約は斯種の場合に於ける自衛權の行使を制限するものでありませぬ。即ち同條約は締約國が其の判斷に基き自國の領土及一切の權益に對する危險を防止するため必要と認むる措置を執る事を禁止して居らないのであります。右自衛權の行使は行使國の領土外に及び得るものなること明であります。しかして張學良政權の事實的解消の結果奉天「ハルビン」等に治安維持會が成立しましたが、我が方としては滿

蒙に於ける治安維持の責任上これ等維持會に對し必要の援助を吝まなかつたのであります。しかるに是等維持會關係の要人等は此の情勢に應じ驟然起て遂に新國家を創建するに至つたのであります。

要するに滿洲國の成立は、同地方が支那本部に對して有する地理的、歴史的及び住民心理上の特異性を背景とせる獨立運動の結果に外ならないのであります。即ち滿洲國の成立は支那内部の分離運動の結果であるのであります。然るにその成立せる既存の新國家に對する帝國の承認を以て、九國條約は前述の如き支那に於ける分離作用、即ち支那の一地方の住民か自己の發意によつて獨立國を建設する事を禁止するものでありませぬ。従つて九國條約當事國たる帝國が、滿蒙に於ける住民の發意によつて成立しました既存の滿洲國を承認しまして同條約の規定に抵觸する事はないのであります。固より帝國が滿蒙に對し何等の領土的異圖を有せざる事は今更多言を要しませぬ。更に進んで帝國政府が滿洲國の承認を以て滿蒙問題解決の唯一の方法と認める所以を述べたい。

即ち滿蒙問題の解決に關し帝國政府の最も重きを置きます所は第一に其の住民の正當なる要望が充たされ、且帝國の權益が確保されると共に苟も舊來の排外的施設の再現を防止して同地方に内外人安住の樂土を築き、以て滿蒙自體の安定は勿論進んで極東に於ける恒久的の平和の招來を期する事及第二に感情論または抽象論を排し、滿蒙に於ける現實の事實を基礎として問題の解決を期する事の二點であります。我々は滿洲事變の勃發を見るに至りました、過去の経緯及從來滿蒙に對し我が國の拂ひましたる絶大の犠牲に顧み、右二點に即して滿蒙問題の根本的解決を計り以て日支間永年の禍根を一掃するの要ある事を痛感するものであります。然るに近時支那本部政權をして何等かの形式に依り滿蒙に關係せしむる事とし、以て一時を糊塗せむとする解決案を考慮する向もある様であります。斯の如きは究極する所九月十八日事件以前の狀態を繰返す結果に終る可きは、永年の經驗に顧み何等疑ひない所でありまして、日本國民は右の如き解決案に斷じて賛成するものではありません。滿洲國に於きましては其の建國宣言及び對外聲明等に内外に對する極めて公正妥當なる政策を掲げ同國當局は右實行の充分なる誠意を有するものと認めらるる次第で有ります。従て同國に承認を與へ此の上共に同國が健全なる政策方針の實施に邁進す

る様援助して行く事は即ち現實の事態に基いて滿蒙内外人安住の樂土を築く所以であります。

此期議會は會期の延長を見ること三回に及び、最後の重大問題たる米穀法改正案並に負債整理組合法案は、貴衆兩院の意見不一致を來したる爲め兩院協議會に移され、議會最終日の九月四日午前より午後に亘つて兩院協議の結果、米穀法中改正案は兩院の互讓妥協によつて法案の成立を見たが、負債整理組合法案は兩院共自説を固執して譲らず、遂に不成立に終つて仕舞つた。然しながら時局匡救豫算案は無事兩院の協賛を得て成立したる外、政府提出の重要法案は負債整理組合法案及び米穀應急施設法案（米穀法中改正案中に編入）の二案が否決された外は全部兩院を通過し、こゝに今議會は終了して九月五日閉院式を行はせられた。

第六十四議會

第六十四議會は昭和七年十二月二十七日閉院式を行はせられ、第二期に入つた非常時下の通常議會として政府の對議會策も容易ならずと觀られたが、民政黨は現内閣成立の事情に鑑み、殊に若槻總裁が屢々聲明せる如く、對國際聯盟解決の途上にあるを主因として、非常時内閣支持の態度を以て臨んだのであつた。されば問題の膨脹豫算の如きも軍事費、匡救費も後年財政の根本建直しを強調する程度に止め、出來得る限り刻下の時局に善處せんとする政府を擁護したのであつた。

之に反して政友會は議會に對する態度を明確に決定するに至らず、黨内は自重派と強硬派とに分れ、前者は現内閣の組織された經過と三閣僚を自黨より出しつゝある點に於て、飽くまでも政府に好意的態度を保つべきであるとすに對し、後者はそも／＼齋藤内閣は非常時内閣の假面の下に現はれたるに過ぎざる官僚内閣の再生であつて、立憲的ならざる超然非政黨主義の内閣である、かくの如きは眞に憲政史上の不祥事であつて、その存續が一日長ければ一日憲政の發達を妨げ、政黨政治を衰微せしむるものである、而かも非常時内閣を標榜し、非常時匡救を目的として出現した以上は、先きに臨時議會に於て時局匡救の豫算を成立せしめ、來年度豫算の編成を終つた今日に於ては、その使命は大半

すでに解消されたものであつて、何時までも政權を掌握せんとするは不都合と云はなければならぬ、國民に基礎を有せざる變態内閣の影を没して政黨政治による憲政の常道に復歸せしむべきである、然るに齋藤内閣はこゝに出でずして政權に嚙ぢりつきを策しつゝある以上、政友會としては最も近き機會に於て斷然政府に對する絶縁を宣し、政黨本來の使命に則り政策本位に自由なる立場を執り、是々非々の假借なく所信に邁進すべきであると論じて氣勢を擧げたのであつた。

然しながら斯かる強硬論が政友會内の大勢をリードするとしても、何れの時機に何れの題目を捉へて一戦を交へんとするかは極めて困難なる問題であると觀られただけに、此期議會の休會明け以來の經過は、豫期せられた如き大なる波瀾も見ず、大局より云へば寧ろ平凡に會期を終了したのであつた。

而して閉院式は三月二十六日行はせられ、齋藤首相勅命を奉じて勅語を捧讀した後、午前十一時三十分參内、天皇陛下に拜謁仰せ付けられ滞りなく閉院式終了の旨を奏上、次で今議會の經過及び結果の概要について伏奏、種々御下問に奉答する所あり正午近く御前を退下した。尙政府は閉院式後院内にて臨時閣議を開き左の兩院を通過した三陸地方震災救済の追加豫算並に法律公布の件を決定直に上奏御裁可を仰ぐ手續きをとつた。

(一) 昭和八年度歳入歳出總豫算追加(第二號) (一) 昭和八年度各特別會計歳入歳出豫算追加(特第二號) (一) 豫算外國庫の負擔となるべき契約をなすを要する件(追第二號) (一) 農村負債整理組合法 (一) 日本製鐵株式會社法 (一) 製鐵業獎勵法中改正法律 (一) 南滿洲鐵道株式會社の株式引受に關する法律 (一) 陸軍幼年學校令中改正の件(勅令)

因みに此期議會を通過した昭和八年度時局匡救土木事業の各府縣割當額に關しては過般來内務省土木局において調査中のところ廿七日山本内相の決裁を得たので直ちに各府縣地方長官に通牒を發し實施準備を命じた。しかしてこれが事業費總額は一億四千三百八十六萬五千六百七十一圓にして内譯は左の如くである(單位千圓)

△國事業	二九、八九七
一、道路事業	一五、八七三
一、治水事業	一一、〇三〇
一、港灣事業	二、九九三
△府縣及町村事業	一一三、九六八
一、道路事業	七三、七九五
一、治水事業	三〇、〇四四
一、港灣事業	八、四二九
一、指導費	一、七〇〇

第六十五議會

龐大な軍事費

第六十五議會は、四億八千七百萬圓といふ未曾有の龐大な海軍豫算を成立させたが、それは大角海相が豫算案の貴族院を通過した際、感激の言葉を以て云ひ現はした如く、非常時に對する國民の認識が徹底した賜物であるに違ひない、隨つて海軍としても國民の期待に背かぬ様に此の大豫算を適切に使用して國防の安固保持の重責を果すべく努力を盡くことも、夙に海相が國民に誓つた所である。

而して此の大豫算を海軍は如何に使用せんとするのであるか、先づ專規事業二億三千四萬圓の中心をなす第二次補充計畫(補助艦艇建造)であるが、之は海軍がロンドン條約の缺陷補填のため樹立した九年度から四ヶ年に亘る建艦計畫であつて、その初年度分の豫算は六千六百八十

萬圓、第二次補充計畫によつて建造される艦艇は合計四十八隻である。而して其の内譯は

△制限内艦艇 乙級巡洋艦二隻、航空母艦二隻、驅逐艦十四隻、潜水艦四隻△制限外艦艇 特務艦六隻、水雷艇十六隻、驅潛艇四隻
 でその一部分が九年度豫算で建造されるわけである。次で特筆すべきは航空隊八隊の増設計畫で九年度から十一年度まで三ヶ年のうちに完成
 そのうち約四隊が明年度の二千四百二十萬圓で出來上る、その他明年度豫算で海軍が計畫してゐるものは艦船の性能を近代化するための艦船
 改装(豫算四千八百八十萬圓) 水陸の整備(豫算二千百萬圓) 即ち工作廳の整備、軍需品貯藏設備、無電所設備改善、軍港設備、單機の設備
 病院の増築また航海學校の設立(豫算初年度分九萬圓) 信號旗の改正、教育用兵器整備などである、その他生徒及び士官教育制度の改正、従
 來自費であつた豫算練習生に被服糧食を官給する費用、從來三年おきに實施された海軍大演習を非常時局に鑑み毎年實施すること、し明年度の
 費用五百萬圓等も明年度豫算中の新規事業の主なるものである。豫算運用に當つて海軍當局が最も意を用ひつゝあるのは出來得る限り民間
 流出を計らうといふ點で、これがためには兵器、艦船、飛行器の諸材料、建築、土木の材料、勞銀等悉く直接又は間接に民間と緊接なる交渉
 を持ち、また出來る限り窮乏農村を潤すために農産物の直接購入、工廠の職工を農村より募集する等を行ひ、すでに横須賀工廠には千名内外
 の不熟練職工が主として東北の農村から採用されてゐる、農産物の直接買上げのためにはすでに軍需局の係官が各地に向いて詳細な調査を
 遂げた、かくて民間に流出する金額は約一億五千三百萬圓に達する筈である。

依然必要の滿洲事件費

陸軍省豫算は總額四千九百十七萬圓、國防豫算の名に恥ぢざる龐大なるものであるが、その中新規事業の主なるものは左の如くであつた。(單位千圓)

滿洲事件費一三三、八三四△兵備改善費一〇九、五八七△合計二億四千三百四十二萬餘圓

であつてその他のものは滿洲事件行賞諸費二百六十四萬五千圓が大部分を占め、學校配屬將校増加費帝國在郷軍人會補助費、靖國神社臨時大

祭寄附金等徴々たるものに過ぎない、滿洲事件費は昨年度よりやゝ減少したが依然として日滿議定書に基く共同責任を果たすため絶対必要な経費で本年度より戦時手當を廢止したが、それは一部分であつて未だ匪賊の跳梁せる地區もあり、また匪賊絶無なるも土地遠隔にして現場給與をなさざるを得ない地區もあり、事實上滿洲事件費の平年化は實現不可能である。この外大藏省所管として滿洲事件豫備金一千萬圓あり不時の急に應ぜんと用意されてゐる、兵備改善費中一億二百五十四萬六千圓は全く既定繼續費の繰上げに過ぎず、純粹の新規事業とはいひ難い、國軍の近代的機械化整備充實に應ずるものである、陸軍豫算も漸く滿洲事件の突發に對する應急的施設から今後の恒久的事態に對し適切有効なる施設に邁進する時機に至つて居るのであつて、昭和七年二月、滿洲事件勃發のため一旦中止した軍制改革案の内、資材整備については、兵備改善費によりある程度まで實現したるも、日滿共同國防に對する根本的改革については近く軍部において審議を開始する筈である。即ち滿洲事件費の平年化もこの根本的改革案が基礎となつてから實現するものと見られてゐる。

確信なき政府の提案

翻つて議案審議の成績を見ると、總豫算案は兎も角として其他の一般の議案は、政府の提案が頗る遅かつた爲めに、十分の審議を盡すことが出来なかつたが、それよりも一層政府に對する批難の聲を免かれ得ない點は世論に逐はれて各種の重要法案を提案してゐながら、それについて確乎たる主張を持合はせてゐなかつたことである、却つてそのために曲りなりにも議事の結末が付けられ、政府案中審議未了僅に二件といふ好成绩を示してゐるがこれでは成立した諸法案が時局の重要懸案の解決にはホンの一時の彌縫策に過ぎなかつたのもむしろ當然の結果といはねばならない。

この議會で政府が自己の運命を賭してどうしても通さなければならぬ政治的重大性をもつてゐたのは九年度總豫算である、九年度豫算は軍事豫算なりといはれてゐた通り龐大な軍事費を含んでゐるが、この軍事費は議會前高橋藏相が中心となつて五相會議等で頭をしぼり、所謂一九三五、六年の危機を控へての外交工作、國防方針を基礎に割出されたものである、いはゞ國策上最も重要な意味を含んでゐるばかりでな

く、この軍事豫算をつぶすことは他の如何なる決議にもまして直接絶對的の政府不信任を意味するのであるから政府としてこれに自己の運命を賭したのは當然である、これに對して議院側は四圍の情勢から見、之を承認することは已むを得ないといふに早くから一致してゐたが、その代りに軍事豫算審議の機會を利用し、軍人の政治關與問題を是正するための言論をつくすに力を注ぐことが出来た、軍事豫算以外の一般總豫算についても政民兩黨及び貴族院の大勢はこれを承認して、消極的に倒閣の危険を避けたところに微妙な政界の空氣が反映してゐるが、國民同盟は軍事豫算のみに同意する旨を條件として總豫算に反對し、政府不信任の態度を明かにした。

軍事費問題について論議の中心となつたのは農村對策である。昨年の内政會議で抱負經綸を示してゐながら雀の涙程の豫算で憂き目を見てゐた後藤農相も會期中頃漸く二千萬の追加豫算をもらつて愁眉を開いたが、農民の現状に對してはこれも焼け石に水だと攻め立てられた。さらに農相を苦しめた外地米統制の問題では相争つた永井拓相と議會の大主席に隣合ひに列んで、政友會の皮肉な追究を甘受したが、漸く出来上つた外地米統制案も米穀資金その他の關係から、到底、米穀問題の解決を望むことは出来ないと云ふことを議院側も強調すれば、政府も之を肯定して結局農相の追究された點は、何故斷の一字をもつてその抱懐するであらう所の根本策を實行しないかと云ふ點に在つたが、此の議會の審議で農相の米穀統制に對する眞剣味だけは、政友の農村問題の論客連にも充分に認められた様である。

農村問題についてこの議會に期待されたものは選舉法の改正であつたが、政府としても政界廓清のために選舉法の改正を大看板として前議會にも提案して否決の運命に逢つたのであるが、これは政黨を向ふに廻しての戦ひであるから政黨と縁の切れぬ現内閣には無理な仕事ではあるが、さればとてこの改正を遂行出来ないならば、組閣以來二年に垂んとしてまだ何等これといふ政策をやつてゐない現内閣に、一體何を期待してよいか、成程政府の今回提出した選舉法改正案は混同開票の實施、連坐規定の設定、その他選舉に際する不正防止のため適切な規定を揚げたが、これらの重點は全部政、民兩黨のために削り去られたと同然の結果となつたのに、これに對する意見を問はれた齋藤首相が「兩院で改正の効果があるといふのであるから不都合はないと思ふ」といふよそ意味のない答辯をして、ひたすら内閣の存命に汲々たる姿を

如實に見せたが、横車を押し通した政、民兩黨の態度と併せ考へて、政界の心ある人々を慨嘆させずには置かなかつた。

その他の法案を見るに、時局を反映して産業、貿易の國家統制に關する法案が多數通過したことは此議會の特色であらう。原蠶種國家管理法案、輸出水産物取締法案、輸出生糸販賣統制法案、貿易調節及び通商擁護法案等であるが、その實效如何についてはまだ多くの疑問が残された、また衆議院議員提出の法律案は極めて多く、中には貧農の飯米差押禁止、地方財政補整交付金制等の意義ある法案もあつたが、貴族院のためにおぼむね握り潰され、暗から暗へ葬り去られた、經濟關係以外としては治安維持法改正案が極右取締の要望を伴つて論議的となり兩院協議會となつて流産したが、こゝにも政府に提案についての確信の乏しいことが裏書されてゐる、この議會を回顧するに當つて政府は議會を乗切つたといふよりは、むしろ押し流されたといふ感じを一しほ深くせざるを得ない。東京日々紙は第六十五議會を回顧して、左の如く記してゐる。

昨年から議會休會明けの前へかけて、政黨方面では軍紀の肅正といふ事を切りに叫び、ちよつと強氣を見せ議會の前半においては貴族院と相呼應して、いはゆる非常時の實體に検討をすゝめ、國民に議會政治の効用を認めさせたかの感もあつたが、今終幕となつた議會の跡を顧みて見ると、軍紀問題もさることながら政黨自身が綱紀問題の噴火山上に亂舞し、或は傷つき或ひは顛落して未曾有の醜惡な泥試合の記録に終つてゐる、中でも鳩山文相と中島商相の辭職は政黨の腐敗が招來した事件として一時は齋藤内閣の屋臺骨までゆすぶつた、衆議院の調査委員會でコネ廻された臺銀持株處分の問題は多くの綱紀問題の中で最も政黨人を脅かしたものだといはれてゐるが、その他今期議會を通じて政黨の積弊はいはゞ政黨と財閥の腐れ縁は遠く故濱口首相の名が飛び出すまで洗ひ立てられ、一方小山法相閣僚の綱紀問題も次々に持上つて、宛然暴講議會の觀を呈したのであつた。

五・一五事件以來フアツショ排撃を唱へて自衛運動をつゞけて來た政黨は昨年秋頃から積極的態度に轉向してゐたが、今議會となつてから荒木陸相の辭職を機に果然その旗幟を鮮明にし、政友の床次氏、民政の町田氏が劈頭議會政治擁護の第一聲を擧げ、つゞいて政友の安藤

氏が昨秋軍部の發した軍民離間の聲明を持出して軍部兩大臣を追究したときは政黨の意氣當るべからずの慨を示したが、それが峠で、民政小川氏の追究に對して陸、海兩相が多少反撥的の答辯をした頃から次第に軍部に對する論鋒は鈍つて來た、それは安藤氏等の演説が右翼團體に起こさした大きな反響のせひでもあつたが、政黨自身が綱紀問題にぶつかつて對外的に云々する餘裕を持合せなくなつたのがさらに大きな原因である。

臺銀持株處分問題を發火點に導いたのは二月八日衆議院における岡本一巳氏の質問演説であつた、あたかもその日、尊氏問題では絶対に辭めないと頑張つてゐた中島商相が詰腹を切られ越えて十日岡本氏が政友會から除名されるに及んで一種の陰惨な空氣が議會を包んだが果して十五日の岡本氏の再度の暴露演説は鳩山文相のいはゆる樺工事件を世上にブチまけた、その騒ぎの餘波は津雲、西方兩代議士の政友會からの除名となり、望月氏の代議士辭職騒ぎとなり、遂に三月三日、明鏡止水の言葉を殘しての鳩山文相の辭職となり、政黨再起容易ならずの感を一しほ深くさせた。

政權に見捨てられて最早や二年になる政黨、今後とていつ政權が舞戻つて來るやら見當が付かない政黨に、當然襲つて來るものは統制難といふことである、利權には縁遠くなり、財閥には敬遠される一致團結、情意投合を口に唱へても、それはつまり、から景氣でなければ藻掻きである、政黨は根本から目覺めざる限り内紛から一路分解への途を辿るより外はないのである、その悲劇を政友會などは今期議會でまざく／＼と公演した。

最初は個々の代議士同士の喧嘩程度であつたが、次第に黨内抗争の實狀を暴露し鈴木系、久原系の對立激化の結果、政友會も遂に分裂の危機に直面したが、望月氏の辭表が冷却劑となつて、僅に分裂を免れた、この頃から鈴木總裁が軟化して床次、久原派の大同團結主義に共鳴の態度をとり始めたのも政友會統制の上からはやむを得ないことである、その裏面には床次、久原一派と民政町田氏一派との大同團結運動が次期政權に影響する結果を觀測した幹部派の苦肉の策もうかゞはれるが、大同團結運動といひ、單獨運動といひすべては次期政權の

推測から割出した政黨人の自衛手段、更生手段に外ならず、政策國策はむしろ従たる問題である、従つて議會末期に問題となつた政民兩黨の國策共同決議案も、兩黨それ々の打算から駈引され、政友會は黨内情勢からこの政府信任とも不信任ともつかぬ決議案を出すに至つた。國民同盟は、政、民兩黨は終始反對の立場をとつて一意倒閣に力を盡し、齋藤首相の仁川の邸宅問題、高橋藏相の正金銀行の不當利得問題、小山法相の演職の問題など矢張り早やに摘發の作戰に出たが後繼内閣運動の現れと見られたせるもあつて一般の同情を克ち得ずたゞ少數孤立の悲哀を味はつたに過ぎない、更生に悩める政黨の姿は政、民、國同の各黨を通じてこの議會の上に遺憾なく描き出された。

民政黨議員總會

第六十五議會終了後、民政黨は三月二十六日午後五時より丸の内中央亭に議員總會を開き、所屬貴衆兩議員その他三百餘名出席、先づ頼母木氏より院内役員を代表し、次で町田氏より總裁代理として左の如く議會後の黨の方針態度を明かにし、同六時一先づ散會引つゞき別室に於て懇談會を開き、席上大麻幹事長より激勵の演説をなし七時過ぎ散會した。即ち

從來内閣成立の事情に鑑み、準與黨として之を支持擁護し來つたが、第六十五議會の終了を機に一大轉向の情勢を示すことゝなつた。此期議會に於ける齋藤内閣の態度は、遺憾なくこの無能振りを發揮し、重要法案の殆んど全部は修正又は審議未了、然らずんば希望條件付きの運命に遭ひ、鼎の輕重を問はれ國際的重壓下にある非常時局擔當の能力を疑はれるに至つたので、民政黨としては從來の如き準與黨たる立場を離れ、政府の態度如何によつては倒閣も止むを得ずとの強硬論が黨内に擴大するに至つたのであつた。

されば議員總會に於ける頼母木氏の演説中にも、もし現内閣に望み得るものなしとすれば、それは唯だ議會の解散あるのみ、と斷ずるに至り又町田總務は總裁代理として

組閣以來二ヶ年、舉國一致内閣の長所は漸減し短所は漸く露骨となつて來た、米穀統制案がその適例である齋藤首相が閣内不統一の爲め

遽かに當初の言明を覆へし一年間の暫定案を提出した事は舉國一致内閣の短所を暴露したものである。

と斷じたる後更に

時局對策につき出来る事なら政友會と協調し意見の一致を見れば之を現内閣に迫り政府に實現の決意と力なき場合には總裁の指示を俟つて他の何等かの方法に依つて具現を期せねばならぬ。

と私見なりと前提し乍ら決意を披瀝して黨將來の方針を明かにした。

齋藤内閣遂に挂冠

滿二歳餘に亘り非常時局を擔當せる齋藤内閣終焉の日は遂に來た、總辭職を決し辭表を取りまともむべき閣議は七月三日午前十時卅分から開會、これに先だち三土鐵相が午前九時卅分首相官邸に現れ次いで大角海相、同四十五分には政變中心人物の一人たる小山法相が悲壯の色を漂はして官邸の奥深く消えた、續いて松本商相、やがて同四十八分には高橋老藏相が玄關に現れ足どりも重く閣議室への階段を上つて行つた、正十時には南選相につゞき後藤農相、永井拓相が駆けつけたが齋藤首相はこれ等を迎へて前日直接諒解を求むるの機を得なかつた各閣僚に對しそれ〴〵事態こゝに至り總辭職のやむなきにいたつた事情を述べて諒解を求め正式閣議に臨む準備を整へた、しかしして十時五分廣田外相、林陸相續いて山本内相の十時十分を最後とし全閣僚が揃つたがこの間あわただしい空氣のうちに小山法相が齋藤首相に對し最後の報告をなし十時卅分閣議は開會された、かくて首相はかねて用意せる細心の注意をもつて「綱紀問題を惹起し、殊に奏薦せる閣僚が疑惑の的となるが如き事態に立ち至つたことは陛下に對し奉り恐懼に堪へない、よつてその責を負ひ辭職を執行するに至つた故各閣僚も辭表を提出されたき」旨を改めて述べ、全閣僚異議なく茲に全閣僚の辭表はとりまとめられた、よつて首相は宮中の御都合を伺ひ同日午後一時廿分參内、同一時三十分天皇陛下に拜謁仰付けられ閣下に辭表を捧呈、骸骨を乞ひ奉つたが陛下には何分の沙汰あるまで引續き政務を見よとの有難き御詔を賜はり

首相は恐懼して御前を退下、更に牧野内府、鈴木侍従長と會談の後、同五十三分宮中を退出した。

第十六節 岡田内閣成立

新内閣の陣容と経緯

天皇陛下に於かせられては齋藤首相が辭表を捧呈後直ちに牧野内府を召され、後繼内閣についての御下問あり、内府は謹んで元老たる西園寺公に御下問あつて然るべき旨を奉答、陛下には御嘉納の由に承はる、右の結果鈴木侍従長は畏き御下問の聖旨を御殿場の西園寺公に傳達し西園寺公は後繼首班の見極めがきはめて困難なる政界の實情に鑑み、病軀を押して上京し牧野内府等の重臣と直接會見し協議の上奉答するとに決し、七月四日午後七時五分御殿場驛發、同九時四十分東京驛に着するや直ちに参内、鈴木侍従長より御下問の聖旨を拜したので牧野内大臣より齋藤内閣總辭職に至るまでの経緯につき聴取し更に西園寺公に先だつて参内してゐた一木樞密院議長次いで高橋藏相、齋藤首相等諸重臣、若槻男、清浦伯等總理大臣禮遇者より各別に順次時局收拾方に關す意見を聴取し慎重なる考慮を重ねた末後繼内閣の首班者として岡田啓介大將を奏薦することに決し直ちに天皇陛下に拜謁仰付られ謹んで同大將を奏薦御前を退下、十一時二十分宮中を退出し麻布市兵衛町の住友別邸に入り小憩後、老公は同日午後四時二十五分東京驛發御殿場へ歸つた。

斯くて後繼内閣組織の大命は海軍大將岡田啓介氏に降下し、岡田大將は四日午後二時お召により参内、天皇陛下に拜謁仰付られ内閣組織の大命を拜受して御前を退下し、同二時二十五分首相官邸に入り齋藤首相と會見後、直ちに閣僚の詮衡に入り同三十五分後藤農相の來邸を求め、以來同氏を參謀として鋭意組閣を進めた結果、漸く八日午前二時半に至り閣員の顔觸れを決定、こゝに舉國一致の形態を整へる岡田内閣の組

閣を完結した、よつて岡田大將は宮中の御都合を伺ひ八日午前九時三十分参内、表謁見所に参進、閣員名簿を捧呈したるに陛下にはこれを御嘉納あらせられ岡田大將は一旦御前を退下した、かくて天皇陛下におかせられては長くも日曜日にも拘らせられず即日親任式をとり行はせらるる旨仰出されたので岡田大將は燕尾服に燦然たる勳一等旭日桐花大綬章を佩びて控へ室に待機するや、やがて同十時二十分天皇陛下には陸軍通常御禮裝を召され林式部長官御前行、鈴木侍従長、本庄武官長等を従へさせられ鳳凰の間に出御、留任の大角海相待立の上先づ内閣總理大臣の親任式が行はれ御前に参進せる岡田大將に對し内閣總理大臣兼拓務大臣親任の勅語を賜ひ、大角海相より官記を授けられて新首相は退下し陛下には一旦入御遊ばされた。次いで同十一時陛下には再び鳳凰の間に出御、岡田新首相待立の下に他の閣僚の新任式を御舉行、順次親任の御勅語を賜ひ岡田新首相よりそれ〴〵左の官記を授け各員退下、陛下入御遊ばされ茲に滞りなく岡田内閣は成立した、なほ留任に決した廣田外相、林陸相、大角海相の辭表は却下あらせられた、また山崎農相に對しては同氏服喪中につき親任式は行はれず岡田首相より官記を傳達した。

任内閣總理大臣兼拓務大臣	海軍大將從二位勳一等功三級	岡田啓介
任内務大臣	農林大臣正三位勳二等	後藤文夫
任大藏大臣	大藏次官正四位勳三等	藤井眞信
任司法大臣	判事(東京控訴院長)從三位勳二等	小原直
任文部大臣	從三位勳二等	松田源治
任農林大臣	正四位勳二等	山崎達之輔
任商工大臣	正三位勳一等	町田忠治
任遞信大臣	正三位勳一等	床次竹二郎

任 鐵道大臣
 外務大臣(留任)
 陸軍大臣(留任)
 海軍大臣(留任)

正五位勳三等 内田 信也
 廣田 弘毅
 林 銑十郎
 大角 岑生

新内閣の初閣議

岡田新内閣の初閣議は親任式後午後零時十五分開會、各閣僚全部出席、岡田首相より挨拶あり、直ちに左の人事を決定した

任内閣書記官長(特に親任官の待遇を賜ふ)

拓務次官正四位勳二等 河田 烈

また警視總監藤沼庄平の留任を決定したがなほ定例閣議日は従來通り火、金曜午前十時開會を申し合せた。

尙、岡田内閣の使命とする政策は、内治外交の全面的刷新充實をはかり以て國際的重大期に對應すべく、大體に於て齋藤内閣の諸政策を踏襲することとなり、十日の定例閣議に於て新政策綱要を大要左の如く決した。

一、國防の充實 滿洲國の獨立と帝國の國際聯盟退以來の國際諸情勢に鑑み國防を充實し東洋平和、世界平和に寄與すると共に一面經濟的擴充と相俟つて國力の進展を期せん。

一、日滿親善再調整 政治的に經濟的に日滿關係に對して親善提携の實をあげることに。

一、綱紀肅正政界淨化 齋藤内閣が綱紀肅正と政界淨化に努めながら不幸にして綱紀問題の政治的責任によつて桂冠のやむなきに至つた事實に鑑み綱紀肅正には徹底的態度をとり大藏省事件ならびに某事件は勿論一切の綱紀問題に對して斷乎たる措置をとると共に、政界淨化についても最大の關心を有し從來の選舉法にして不備なる點はこれを是正し最善の努力を盡さん。

一、對軍縮會議方針 國際協調の形式に捉はれることなく來るべき海軍々縮會議に際しては帝國の國際的地位と國際協調の精神を強調徹底せしめ斷じて屈辱的態度をとらざる方針である。

一、自主的外交の確立と親和外交の徹底 日本はあくまで國際協調に立脚し列國との親和關係の保持と自主的外交の確立に努め國際經濟の諸情勢に對應する方策を講ぜん。

一、國家財政の確立 原則として高橋財政政策を踏襲し十年度豫算編成に當つては國防費を中心として陸海軍の航空隊擴張、艦船裝備充實を初め國防費の膨脹は不可避的情勢にあり従つて赤字公債の繼續はやむを得ざるも可及的にこれが遞減をはかり國防財政の調整に重點をおき漫然たる赤字財政を抑止する方針である。しかして時局匡救事業費は原則として九年度をもつて打切りとなす方針で税制の整理は將來何時にても實行し得られるやう調査を進め増税は國家財政と地方財政の建直りを待つておもむろに考究せん。

一、對政黨態度 政黨が國民の總意を代表する意味において政黨本來の實質に對しては飽くまで尊重する態度をとるが從來の政黨そのものに内閣存在の基礎を置かず政黨にして政界を汚濁せしむることあれば斷乎として政界淨化のため有効適切なる對策を講ずる。

一、農村對策の確立と教育制度の刷新 齋藤内閣が着手した農村對策に關し再檢討を試み特に米穀對策を樹立し農山漁村の自力更生と相俟つて農村の更生をはかると共に從來の教育制度の改善に努め國民教育の徹底的刷新充實をはかる方針である。

民政黨の態度表明

新内閣に對する態度を明示すべく民政黨に於ては、九日午後本部に幹部の寄合協議をなしたが、

一、岡田内閣に對し聲明書を發表すべきか否かについて種々議論があつたが、結局民政黨の態度は既に明かであるから特に聲明書を發する必要はない、寧ろ十五日の定例懇談會を十四日に繰り上げ席上若槻總裁より一場の演説をなし、岡田内閣援助の態度を明かにすべし。

一、政務官の数は政公平なる数を割當すべきであるから民政黨として適當なる数を要求し之を町田、松田兩閣僚より主張せしむべし。と云ふに大體意見の一致を見、十四日午後零時半より丸の内會館に開催された民政黨懇談會に於て、若槻總裁は左の如き演説をなした。

立憲政治の下では議會に多数を有する政黨が、内閣を組織することが常道であると思ふのであるが、社會の情勢からそれが困難な場合には立憲政治の眞髓を體得し自由なる民意を汲む内閣が出るならばこれを援けて難局を突破するはやむを得ぬと考へる、齋藤内閣をわが黨が援けたのもこの意味であつた、今度岡田大將が大命を拜したのも齋藤子の場合と大差ないやうに心得てゐる、事實大將が大命を拜すると同時に政黨の援助を得ねばならぬとて政、民兩黨に援助を求めたのを見て大將が立憲政治を守り立てる熱意を有し政黨を尊重する認識のある事が判る、よつてわが黨は幹部會でも在京代議士會でも岡田大將を援助することに決し、その旨を答へた、しかし政黨には本領と立場がある、それを曲げることは出来ぬゆゑに新内閣が民政黨の本領と立場とに大なる懸隔を生ぜぬ限り援助する事を明かにしておいた、町田商相、松田文相はこの主張を念頭において閣内にて行動するやうに切望する、岡田内閣の施政方針は聲明されてゐないが、新聞紙の傳ふる岡田首相の談によれば現内閣は憲政を確守し、公明なる政治をなすを旨とするのである、是は多年わが黨が主張したところである、今日の時局は重大且つ困難である、これを突破し帝國を安泰にするには中庸を旨とし、極端なる言動によつて左右されることなく敢然として進む外ないと信する、わが黨もこゝに思ひを致して行動することが大切と思ふ。

若槻總裁の辭任

若槻總裁は濱口總裁が兇變で倒れたので党内諸種の事情に鑑み再び總裁の地位を踏襲したが、豫てより辭意を抱懷してゐたところ十月末に

至り某々黨首腦に對し總裁の地位を去るべく辭意を表明した。しかもその決意は相當強固なるものがあるので党内には右事實の判明につれて非常な衝動を與へられた。而して民政黨の黨情は對政府關係においても對政友會關係においても、また内部關係においても簡單ならざるものがあり、且後任總裁の點よりも目下のところ總裁更迭は至難の情勢にあるので黨首腦部は極力慰留に努むる所あつた。蓋し若槻總裁の辭意表明は總裁就任當時の事情よりしても一〇〇〇總裁たるものが暫定的なる諒解の下になされたものであつたのであるが、其後安達氏一派の脱黨、五・一五事件の勃發等につゞいて時局複雑のため辭任の期を逸してゐたところ最近党内の状態は比較的安靜になり自分が引退しても何等支障を來すおそれなしといふにあり、加ふるに一部では政民聯携運動に對する不満とか、元老重臣方面の意向の反映とか種々の推察が下されてゐるが、党内事情による辭意に非ざる事は明かと思はれてゐる。黨幹部はとり敢へず一日緊急總務會を開いて善後措置を講ずることとなつたが黨各機關こぞつて總裁に對する願意懇請の手續きに出る事となつた。

而かも若槻總裁の辭意は極めて強固なるものあり、もはやその願意は至難と見られ總裁自身の意中にある後任候補者は町田現商相である、即ち黨としては長老たる山本前内相の出馬を得れば諸般の事情より推して最も好都合ではあるがこれを肯ぜざることはかねてから明らかであり殊に若槻總裁の決意を齎らして、別府に靜養中の山本男を訪ねた川崎卓吉氏の會談結果によつてもいよいよこの點が明白となつたので、總裁としても飽くまで町田商相の奮起を望んだが、しかしこれに對し町田商相は

自分は總裁として適任にあらず、この際若槻總裁の辭任やむを得ずとすれば數名の委員制度を設けて統制を保つこと、しその委員長ならば考慮してもいゝ。

との内意をもらした。しかしながらかくの如き方法による時は總裁決定問題をめぐつて紛糾を後日に残すことを總裁として憂慮してをり従つて一氣に後任總裁を決すべしとの考へであるから若槻總裁は極力町田商相に對し後任總裁の受諾を懇請することになつたのである。

右の如く若槻總裁が辭意を表明したるに付き、之が善後策協議の爲め十一月一日午前十時より町田、松田兩相をはじめ川崎（卓）富田、櫻

内、頼母木、小泉、永井、小山、大麻の首脳部は丸の内常盤に會合して先づ大麻幹事長より

若槻總裁が辭意を表明されかつこれに關して至急幹部會を開いてもらひたいとのことであつたからお集りを願つた次第である。と挨拶し一同の希望によつて川崎卓吉氏から總裁辭任の心境を聴取した、これによつて協議の結果。

現下の重大時局に若槻總裁の辭任さるゝは國家のため黨のためまことに遺憾至極であるから取敢へず極力慰留すべし。

といふに一致し午後一時一同打ち揃つて駒込大和村の邸に若槻總裁を訪問し極力慰留に努めることに決した。しかし午後三時から黨本部に緊急總務會を開き幹事長より總裁辭意表明、これに伴ふ首脳部會議の結果及び總裁と首脳部の會見顛末を傳へて善後處置につき協議することになつたが、黨内に於ける一般の空氣は

若槻總裁は憲政の偉大なる擁護者でありこの總裁を得てはじめて黨が十分なる活躍が出来る次第でこれが國家のため重大な貢獻をなしてゐる。しかるに時局ますます多難ならんとする際に總裁の辭職を見ることはどうしても忍ぶことが出来ぬ。

といふにあり大多數の黨員は極力勸意を望んでをり一日正午本部に在京代議士會を開き卅餘名出席總裁の留任を求むる決議をなし、西村丹治郎、松村謙三、松田竹千代氏等十名が代表として午後一時過ぎ若槻總裁を訪ねこれを傳へて留任懸望をなした。尙ほ、川崎卓吉氏は一日午前九時本郷の邸に若槻總裁を訪問し辭意表明問題の善後策につき協議をとげた。

因みに若槻總裁は十一月一日午前九時、訪問を受けた多田情報部長等に對し左の如く所見を述ぶる所あつた。

辭意表明のことは御想像にまかす外ないが今に始まつた問題でない、總裁をお引受けした時のお約束通り四圍の情況が辭任をお願ひしても宜しいやうになつたから決意を固めたのである。自分の辭任が憲政擁護とか政黨の威信回復とかに支障を生ずるやうなお説もあるが總裁を辭めても決して政界を隱退するものではない、依然一黨員として出来るだけの御助力を致す決心である。

在京議員總會

十一月二日午後三時より本部に在京議員總會を開き、先づ富田、川崎(克)、加藤の三氏より今日までの總裁辭任問題の經過を詳細に説明し次で中島彌園次氏は

總務會、幹部會を幾度びも繰り返してゐるのみでは熱意が缺けてゐる、こんな調子では留任しようとしても留任出来ないではないか、もつと熱誠をこめて行はねばいかぬ。云々。

と述ぶるや、松田竹千代氏は中島君の言辭不穩當なりとして取消しを申し込む等の小波瀾あり、次で後藤亮一氏の質問に對し川崎卓吉氏は總裁辭任の眞意について説明をなし、中村(三)、眞鍋(勝)、小西、藤田、土屋の諸氏から

何日でも總裁が承諾するまで座りこむくらゐの熱心さをもつて留任を懇願すべし。

と熱烈なる意見あり結局櫻内座長から

池田(秀)	高木	眞鍋(勝)	眞鍋(儀)	濱野
一松	勝田	齋藤(直)	中井川	後藤
百瀬	林	中村(三)	矢野	竹田

の十五氏を委員にあげ大會は一時休憩して右の十五氏は午後五時半駒込の若槻總裁を訪問し殆ど全委員が眞に聲涙ともに下るの熱誠をもつて勸意を懇願したに對し若槻總裁も涙を流し

諸君の誠意はわかる、しかし政治家は出所進退を公明にせねばならぬ、自分が今勸意したとて最早や威令行はれず政黨に對する世の信頼を失ふばかりである。

と答へ結局二時間にわたる懇請も空しく一同は同七時半本部に引きあげ直ちに議員總會を再開、一松、勝田、中村(三)の諸氏より會見願末を報告し

速かに全國大會を開き三百萬黨員の意思をもつて總裁の慰留を決議すべし。

と強硬に主張するに至つたので幹部は同八時半休憩を宣し別室で總務會を開き協議をなし席上聯合會等の傾をさけ直ちに總務一任をもつて押し切るべし等の強硬論もあつたが結局議員總會の要求通り五日午後二時より本部に大會にかはるべき議員總會、評議委員會の聯合會を開くことに決定、さらに議員總會を開いて大麻幹事長より正式に右の次第を発表しこれに對し一松氏より

聯合會は總裁の慰留を決議しました萬一の場合には若槻總裁再選の形式をとるべし。

と希望し最後に櫻内座長の提案により機宜の處置は總務一任となり同九時散會したが首脳部が總裁問題の急遽解決を謀らんとした工作は、頓挫のやむなきに至り遂に聯合會を開く事となり、首脳部は強硬派に引きずられて最後の段階まで行つてしまつたわけであるが若槻總裁の辭意は極めて固く翻意は至難と見られた。

總務會續開 三日も午後二時から本部に總務會を開き、總裁問題の前後の措置につき協議することになつた。

總裁正式に辭意表明

民政黨總裁辭任の決意をなした若槻男は、諸般の事情から推して、後任總裁は町田商相を措いて他になしとし、既に卅一日夜ひそかに町田商相を駒込大和村の邸に招致し辭任決行の意を明にすると共に町田氏に對し

今日黨の統制を保つ點からしても後任總裁は是非とも貴下を煩はさねばならぬ、枉げて御承諾を願ひたい。と懇請した、しかるに町田氏は

自分は到底その任ではない、殊にこの際總裁を辭せられるが如きはひとり黨のためのみならず邦家のためにも取らざるところである、必ず翻意していただきたい。

と述べ後任總裁たることを辭退すると共に若槻男の翻意を望んだ、しかしながら若槻男もまた

適任にあらずとすれば自分の如きは全く適任でない、ゆゑにその點は是非思ひ直して受諾してほしい。

と説き結局問題は未解決のまま會を終るに至つた、しかして町田氏は一日午前民政黨首脳部會議に出席するや協議が後任問題に及ぶを避け何を措いても總裁の翻意に全努力を傾注すべしと説き會議の空氣を指導するに努めた譯で、事實町田氏としては後任總裁たることを望まず出来るだけこれを回避せんと欲してゐる、しかも黨内一般の空氣は容易に總裁の辭任を承認せず留任運動は首脳部の豫想以上に熾烈でそれだけに町田氏としても一層受諾し難しとの意を深めつゝある模様の如く、かくて首脳部の總裁更迭に對する準備工作の不用意にも基き若槻總裁の辭意動かし得ざるにも拘らず一面町田氏受諾容易ならずといふ状態に立至つた。

一日丸の内常盤における民政黨首脳部會議の結果若槻總裁の翻意を懇願すべく富田、川崎、櫻内、頼母木、俵、永井、小山、大麻の八氏は午後一時駒込大和村若槻邸に總裁を訪問、先づ富田幸次郎氏から國家内外の情勢からしても總裁今日の全國にわたる信望からしても全民政黨員は一人も洩れなく留任の希望を抱いてゐる、是非ともこの際われわれの意を汲んで翻意してもらいたいと述べ他の首脳部もこれに和して翻意を懇請した、これに對し若槻總裁は

諸君の御希望に對しては充分感謝するが今回は自分の希望を是非ともかなへていただきたい、黨員諸君に對しては諸君からよくなだめていただきたい、また自分は緊急總務會に出席して正式に辭意を表明するつもりだから諒としていただきたい。

とのことであつたので首脳部は

とにかく總務會に出て正式に辭意を表明することだけでもこの際待つてもらひたい。

と希望したが總裁はこれを肯ぜず已むなく午後三時十分一先づ會見を終つた、次いで若槻總裁は午後三時過ぎから民政黨本部に開かれた總務會に出席して正式に別項の如く辭意を表明した。

總務會、幹部會の申會

民政黨では若槻總裁辭意表明につきこれが善後措置協議のため一日午後三時より本部に總務會を開きまづ大藤幹事長より「總裁から臨時總務會を開けとの命令があつたので招集した」旨を述べ、ついで若槻總裁は悲壯な面持ちで起立し總裁辭退の理由を懇々と述べその間一同は緊張の極に達し寂として聞き入る有様であつたが總裁の演説が終るや滿場騒然たる中に櫻内總務は總務を代表して

誠に慈父に別るゝ思ひが致します、何れ相談して黨の意向を申し上げたい。

と述ぶるや若槻總裁は直ちに退席し、ついで頼母木總務は

總裁が正式に辭意を述べられる前に總裁を訪問し熱誠をこめて留任のことを願つたが「自分はすでに決心を致してゐる、あしからず御諒察を願ひたい」とのことであつた。

と報告し續いて富田總務は

總裁は辭意を發表されたがこの善後處置につき意見を伺ひたい。

と述べ、これに對し平川、武富、高田、藤田の諸氏から留任の希望を開陳し續いて西村丹治郎氏は有志代議士會の決議を提示して考慮を求め最後に頼母木總務の提案により總務全部及び幹事長が委員となり總裁の願意を即刻懇請することを申し合せ同五時散會、引き續き幹部會に移りまづ富田總務より若槻總裁の辭任までの経過並に長老が誠意を披瀝して慰留せる願末を報告しこれに對し加藤、高木、斯波の諸氏より「是非とも總裁の留任を乞ふべし」との熱烈なる意見あり増田義一氏の發議で總裁の留任を幹部會一致の決議をもつて懇請することに決し頼母木座長は加藤、増田、西村、斯波、武富の五氏をさらに總裁慰留委員に指名し同六時半散會、委員は同七時總裁を本郷の邸に訪問し願意を極力懇

請した。

一日若槻總裁が民政黨臨時總務會で開陳した總裁辭退の言は左の如くである。

私は乏しきを以て任につき總裁として今日まで黨務に盡瘁して來たがこの際總裁を辭退したいと思ふ、お許しを願ひたい。先に昭和六年四月故濱口前總裁より後任總裁を引き受けよとの話があり當時濱口君は不慮の災禍に遭はれ入院中で非常に衰弱され國務を見るに堪へぬといふので後任總裁の決定を見て辭任を決せらるゝ意向で一刻も早く總裁を辭したい、後任總裁を決したいとの氣持であつた。濱口君は衰弱に衰弱を重ね一語々々ときれ／＼にものを云はれる有様でこの言を聞き誠に同情に堪へず「安心せられよ後のことは何とかする」といつた自分の當時の氣持は山本男を後任總裁と考へてゐたからその足で直く同男に後任總裁につきお願ひしたところ取りつく島もない状態であつた。歸宅すると既に新聞社の人々も多くつめかけ自分の決意を待つてをり黨幹部も來られ「是非この際引き受けよ」と迫られ自分は非常に困つたが遂に引受けることにした。しかし一時引受ければ民政黨に適當な總裁が出來ると思つてゐたところその後内閣を退かねばならず選挙も思ふやうにならず民政黨は多事多難であつた。思はざる五・一五事件起り社會及び政治上に不安を生じ民政黨もまたこの空氣を感じねばならぬ時であつたから自分一人の都合で辭めるわけに行かず黨に迷惑をかけぬやうに引續き總裁をしてゐた。その後政界も社會もおちつて來たし學國一致一糸亂れず進み得る今日の情勢は自分のかねての決心を實現するに時期を得たものと考へ辭任するに至りました、後任總裁を選挙せらるゝことであらうと信じます但し黨には長い間事實上黨を指導し來れる立派な人もあるから早く後任を定められ一路邁進政黨としての範をたるとやうにお願ひしたい。氣まぐれに申し上げるわけでは斷じてありません、長い間延び／＼になつたのだから悪しからず御諒承願ひたい。

斯くの如くにして若槻總裁の辭意は牢固たるものあり、民政黨の總裁慰留委員たる富田、頼母木、櫻内、川崎(克)、山本、前田、平川、高田の各總務、大藤幹事長並に加藤、増田、西村、武富、斯波の五氏が一日午後七時駒込の邸に若槻總裁を訪問し先づ富田總務より總務會では

満場一致總裁の留任を懇請することに決した経過を述べ、続いて頼母木總務は

幹部會でも同様總裁の副意希望は恐らく全國黨員の一致した意向であらうとの見解の下に留任を懇請することになった。

とて熱烈に副意を求め、ついで川崎(克)加藤その他の諸氏がこもごも切に再考を乞ふ旨を懇願したのに對して總裁は。

諸君の意のあるところはよくわかるが自分も慎重熟慮の結果だからまけて自分の思ひを通さして貰ひたい。諸君はその覺悟で一糸亂れず後圖を策さるゝやうに希望する。

とのみで頑として再考を約せず、一方代議委員は二時間半の長きにわたつて懇願を續けたが得るところなく同九時半辭去した。

町田商相も後任受諾國辭

民政黨の後任總裁に擬せられてゐる町田商相は一日午後麹町の官邸において後任總裁問題に關し左の如く語つた。

若槻總裁が今日の如く舉國一致を必要とする非常時局に辭任せられるといふ事は、私人としては兎も角公人としてはその理由が全然立たず、殊に若槻君がその卓越せる識見と最近軍縮問題に關して示した牢固として抜くべからざる意思の強さは相俟つて今日の如き政黨の逆境時代にも拘はらず少數黨の民政黨をして三百名の政友會と相拮抗して些の遜色なからしめたる事を思へば、どうしてもこの際若槻總裁の副意を舉黨一致極力懇請せねばならぬ。後任總裁として私が擬せられてゐるといふが若槻君に總裁辭任の明瞭な理由がない以上私はこれを肯じる譯には行かぬ、のみならず自分は一黨のお頭となることは全然不適任で自分の性質として到底なり得ないものとの信念を抱いてゐる。一體自分は幼少の頃から三國志を愛讀し子供心にもかけ武者として働いた吳の魯肅に私淑してをり、これを最近の人についていへば仙石貢氏の如き型の人物を敬慕してゐたものでこの點から考へて見ても私は全く總裁の器でないと信じてゐる次第である。私でなくとも黨内には若い人で總裁たり得べき器量を具備した人材がいくらでもあるではないか、私は何も逃避する譯ではない。今後とも總裁を助けて黨のため

全力を盡したいと思つてゐる。若槻君がどうしても副意せず後任總裁が長く決定せざる場合黨内は動搖しその結果として私が後任總裁を受諾せざるを得ない羽目になると云ふ者もあるがそんなことは今考ふべき時期でない。

民政黨議員總會

民政黨では五日午後三時本部に黨大會にかはるべき議員總會と評議員會の聯合會を開催、貴衆兩院議員、評議員その他二百餘名出席

この際若槻總裁の留任を満場一致決議し實行委員をあげて總裁の副意を求むることにしたい。

との西村丹治郎氏の動議を満場一致全國三百萬黨員の名において可決、横山座長は田島勝太郎、武智勇記、松村義一、青木亮貫、増田義一、木槍三四郎、太田政弘、阪東幸太郎、松田正一の諸氏に座長を加へたる十氏を若槻總裁留任勸告委員に指名し同五時休憩を宣した、よつて十委員は午後五時半駒込の邸に若槻總裁を訪問し、留任勸告決議文を披露し、こもこも聲涙ともに下るの熱烈さをもつて懇請し

聯合會の情勢は、總裁の留任を熱望するあまり再選して總裁を推戴せんとする空氣である。

と述べたところ若槻總裁はこれに對し「それは絶対におことわりする」と極めて強く拒絶し、懇願一時間あまりにして委員は止むなく同七時辭去、直ちに本部に引き返し同七時四十分聯合會を再開、増田委員より總裁を慰留せる願末を詳細に報告し、結局若槻總裁の辭任を承認直ちに懇談會に入り、總裁後任は大體總裁一任に意見がまとまつたのでさらに同八時聯合會を開き、池田秀雄氏は正式に

後任總裁は選舉を省略して若槻總裁の指名に一任したい。

とはかり満場異議なく決定、續いて本部に總務會を開き協議の結果富田、川崎(克)、頼母木、櫻内、依の五總務並に大藤幹事を委員にあげ右六氏は午後九時若槻氏を訪問、後任總裁の指名を依頼したところ若槻男は直ちに現商相町田忠治氏を指名した、しかして若槻男、大藤幹事は午後九時半込南榎町の町田邸に至り受諾を懇請した。

町田氏の私邸を訪問せる若槻男は午後十時町田氏の歸邸を待つて會見し懇請したが町田氏は

かねて申し上げてゐる通り自分には總裁としての天分なく全く適任ではないから受諾しかねる。

と辭退の意を明らかにした、これに對し若槻男は重ねて考慮を要望したまゝ、同十一時辭去したが町田氏の受諾を得るまではなほ重ねて會見もし懇請を続ける意向である、また若槻男と町田氏との會見の結果、町田氏の辭意固きを知つた黨首腦部は取敢ず六日午前九時、本部に總務全部及び幹事長が集合の上町田氏を訪問し全力を擧げて同氏の受諾を懇請することとなつた。

若槻男はじめ黨首腦部は、なほ町田氏受諾の見込みなしとはせず、極力同氏の出馬を要請すべく客觀的事情もまた同氏の受諾の外なき情勢なのであるが、何分にも町田氏の辭意は一般の想像以上にかく富田、川崎(卓)、櫻内、頼母木、川崎(克)、前田、高田、山本(厚)、平川各總務並に大塚幹事長は、六日午前九時打ち揃つて牛込南榎町の邸に町田商相を訪問し、先づ富田總務より聯合會で前總裁一任となつた經過を述べ

全國三百萬黨員の信望は貴下一身に集つてゐる拵けて御快諾願ひたい。

と述べたところ町田商相は

自分はかね／＼申す通り終生をあげて政治につくす決心でわが黨のためにどこまでも微力を致すといふ精神である、しかし總裁といふ地位は自分の天分に當らないから堅く御斷りする、外の役目で黨のために盡しするのが私としてはむしろ黨を愛する所以であると信ずる。

と答へさらに櫻内、川崎(卓)、頼母木その他各總務よりも極力懇請したが結局固辭して受け容れず總務側はやむなく同十時過ぎ辭去し同十一時より本部に總務會を開き町田商相口説き落しの方策につき凝議したが黨としては飽くまで商相の出馬を懇請する方針で、それには聯合會の決議や、あらゆる黨の機關を動員する外、黨外の方面よりも工作を進め出来る限り速かに解決すべく全力を盡すことになつた。

尙ほ六日正午より丸の内會館に五日の議員總會と評議員會との聯合會への出席者の慰勞會を開き先づ大塚幹事長より挨拶あり若槻前總裁

は總裁辭退の辭を述べ續いて與黨一致町田氏を新總裁に推戴することに満場一致議決し直に實行委員戸井嘉作、小川郷太郎、太田政弘氏等十七名を擧げ直ちに町田氏に總裁就任を懇請することとして同三時頃散會。

町田商相談

何と考へても私の天分が總裁などの地位に適しない、甚だ失禮だが前總裁が留任を固辭されたと同じ程度に私の信念も堅い、他に適當な人もあると思ふからその人を改めて推された方が良い、その場合私はどんな盡力でも致すつもりだ。

若槻男談 町田君は色々事情を述べられたが、私はなほ何度でも町田君にお目にかゝるかも知れない。

若槻民政黨前總裁は八日午前十時町田商相を牛込區南榎町の邸に訪ひ後任總裁として是非とも職起するやう重ねて懇請したが町田商相の意思は依然極めて鞏固で同日の會見では商相から

自分に對する勸説は如何に手段をつくされても御辭退申す外ないのであるからこの際打ち切つた上速かに他の方面を物色して決定する方が黨の大局よりするも効果的である、自分に對する交渉打ち切りの上は後任者については自分にも適當な人物がない譯でないからとも／＼に推薦して承諾を得るやう御助力致す考へである。

と最後の拒絶をしたので若槻總裁は同十時五十分辭去した、右の會見によつて町田商相に對する交渉はデッド・ロックに乗り上げ絶望視さるるに至つたが黨幹部は町田商相に拒絶された後を他に持ち廻るのでは到底相手方の受諾を得ることは不可能であるから依然町田商相一本槍にて進む外なしとし町田商相が自己の手腕力量に基く辭退のみならずほかに何等かの隠れた理由あらば商相の希望を容れるなり適當な輔佐機關を設くるなりしてでも受諾を得るやう懇請する方針をとる事になつた。

若槻男談 種々お願ひしましたがなか／＼固い意思を持つてをられ、話はこの前から少しも進展してゐません、しかしまだ思ひ切つたのではありませんからどこまでもおすゝめするつもりです。

町田商相談 わざ／＼若槻男が再び來訪して是非この際奮發せよと懇々お話があつたが、何と考へても私が其器でないと云ふ考へは變らぬ黨の諸君が一日も早く後繼總裁を作つてこの重大時局に處するため邁進したいといふ考へは尤もであるけれど私は後任總裁となることは出來ない、従つて次の方法を考へて頂きたい、この上若槻男の御來訪を願ふことは恐縮であるから一兩日中にこちらからお訪ねし今後私に對する勸説は打ち切るやうに願ひする決心である。

合議制と決定

以上の如き経過により若槻總裁辭任後の新總裁決定は容易に實現し得ざるが爲め、結局當初に於て町田商相の意見として提唱せられたる總務合議制を採ることに決定すると同時に、右總務會長に町田氏を推すこととし同氏も之を快諾したので、兎も角も後任總裁問題は茲に一段落を告ぐることゝなつた。

政府の増税断行決定

十一月四日藏相官邸に開かれた大藏省の最終豫算省議に於て、臨時利得税の創設による増税案は、正式に省議決定、五日開會さるべき第一回豫算閣議に付議されることゝなつた。而して右臨時利得税の大綱は左の如し。

- 一、臨時利得税は法人に付てはその利得に對して課税し、個人に付ては營業の利得に對して課税すること。
- 二、法人の課税利得は事業年度の所得より昭和六年以前約二年間の事業年度の平均所得を控除して算出すること。
- 三、個人營業所得の年額が一定金額約六千圓程度以下なる者には課税せざること。個人の課税利得は個人の營業所得より昭和六年以前約二

年間の平均營業所得を控除したる上更に相當の金額を控除して算出すること。

- 四、税率は課税利得の約百分の十程度とすること。
- 五、本税に對しては地方團體の附加税の賦課を認めざる方針とすること。
- 六、本税は當分の内これを施行すること。

因みて藤井藏相は四日、臨時利得税に關し大藏當局談の形式にて、その理由を左の如く聲明した。

わが國經濟界の情勢は漸次改善の徑路をたどり、最近における産業經濟の現状はその恢復著しきものと雖も未だ經濟界全般を通じ好況を呈するに至らず、即ち農村漁村等は政府の救済對策の實施にも拘らず未だ不況の域を脱せざるものあり、しかるに一面軍需品工業、輸出品工業の産業は時局の直接または間接の影響を蒙り著しく活況を呈しその業績に多大の増益を計上しつゝあり、要するにわが國現下の經濟界は景氣恢復の途上にありてその景氣は著しく跛行的なるを免れず、翻つてわが國財政の現況を見るにこゝに數年著しく收支の均衡を失し毎年少からざる公債を發行しつゝある状態にあり歳入不足を補填するため増税その他の増收計畫を樹つべきことは財政の常道なりと雖わが國經濟の現状に鑑み將また國民の負擔の實狀よりするも未だ一般的増税による増收計畫を樹立、遂行するを適當とせざるものあり、然れども時局の好影響を受け景氣好轉しつゝある産業に對して若干の賦課を加へその増大せる所得の一部を納付せしめ以て負擔の公正をはかり、併せて國庫の收入を増加し公債發行額の減少に資するとともに災害等の對策に要する經費の支辨をも幾分容易ならしむることは刻下機宜の方策なりといはざるべからず。

豫算閣議漸く終了

増税案を含む昭和十年度の豫算閣議は、異常な緊張裡に十一月五日午後二時廿分首相官邸に開催、岡田首相以下全閣僚出席、先づ藤井藏相

より

昭和十年度豫算の編成方針については専ら將來における財政の基礎を強固ならしめる素地を作るため歳入においては赤字公債漸減といふ根本方針により経済界の實情に徴し臨時利得税を創設のやむなきに至つた。

とて増税案の内容につき詳細なる説明があり

歳出については内外の非常時局に際し國防費を相當程度認むるに至つたのはこれまたやむを得ない事情にあると思ふ、これがために陸、海軍兩省以外の各省に對しては聊か苛酷なる査定をなしたが時節柄最も緊要なる内務、農林兩省關係の救済豫算については近く判明する九年度追加豫算と關聯して十年度一般會計に織込まれることになるであらうから、今日提案せる概算に比し更に増額する事になつてゐるからわが國財政の信用を昂める意味において今回の査定方針並びに増税案に御賛同を願ひたい。

と約卅分にわたり概算の説明を終つた、藤井藏相の説明に對しまづ大角海相、林陸相は共に一九三五、六年の國際危局を強調し今回の峻厳なる査定に對しては満足するわけにはゆかぬと不満の火蓋を切れば山崎農相、後藤内相、松田文相、町田商相その他殆んど全閣僚から明年度豫算編成に對する苦心の存するところは諒とするも藏相の査定に對してはこのまゝ承認するわけにはゆかぬ、何れ省議を開いて研究した上さらに復活要求することゝなるかも知れぬといづれも留保的發言をなし、引續き査定内容についても局部的に大藏省の方針を質したるに賀屋大藏省主計局長答辯をなし、ついで床次逓相から

一般の税制整理に對し將來何等の計畫なきか、また公債計畫の前途に對し確乎たる信念があるか。

と相當深刻な質問をなしたが、藤井藏相は

御尤もであるがこれ等については各方面特に國防費と關聯してゐるから關係當局と協議の上調査研究し何等かの對策を樹立したいと考へてゐる。

と述べ、更に藏相は語をついで

明年度豫算概算についてはなるべく大演習前に大體の目鼻だけでもつけたい。

とて希望的意見を述べたが、これに對しては各閣僚いづれも困難の意を述べ、次回は各省との事務的折衝の經過を見た上改めて決定することゝし午後四時卅分散會した。

因みに若槻總裁は五日、往訪の新聞記者に對し増税問題について左の如く語つた。

私の説は税は取らないで済むものなら成るべく取らぬ方針である。徒らに増税せよとはいはぬが歳入の必要があつて増税せねばならぬ場合に他の人が利益を受けてゐない今日、或る營業、或る階級の人が何等かの理由によつて特別の利得をしてゐる場合にはこれに課税しても差支ないと思ふ、しかしこれ位の事で赤字は直ちに解消はしない、國民一般が非常時を十分認識して國家財政を援け合はなければ赤字の克服は出来ない、要するに國民がゐながらにして何等苦しまずして自然増收を待つとかまたは政府が民間の機嫌を氣兼ねしてゐるやうでは赤字の克服は出来ない、今度の増税も各省に喰はれるやうでは何んの役にも立たないが財政基礎確立のため幾分かでも善用されるなら結構である。

而して政府の第二回豫算閣議は同月二十一日午前十時より首相官邸に開催、藤井藏相より査定案の内容を詳細に説明して各閣僚の諒解を求めたが、大藏當局の峻厳なる査定案に對しては陸、海軍兩相をはじめその他の各相いづれも不満の意を表し、互にゆづらず相當險惡なる場面を展開し、三五、六年の危局を強調する陸海兩相は藤井藏相に對し猛烈なる復活要求をなすものと豫想された通りであつて、藤井藏相と陸海軍兩相ならびに岡田首相との間に頻々たる交渉が行はれたが、大藏當局の承認額と各省の要求額との開きが巨額であるだけに政府の希望するが如き早急なる歩み寄り困難の状態となり、同日深更に及んでなほ解決の曙光を見出し得ず軍部、大藏兩者互に強固なる主張を持って譲らず、遂に岡田首相並に床次、町田兩長老の斡旋的提唱により廿二日に持越された第三次豫算閣議は午後一時半首相官邸に開會前日は具體的數

字を提示するに至らず大藏當局の峻厳なる査定振りに對し國防國策の本義より眞向から反駁的態度に出でた大角海相、林陸相並に飽くまで藤井財政の牙城を固執せんとする藤井藏相等は依然正面對峙のまゝ、閣議は險惡なる空氣を孕んで各相とも悲壯の面持で出席したが、岡田首相はこのまゝ閣議を開き藤井査定案を相上に席上論議を戦はすにおいては紛糾混亂遂に收拾しがたき事態を惹起する形勢を憂慮し床次、町田兩長老と協議の結果正式閣議を開かず直ちに個別的な折衝に入つた。即ち岡田首相は床次、町田兩相を介添へとし林陸相、大角海相、藤井藏相、後藤内相等各主要閣僚を個別的に招致して各相の互讓的精神による圓滿解決を懇懇し難局打開に努めたが、各相間の懸隔は大きく容易に一致點を發見し得ずその間軍部兩相並に後藤内相、山崎農相等と藤井藏相との間に各個別的折衝が繰返へされ、揉みに揉んだが結論的域に達せず午後五時一先づ正式閣議を開き岡田首相より

關係各相の間で個別的懇談を重ね圓滿解決を期するやう望んでゐるが未だ結論に達しない、なほ改めて更に具體的に話を進め双方互讓點に近寄らせるため努力中である。

と個別的經過を報告し一旦憩を宣し夕食後更に個別的に懇談を重ねた、しかし漸く抽象論を離れて數字的の問題に及んで来たが大藏當局と陸海兩軍部當局との間には依然として甚だしき懸隔あり、軍部兩相並に藤井藏相間の政治的折衝のみでは到底解決を期し難いとし岡田首相は解決を促進する目的でかねて用意の一の試案を提示した、よつて林陸相は橋本陸軍次官を、大角海相は長谷川海軍次官並に村上經理局長をまた一方藤井藏相も津島次官、賀屋主計局長をそれ〴〵首相官邸に招致し右試案を中心に研究を行つたがいづれも事務當局としては受諾し難き旨を強硬に主張した従つて陸、海相と藏相間の對立は依然險惡さを緩めずかくて首相並に床次、町田兩長老閣僚の斡旋も効なく豫算折衝は遂に重大なるデッドロックに乗り上げる形勢に立ち至つた、しかし岡田首相は飽くまで互讓による圓滿解決を熱望した町田、床次、後藤内田その他の閣僚もこの間にあつて斡旋に努めるあり、更に廿三日午前に及んで財源に關しいくつかの妥協案が提示されるに至つたので形勢は多少變化し具體的折衝が展開されるに至つたが、廿三日午前三時までは解決に至らず首相は引きつゞき折衝をつゞけ廿三日中には何とし

ても正式閣議を開き解決にまで漕ぎつけんものと苦心慘愴の體であつた。なほ首相の試案を中心として考慮されてゐる妥協案に對しては陸、海相兩側は漸次歩みよりの形勢を示しつゝあつたがむしろ難點は藤井藏相側にあつて藏相はその抱懐する財政健全化の抱負信念に對し頗る頑強なるものがあつた。而して廿三日午前三時過ぎに至り漸く解決の曙光を見出すに至つたので正式閣議を再開、最後の決定に進むべく協議を行つたがこれによつて陸、海軍豫算を中心とする明年度豫算案の大綱を決定して同三時半散會したが再復活豫算額は合計五千七百九十萬圓である、うち軍事費は五千四百萬圓である、なほ右は公債發行額を四千萬圓だけ増額し他は特別會計よりの繰入れをもつて充當したものであつた。

かくして廿四日午後一時半から開會の豫算閣議では復活要求を無残に削減された後藤内相、山崎農相は困窮せる農村施設として各々強硬に再復活要求を主張し、これと對立する藤井藏相は例によつて健全財政主義堅持の立場からこれを拒否して論争し替り財源を自省で捻出すれば追認する旨を述べたため午後四時一旦休憩し、事務折衝により解決の曙光を見出すこととなり、直ちに丹羽内務、長瀬農林、津島大藏各次官並に賀屋主計局長を首相官邸に招致し各個別的に政治的折衝に雁行して事務的折衝に入り鼎座凝議を重ねたが内務、農林、文部に對する再承認額三百四十萬圓以外に各省より持ち寄つた新規財源について大藏當局との妥協成らず遂に岡田首相の裁斷により後藤内相、山崎農相等も已むなくこれを承認し、その代り藤井藏相より

窮乏農村の救済施設として内務、農林兩省の巨額の要求に對しては大藏省で出来る限り十一年度以降において内務省八百萬圓、農林省四百萬圓を災害復舊費として承認するやう考慮する。

旨を述べ閣議申し合せとして決定さらに農林省の九年度穀貯藏獎勵費剩餘金五百萬圓は災害地方の救済資金に流用することに決し、續いて後藤内相の提議により地方財政の調整に關し

地方財政の調整並に救済については直ちに實施することは困難であるが可及的速かに地方財政救済の趣旨をもつて地方財政確立について

努力する。

旨を申し合せ最後に財政審議會の豫算は一時これを十年度豫算から除外することになり、問題の増税案に對してはこれに反對的意向を示してゐた床次遷相も

増税に關しては自分にも多少の意見を有してゐるが、すでに閣内の情勢が増税に賛成であり閣内一致して増税を提案されるといふことであらば今さら詳細申し上げることもない、たゞ議會に提案されることになつた以上各相一致結束して充分盡力される必要があると思ふ。とあつさり反對意見を撤回したが同案を通常議會に提出する場合目下の情勢では、政友會が反對することは明瞭であり政府としては同案を中心として政友會と正面衝突を來たす如き場合をも想像に置き解散も辭せざる覺悟が必要であるといふ意味を暗示して一本釘をさし、各相ともこれが決定に當つては相當の決意をもつて通過に努力することを申し合せ、さしも揉みに揉み一時は重大なる危局に直面した豫算編成も第四次の閣議をもつてこゝに大團圓を告げた。時に八時卅分、かくて首相以下の各關係閣僚は豫算概算書にそれ／＼署名の手續きを了した。

國防費十億圓線を突破

明年度豫算において最も注目すべきは國防費の總額が完全に十億圓を突破し、陸軍四億九千百萬圓、海軍五億三千萬圓計十億二千百萬圓といふわが國財政史上未曾有の巨額を示すこととなつた。豫算總額二十一億二千五百萬圓(災害追加豫算含まず)に對して實に四割八分に當る。いはゆる國際危機を目前に控へ内外の政治情勢からかくの如き國防費の膨脹はやむを得ない事情にあるが、いま滿洲事變勃發後における軍事費増加の趨勢を示せば左の通りであつて、昭和六年度に於て國費の三割四厘に過ぎなかつた軍事費が驚くべき急速度をもつて今日に至つた跡を見ることが出来る。(單位百萬圓)

昭 和 六 年 度	昭 和 七 年 度	昭 和 八 年 度	昭 和 九 年 度	昭 和 十 年 度
歳出總額	一、三三四	一、八五〇	二、一二九	二、一四三
軍事費	四〇六	六九六	八五〇	九三六
總額に對す割合	三・〇四	三・七六	三・九九	四・三七
入	一、〇二一	二、一二五	二、一四五	二、一四五
災害費其他	—	—	—	—
計	一、三三四、八八四、六三一	一、八五〇、〇〇〇	二、一二九、〇〇〇	二、一四三、〇〇〇

歳入出豫算總額

廿四日の最後豫算閣議で明年度概算並に臨時議會に提出すべき追加豫算を決定したので大蔵省から左のごとくその計數を發表したが十年度概算は廿一億二千二百三十餘萬圓、災害費その他は六千八百三十餘萬圓、合計二十一億九千六十餘萬圓となり概算の新規増加額は五億四千三百餘萬圓、一般會計の公債發行額は七億五千三十餘萬圓となつてゐる。(單位千圓)

昭 和 十 年 度 豫 算	計
經常部	一、三三四、八八四、六三一
臨時部	七七七、四四二、一一七
内	六八、三一八、一九〇
譯	八五五、七六〇、三〇七
普通歳入	九七、二八八、七一一
	一、一一四、二五〇
	九八、四〇二、九六八

公債金	六八三、一五三、三九九	六七、二〇三、九四〇	七五〇、三五七、三三九
前年度剩餘金繰入	七、〇〇〇、〇〇〇	—	七、〇〇〇、〇〇〇

計	二、一二二、三三六、七四八	六八、三二八、一九〇	二、一九〇、八四四、九三八
---	---------------	------------	---------------

昭和十年度豫算

災害費其他

計

經常部	一、二八八、七〇二、〇七三	三、八二三、二五六	一、二九二、五二五、三二九
臨時部	八三三、六二四、六七五	六四、四九四、九三四	八九八、一一九、六〇九
計	二、一二二、三三六、七四八	六八、三二八、一九〇	二、一九〇、六四四、九三八

十年度歳出概算各省別(經常部臨時部合計)

概算決定額

内新規増加額

皇室費	四五、〇〇〇、〇〇〇	—	—
外務省	二九、六五一、五九三	—	一二、五五八、五九〇
内務省	一二九、四〇〇、二六七	—	四八、三九三、六二二
大藏省	四六三、八一三、一一一	—	九一、九〇四、九七九
陸軍省	四九一、二七七、七〇九	—	二〇七、一一六、二四二
海軍省	五三〇、一九三、四三四	—	一三〇、二二五、八三二
司法省	三八、二七七、八四九	—	四、〇四二、三一〇

文部省	一四三、六四三、五〇六	—	一〇、四一七、九〇八
農林省	六五、九四五、四一六	—	一六、四八八、九四四
商工省	一三、三六七、四三四	—	五、七五二、六八〇
逓信省	一八九、七〇九、三二〇	—	九、五二四、二三〇
拓務省	二二、五四七、一一九	—	六、六三一、八四七
計	二、一二二、三三六、七四八	—	五四三、〇五七、一八四

陸軍省

十年度陸軍豫算は經常部、臨時部を通じ

一、標準豫算	二億八千五百萬圓
一、新規要求	二億六百萬圓

で右のうち標準豫算中には八千五百萬圓の資材整備費が含まれてをり、新規要求は復活要求決定額四千萬圓の割當が未だ決定してゐないが

大體

一、滿洲事件費	一億三千五百萬圓
一、航空及防空充實費	四千萬圓
一、兵備改善費	二千五百萬圓
一、其他一般新規要求	六百萬圓

の見當となる筈。

決定した海軍省豫算左の如し。(單位千圓)

既定經費 四〇〇、〇〇〇

内譯

基本豫算 一二八、六〇〇

補助艦艇建造費年度割二年度分 一五六、四〇〇

航空隊増設費年度割二年度分 一五、〇〇〇

新規要求承認額 一三〇、二〇〇

合計 五三〇、二〇〇

外に災害復舊費 約五〇〇

しかしして新規要求額中の主なるものは艦船製造費、艦船整備費、水陸設備費、新艦船維持費、軍需品整備費、航空隊維持費、爲替差損金その他であるが新規要求承認金額一億三千五百萬圓中復活要求承認額四千萬圓の振分につき目下大藏省當局と折衝中のため經常部臨時部豫算額は確定してゐない。

内務省

内務省所管十年度歳出概算決定額は(單位千圓)

經常部 五〇、七四六、臨時部 七八、六八〇、合計 一二九、四二六

で今年度における新規事業の主なるものは左の如し、

一、横濱市債利子補給に要する經費 四二〇

一、時局匡救その他土木事業費借入金利子補給 一、〇〇〇

一、刑事警察機關充實に要する經費 六三

一、著作権法改正に伴ふ登録事務等に要する經費 五二

一、港灣改良費の追加 六五八

一、關門海峡改良費 三七〇

一、道路改良費 五、三四七

一、中小河川改良に要する經費 四、四四三

一、醫療救護に要する經費(災害關係分を含む) 二、一〇〇

一、失業保護施設に要する經費 三、四四三

一、選挙肅正關係經費 六七〇

一、選挙公營に要する經費 四九

一、衆議院議員總選挙に関する經費 六五七

一、府縣會議員總選挙に関する經費 二六六

一、函館市火災復興助成に関する經費 一、〇四八

大藏省

大藏省所管新規事業の主なるものは左の如し。(單位千圓)

- 一、國債利子増加並に外債元利拂爲替差損金
- 一、爲替差損金（國債關係を除く）
- 一、滿洲事件費第一豫備金
- 一、臨時利得稅實施に伴ふ經費
- 一、對滿事務局費

七八、六四〇
三、五一八
五、〇〇〇
六八〇
七八

農 林 省

農林省所管災害關係以外新規増加の主なるもの左の如し。（單位千圓）

- 一、農産物販賣統制に關する經費
- 一、農村工業獎勵費
- 一、治水事業費（外に災害豫算中に治水關係經費が相當額認められ十年度のみにて約二百八十萬圓あり）
- 一、産繭處理統制施設費
- 但五ヶ年計畫總額二一、〇五〇千圓の内初年度分なり（十一年度以降は毎年二百五十萬圓宛）
- 一、馬事振興に關する經費（北海道及四國に種馬所を一ヶ所宛二ヶ所設置）
- 一、自作農創設維持に關する經費
- 但新規貸付資金一五、〇〇〇千圓に對する利子補給總額三二二、四千圓の十年度分なり
- 一、肥料統制に關する經費

二、〇〇〇
二、〇五〇
七六三
四八
一五

- 一、雪害による農作物の被害防除
- 一、小麥貯藏倉庫建設獎勵費

商 工 省

七〇
一〇二

商工省の十年度豫算概算は、

△經常部 五、四八八△臨時部 七、九七八△合計 一三、四六六

でこの内新規項目と認むべきものは總額五百八十五萬二千圓であるが、右新規項目中にも皆減増に關するもの五百四十萬圓あるから純然たる新規費目は結局四十五萬二千圓である、新規項目左の如し。（單位千圓）

- 一、液體燃料自給促進費（北樺太試掘費一、二二七を含む）
- 一、肥料業法施行費
- 一、倉庫業監督費
- 一、貿易統制費
- 一、中小商工助成費
- 一、中小産業統制指導促進費
- 一、工業の地方化費
- 一、鑛業出願處理費
- 一、錫、ニッケル不足鑛物資源開發促進費
- 一、主要工業改善調査費

一、九三一
一五
二四
八八
三五〇
八七
二〇
六六
五〇
三九
九六五

- 一、發明獎勵費(増加) 九六六
- 一、製鐵獎勵金(増加) 六〇
- 一、陶磁器原料根本調本費 一、二二〇

電信省

主なる新規要求左の如し。(單位千圓)

△總額 一八九、八六九、内譯△經常部 一七六、八九六△臨時部 一二、九七三

▲新規事項總額 九、五二四、内譯△恩給の自然増 四、九三四△航路補助費 三、七二二△福岡臺灣飛行補助 一八〇△同地上設備及維持費 九四△航路標識改修及建設 二〇八△東京パラオ飛行設備費 一六〇△船舶改善助成費 六九七△學生航空補助 二〇△名古屋電氣試驗所出張所建設費 一〇六△電線及び電氣機器並に電氣工事人取締費 一五四△失業船員救濟補助 一七五△東京飛行場整備費九五

災害費總額

臨時議會に提出される災害關係の經費總額は二億九百六十七萬九千圓、その他の分四百二十六萬圓計二億一千三百九十四萬圓である。その年度割および九年度の内譯左の如し。(單位千圓)

年度	災害關係	その他の分	計
總額	二〇九、六七九	四、二六〇	二一三、九四〇
九年度	七〇、三五六	三〇七	七〇、六六四
十年度	六四、四七九	三、八三八	六八、三一八

十一年度以降

七四、八四三

一一四

七四、九五七

備考 昭和十一年以降の國債費は「その他の分」に含まず、經常的經費の昭和十一年以降については昭和十一年の金額のみを掲げたり

九年度分各省別

災害關係

其他の分

外務省	—	一八七
内務省	三八、六一五	—
大藏省	九二〇	一一〇
陸軍省	三、五〇〇	—
海軍省	五五五	—
司法省	二六二	—
文部省	二、一三〇	—
農林省	二四、〇二三	—
商工省	二五一	—
逓信省	九六	—
計	七〇、三五六	三〇七

備考 「その他の分」のうち外務省所管は日蘭會商費追加、大藏省所管は對滿事務局設置に伴ふ經費である。

内務所管(主要費目)

内務省所管の昭和九年度災害関係豫算の決定額は總額一億一千五百七十三萬九千圓にしてその主なる費目は左の如くである。(單位千圓)

- 一、災害土木費補助 三七、三七九
- 一、新規河川改修費、手取川 五、二四七、小矢部川 五、四〇六、天神川 四、七七〇 七五九
- 一、千代川改修費の追加 九八九
- 一、旭川改修費の追加 二、三三九
- 一、災害土木助成費 一〇、九九四
- 一、大阪港修築費補助 二六、六二七
- 一、農村應急土木事業費 一、五〇〇
- 一、府縣砂防費補助 一、七五〇
- 一、官國幣社復舊費 三〇〇
- 一、警備費及救護費補助 五八四
- 一、衛生施設費補助 五四〇
- 一、防潮堤その他施設費補助 三二〇
- 一、直轄河川復舊費 一、六三六
- 一、郷倉獎勵費 五、九〇九
- 一、災害土木費借入金元利補助

農 林 所 管

農林所管災害関係復活要求の承認は左の如く決定。

一、農林災害豫算五百萬圓(内百萬圓は十年度、四百萬圓は十一年度以降)但し右の外當初の復活要求計畫を飽くまで實現するため九年度根貯藏獎勵金の殘九百萬圓の内五百萬圓の財源を提供しこれを災害地の補充的諸施設に充當流用する。

右より農林省の災害豫算は實質的に一千萬圓の増加を見たわけである。

なほ災害施設に関する經費の總額は六八、三五七千圓にして左記年度割により豫算に計上する。

九 年 度	二四、〇三三
十 年 度	二五、七三四
十一年度以降	(匡救事業と復舊事業) 一八、五九八 (復舊事業)

右のほか米穀貯藏獎勵金の餘裕五百萬圓を流用し九年度において災害地方における諸施設に使用するものとす。

文 部 所 管

文部省所管關西地方災害復舊豫算九年度分は二百六萬八千圓で災害復舊費總額一千三百五十四萬七千圓のうち二十四日の開議で新たに増加したのは災害町村立小學校建築費補助百廿四萬七千圓である。右は災害補助基本たる災害町村立小學校建築費貸付四千萬圓を四千七百萬圓に増加する結果であつて昭和十年度以降廿三ヶ年間に分割補助するものでこの結果明年度に二萬五千圓を増額計上することゝなつた。

商 工 所 管

災害復舊豫算は左の一件のみ。(單位千圓)

一、關西地方商工業組合復舊並に復興助成費

三五〇

町田商相は廿四日の閣議散會後週末靜養のため同夜午後九時四分新橋驛發列車で熱海に向つたが驛長室で左の如く語る。

本日の閣議では財政審議會のことも出たが總理は財政を審議するためにその必要は十分認め根本趣意は勿論賛成するが、これに伴ふ豫算は一時留保して追つて決定することになつたが、たとひ豫算が留保されたからとて財政審議會を中止するものではなく國策審議會と並んで財政審議會の形でなくほかの形で行はれる。臨時議會で政友會が會期を延長せしめるなどのうはさがあるがそれは動機一つによる、議會で審議が間に合はなくて會期延長するなら致しかたないが、さうでなければ問題にならない。

定例黨員懇談會

民政黨の定例黨員懇談會は廿日正午から丸の内會館に開會、町田、松田兩閣僚並に幹部黨員百五十名出席、大藤幹事長の挨拶に次で町田會長、總務に一名缺席を生じたので自分が補充され年長の故をもつて座長といふ意味で總務會の會長に就任した。

旨を述べて會長就任の挨拶の辭となし、終つて萬國議員會議に列席して歸朝せる豊田、岡田兩氏、滿洲各地を視察せる野村氏、災害地を視察せる眞鍋氏等の視察談があり、時局問題の懇談を重ねて午後二時過ぎ散會。

尙又、政民政協定米穀對策連絡委員は、二十一日米穀對策調査會終了後、午後三時より農相官邸に會合し、高田、小山（民政）島田、東（政友）の四氏出席、第三回正式連絡委員會を開き民政黨側より前回持歸つた政友會の歩みより案につき特別委員會の審議經過を報告、幹事案を中心に種々意見の交換をなしたが、

外地米の統制△自治的統制の強化△國家管理△政府買上米の價格

等に關しては大體意見の一致を見政友會は二十二日民政黨は二十六日それぞれ幹部と特別委員の協議會を開き連絡委員に一任を求め改めて正

式會合を行ふことにし同四時半散會したが兩黨協定案は、大體政府の幹事案に兩黨の意見を加味修正したものとなる筈である。

藤井藏相辭職

藤井藏相は豫算編成のため健康を害ね臥床中の處、二十六日遂に辭表を提出するに至つた、元來蒲柳の質の藏相はすでに主計局長時代から健康を害してゐたが黒田英雄氏が某事件のため大藏次官の職を去るに及び病軀を押して次官となり引續き政變により岡田内閣成るに及び高橋翁の推薦により藏相の重責についた藏相は就任後は激務のためなほさら健康勝れず、ことに豫算編成にあたり増税を決意するや各方面から囂々たる非難を受け證券界は一時混亂状態に陥り、ために藏相としての手腕を疑はれ閣内、閣外に不信任の聲さへ出で苦境に陥つたが、藤井藏相一流のねばりと信念に基き頑強に主張したため閣内の反對論も漸く閉塞し閣議の通過の見込も立つに至つた。しかし豫算閣議に入るに及び各省よりの猛烈な復活要求に攻め立てられことに軍部閣僚のねばりと、ねばりの競争で閣議は曉に及びその間藤井藏相は首相官邸のベットに横たはつて病軀を休め背水の陣を布いて漸くこの苦境を脱したが、病軀をもつての奮闘は俄に病狀を悪化せしむるに至り二十四日の豫算閣議において豫算案の大圓圓を見、これがサインを終るや駒込の自邸に入りホットと一安心とともに今まで張りつめてゐた緊張が一時に緩み、遂に同夜から病床の人となつたのである。二十五日には益々病勢つひり午後四時津島次官を招き病狀を岡田首相に傳へしめて靜養したが、二十六日には一層悪化するに至つたので津島次官以下首脳部を招き臨時議會に出席し得ざる責任を痛感し遂に午後四時津島次官をして岡田首相に辭表を提出せしめるに至つたものである。顧みて藤井藏相就任以來のやり方を見るに現下の財政建立しに對する眞劍味とその熱意とは信念の現れとして敬服すべきものがあるが、病軀のためか或は政治的訓練の足らざるためか財政政策を實行するに當り事前に何等政治工作を施すことなく、いきなり信念を邁進せんとしたため思はざる故障が各方面から出て自ら苦境に立たざるを得ない立場を招來して苦悶したことは遺憾ではあるが藏相が信念として最後まで闘つた健全財政主義、赤字公債漸減方針はとも角にもある程度までは軍部の尤大な要求を抑へて將來

にこれを確立する道を開いたことは藤井蔵相の功績として残るべきものではあるが、それを暫くおくとしても主義方針確立のため信念のため倒れて後やむ藤井蔵相の態度そのものは正に職に殉じたといひ得やう。

後任蔵相決定 二十六日、藤井蔵相が辭表を提出するや岡田首相は午後四時十五分赤坂表町の邸に高橋前蔵相を訪問、事態を傳へてこれが前後處置につき意見を徴し、かつ協議するところあり、續いて來邸の津島大藏次官を加へて懇談、同次官は同五十分辭去、首相はなほ協議をつゞけ同五時辭去した。しかして藤井蔵相の辭表提出により岡田首相は何分にも臨時議會に直面してゐることとて早急に善後處置を講ぜねばならず直ちに高橋前蔵相を訪問して種々教示を求め懇談し、岡田首相は藤井蔵相の辭任に伴ひこれが後任は飽くまで高橋前蔵相の出馬を懇請することにし、二十七日午前九時五十分再度高橋前蔵相を訪問懇請した結果、快諾を得た。よつて首相は會見僅か五分にして辭去、直ちに閣議に臨みこの旨を報告、全閣僚の諒承を得たので直に同日午後一時半参内右の次第を内奏御裁可を仰ぎ同三時半左の如く親任式を行はせられた。

任 大 藏 大 臣

從二位勳一等 高 橋 是 清

依 願 免 官

大藏大臣 藤 井 眞 信

右高橋後任蔵相決定に就き民政黨幹部の意見は大體左の如くであつた。

高橋前蔵相を引き出したことは岡田首相の大成功で藤井蔵相が不人氣だつただけに財界經濟界は殆ど無條件で高橋翁を迎へるべく、財界はこれだけで相當安定するものと思はれ、また岡田内閣自體も大いに貫祿を増し従つて非常に補強工作になるであらう。たゞ政友會は甚だ苦しい立場に立ち今後對政府との關係はますます微妙となり一方床次氏等はその立場が良くなるであらう、民政黨の立場はこれによつて何等影響されることはない。

而して政友會は右に反し、高橋前蔵相の再出馬を頗る意外なりとなし、甚だ之を喜ばざる色を示したがその言ふ所は、即ち齋藤内閣互解の

根本原因はいはゆる大藏省事件に在り當時の高橋蔵相が部内統制の不行届の責を負うてより僅か五ヶ月しか経過せず、しかもいはゆる大藏省事件は現在審理中でその結果の判明せぬ今日、再び蔵相として再出馬するは、餘りに政治道徳を無視したるものであつて、高橋翁のため深く惜まざるを得ないとしてゐるのであつたが、廿七日の政友會は本部に總務會を開いて協議の結果「高橋氏今回の行爲はいはゆる氏の晩節を汚すこと夥しく氏のために惜しまざるを得ない。前總裁であり長老中でも特別の取扱ひを受けてゐた氏を除名するといふが如きことは情の上においては忍び難いところであるが、高橋翁なるがゆゑに黨議を曲げることは出来ない」といふに意見一致、取り敢えず氏に離黨を求めることゝし、若宮幹事長並びに東總務は午後八時過ぎ赤坂表町の私邸に高橋長老を訪ね一時間餘にわたり「政友會は現内閣組閣の際岡田内閣に對し閣僚を送らざる旨の黨議を決定したことはすでに御承知の通りである。しかるに長老が今回御入閣になつたことは右黨議と兩立しないところでありよつて長老は黨から離籍されたことになつたものと思ふ」と述べたるに對の高橋翁は「自分は黨を離れてはゐない。もし氣に入らなければ除名でも何んでもするが良い」と答へ結局明確な結論を得ずして終つたので右兩氏は直ちに九段の私邸に鈴木總裁を訪ね高橋翁との會見願末を報告總裁の指示を仰いだ後十時半より再度本部に臨時總務會を開催して善後措置を廿八日午前に至るまで協議した結果、高橋氏と別離することに決定を見、午前一時半散會直ちに高橋氏に對し別離の通達を郵送した。なほ高橋翁は前總裁ではあるが今日の政友會とは殆ど無關係の状態にあり、従つて氏と特殊の人的關係を持つ僅少の人達を除いては黨内一般に氏との袂別はけだしやむを得ぬことであるとしてゐる状態であつた。

政友會は廿八日午前一時半左の如き聲明書を發表した。

聲 明 書

わが黨は高橋前總裁と本日限り袂を別つたの已むなきに至つた。氏が今日までわが政友會にあつて憲政の爲めに盡されたる功績は多大である。然るに世態の變遷政局の推移事のこゝに至つたのは洵に遺憾至極である。此處に大義親を減するの名分を正して潔く氏と別離する。

政民兩黨聯携成る

議會政治擁護の趣旨において成された政民聯携運動は、政友會側有志の熱心なる運動により次第にその歩を進め、十一月二十四日兩黨交渉委員の第二回會見は丸の内工業俱樂部にて行はれ、政友の久原、山本、(糸)民政の富田、頼母木の四氏出席、まづ富田、頼母木兩氏より過般總務會、幹部會にはかり政友會側の聯携申し込みにつき慎重協議をなした結果、結局滿場一致これに應諾することになったが民政黨としては倒閣とか政權獲得が目標では反對であるが大乗的見地より聯携して難局打開に當ることは全く賛成である。と回答をなし詳細黨内の情勢を説明し、ついで覺書作成の件に入り双方より隔意なき意見交換を行つた結果、大體原案の大纲に關し兩黨の意見は

現下の時局に鑑み兩黨相携へて國策を樹立し時艱を匡救せんことを期す。

といふ趣旨に一致を見たので各自黨に持ち歸り正式の機關に諮つた上、二十六日までこれを發表することに決し、今後の打合せは議會切迫して兩黨とも多忙のことであるから主として電話で相談することゝしなほ共同聲明發表後適當な機會において出來れば臨時議會中にも兩黨全部を網羅する大懇親會を開催し精神的融和をはかることを申し合せ同四時散會した。

尙、富田、頼母木兩氏は二十四日午後、政友會委員との會見後、本部に於て首脳部と會見右の頼末を報告して今後の對策に就て協議する所あり、次で大麻幹事長は町田總務會長にも右の次第を報告指示を仰いだ結果、二十六日午後一時より本部に總務會、同一時半より幹部會を開き富田、頼母木兩氏より政友會との交渉經過を報告し覺書に對する黨の態度を決定することになった。

是れより先、民政黨としては右聯携に關し政友會よりの申込みに對し、態度を正式に決定のため十一月二十日午後二時より本部に總務會を開き町田總務會長他全總務出席しまづ富田頼母木兩氏より十六日工業クラブに於ける政友會の山本(糸)久原兩委員と會談の頼末を報告し政

友會の抱く聯携の本旨及びその方策を説明し公黨の精神的提携によつて先づ國難打開の舉國一體の第一階梯たる目的、従つて殊更倒閣的意圖を加味する必要なき諸點を述べ、右に基き各總務より所信につき意見の開陳、協議したが結局時局に鑑み根本原則として民政黨も聯携に努むることに同意し聯携に伴ふ諸方法については富田、頼母木兩氏を正式委員として遺憾なきを期せしむることに決したのであつた。而して政民聯携に關する兩黨交渉委員久原、山本(糸)富田、頼母木四氏の第三回會合は二十五日午後五時より丸の内工業クムプに開催、聯携の具體化につき協議の結果

- (一) 取敢へず聯携の趣旨を覺書に作成して出來れば二十六日中に兩黨同時に發表すること
- (二) 覺書の内容は大體「兩黨ともに自我を捨て、相ともに國難の打開に當るべくそれがためには、先づ公正無私の立場に立つて國策を樹立し時艱を匡救することにとめねばならぬ」とすること
- (三) 臨時議會中に適當の機會に兩黨全員の懇親會を開催すること
- (四) 適當の場所に聯携クラブでも設け一層兩黨の融和を許る。

等に決した。聯携に關する聲明書左の如し。

聲 明 書

わが國內外の情勢はまことに憂慮すべき難局に直面し前途多事多難ならんとする時に當り立憲の大義に即する議會政治の運用と民意の立脚する政黨の責務は彌々切實なる緊要性を加へつゝあるは言を俟たない。この秋に際し政黨また宜しく大處高所より進止すべく在來の感情その他の行應りを清算し政權爭奪は勿論偏狹なる黨派的弊風を排し誠心誠意共に時艱の克服國難の打開に協力すべきである。今回民政黨が相携へて國家に盡さんとするは一にこの主旨に出發せるものにしてその動機は他く迄純真にその態度は始終合理的たるべく要するに舉國一致の基調の下に兩黨の戮力によりて適正なる國策を研討樹立し以て國難を匡救し國民の疾を苦濟はんとするに外ならない。

尙政友會は二十五日民政黨に對し非公式に、全院委員長は民政黨から要求があれば政友會は聯携の精神に鑑み讓ることになつてゐるから云

々との申しこみをなしたので、民政黨幹部は直ちに協議した結果

全院委員長を政友會が譲る氣持があるならその選挙に當つて民政黨候補者に投票して正式に譲つて貰ひたい。さうすれば政黨側でも豫算委員長その他の選挙によつて政友會候補者に投票しよう。

といふに態度を決し敢て事前に政友會に譲り受け交渉はなさぬことになつた。然しながら民政黨としては「政友會の聯携の精神に鑑み、互譲の舉に出でたことは聯携運動の前途に光明を投ずるもの」として頗る好感を示したことは事實であつて、二十九日の常任委員選挙に當り政友會が全院、決算、建議三委員長は民政黨候補者たる藤井、池田、飯塚三氏に投票することになつたのでこれに對し民政黨としても豫算、懲罰請願各委員長の選挙では誠意をもつて島田、磯部、松實氏等の政友會候補者に投票することとなり、こゝに第六十六議會は政民互讓の精神によつて議事に入ることになつたのである。

政民兩黨大懇親會

政民聯携による兩黨の大懇親會は、二十九日議會散會後、正午より院内大食堂において鈴木政友會總裁、町田民政黨總務會長を初め兩黨所屬貴衆兩院議員三百餘名出席して開會、劈頭富田幸次郎民政黨を、山本条太郎政友會をおのゝ代表して挨拶して聯携の成就せることを慶賀し、今後相携へて時艱巨救のため邁進すべきことを宣言し、ついで懇親會に移り兩黨議員歡談を続けこゝに議會稀に見る麗はしき情景を呈し、最後に鈴木政友會總裁の發聲にて天皇、皇后兩陛下の萬歳を唱和し奉り續いて町田民政黨總務會長の音頭にて政、民兩黨萬歳を三唱し極めて賑かに零時四十分すぎ散會した。兩黨代表の挨拶左の如し

民政、富田氏 今日國家非常時であると共に政黨の非常時である、國民に基礎を置く政黨が國家内外の難局に處して小異を捨て、大同に合し、以て國家に殉じ民意の暢達に努むるは誠に喜ぶべき事であつて、また大に祝すべき事であると云はねばならぬ。政局の支配權を把

握しをりたる政黨今日の萎靡不振また慚愧に堪へない、われは何時までもこの境遇に妥如たるべきではない、内に顧みて大いに反省するとともに外に向つて大勇猛心を發揮し往年われ等の先輩が憲政の創設と發展とに身を賭したるその志に學ぶところがなくてはならないまた今日我國の學ぶところはイタリ、ドイツにあらずしてむしろ英國の政黨協力であらねばならぬと思ふ。國策の樹立はいふは易くして行ふは難い。われは最も純眞に最も眞剣にこれが成案を得るに努力し兩黨一致の力をもつてこれを行はねばならぬ。

政友、山本(条)氏 今回の提携はすでに共同聲明によつて御承知の通りわが國政界の中心勢力たる兩黨が列國の形勢と國內の實情に鑑み互に心を合せ手を携へて國難を克復し政黨本來の使命を達成せんとする至誠報國の發露にほかならぬのである。この上はさらに提携の根本方針を基調とし兩黨員の間においても機會ある毎に各々隔意なく所見を交換し意思の疏通を計り良友相和して憲政運用のために益々ほがらかなる光景に接するやう希望してやまないものである。

因みに右政民聯携に對する世論としては十一月十五日の東京日々紙の社説欄に左の如き批評があつた。

民政黨の幹部會で、岡田内閣に對し、民政黨を與黨の如く見てゐるのが心外千萬だといふ意見が出たと傳へられる。これをいひ出したものゝ心理には、勿論相當の理由があるに相違ない。しかしながら現實の事實は、民政黨が、全然與黨の立場にあると見る以外に、他の見方がないといふ實情に置かれてゐる。それは民政黨が、現内閣に關係を出してゐる唯一の政黨であるといふばかりでなく、總務會長としてその總統の任にある町田氏が、依然、閣僚の椅子を占めてゐる以上、民政黨が、現内閣を支持する中心勢力であるべきことは、當然の推理といふべきではあるまいか。少くとも民政黨は、英國の現内閣に對する保守黨の立場にあるものというてよい。その意味で、民政黨が、岡田内閣の與黨であることは、一般の認むるところである。

が、この點に對する錯覺は、單に民政黨の一部にあるばかりでなく、政友會においても、民政黨に對してまた自己の立場に對して、同一の錯覺に陥つてゐる。すでに現内閣成立の當初において、組閣に参加した床次氏一派を除名した政友會は、その刹那において岡田内閣に對

する立場を明白にしたというよいわけである。のみならず、その後一再ならず、鈴木總裁は、政府に對する自己の心境を披瀝してゐる。その事實があるに拘らず、一面においては、一般に與黨と認められてゐる民政黨と聯携を計畫してゐる。これはひとり自己の立場を認識することが誤つてゐるばかりでなく、民政黨の立場も併せて誤解してゐる錯覺に、基く運動であるといふ外に評しようがない。

元來、政、民聯携運動は、岡田内閣の成立によつて、一應一段落を告げたものであると、われ等は考へるのである。蓋し第六十五議會における大同聯携の唱和は、床次、町田の兩氏によつて行はれたものである。この中心人物が、兩人とも打ち揃うて入閣したことは、すでにこの運動に一段落を劃したといひ得るばかりでなく、更に政友會が、床次氏の提唱を一蹴して舉國一致の内閣組織に一蹶を來たさしめたことは、勿論その間に組閣本部の不手際その他に關する種々の事情があつたにせよ、兎も角、大同聯携の精神からいへば、全然一頓挫を來したものであるといふ。特に、政、民兩黨の立場が全く相違するに至つたのだから、一層その感が深いわけである。

以上の意味で、われ等は、第六十五議會當時における大同聯携は一應打ち切られたものであると信ずる。だから、もしさらにこの運動を再現するつもりならば、それは六十五議會當時とは自ら異なつた意義、目標の下に行はるゝか、然らざれば政、民兩派の立場を六十五議會當時と同様の立場において行はねば意義をなさぬと思ふ。言葉をかへていへば、單に、大同聯携といふ漠然たる名目以外に、的確なる聯携の目標を立て、この際、政黨聯携の止むを得ない事實を一般に示すか、然らざれば、政、民兩黨ともに、政府支持なり、在野黨なり、當面の政局に對する態度を明快にして、一致の行動をとり得ることを示すか、いづれかの方法をとらねば、何がための聯携であるか、極めて不明瞭で、結局、種々の揣摩憶説を政局に流布する以外、何等の効果も生まないのではないかと危ぶまれるのである。

たゞ、われ等が、この運動に多少の意義を認めるのは、元來この運動が、一般政局に對する寄與といふ見地よりも、政、民兩派とも黨内の統制を維持するための黨内政策から、唱道されてゐるのではないかといふ點である。政友會の統制難は、すでに久しい以前からの問題である。民政黨にしても、現に總裁の後繼者を決定することが出來ないで、合議制をとるのやむを得ない状態にあるのであるから、今後の統

制は相當問題であらうと思ふ。この統制難を糊塗するための一時の便宜のために、種々の運動が計畫されることは、これを想像するに難くないところである。この運動も、結局その一表現ではないか。しかし、もしそれが事實であるならば、かくの如き糊塗策はあくまで一時の便宜に過ぎないのであるから、それよりは、根本的に、黨界の立て直しを計畫することが、むしろ政局現在の機運に乗ずるものといふべきではあるまいか。今回の聯携運動が、そこまで進展する一段階となるならば、そこに多少の意義が認められる。

民政黨議員總會

第六十六議會を前に黨の態度を明示すべく、民政黨は十一月二十六日午後一時より本部に總務會、同一時半より幹部會を開いた上、同三時から所屬兩院議員と評議員との聯合會を開き、

町田總務會々長をはじめ、頼母木、富田、川崎(卓)櫻内、川崎(克)前田、山本、高田、平川の各總務、大麻幹事長、俵會長外各幹部兩院議員、全國評議員、黨員三百餘名出席

先づ大麻幹事長から開會の挨拶あり、俵孫一氏を座長に推し、

わが黨の第六十六議會における行動は議員總會の決議に一任す。

との決議をなして閉會、直ちに議員總會に移り横山金太郎氏を座長に推し中村不二男氏より過般の各派交渉會の経過を報告しつゞいて議事に入り、院内總務は選舉を省略して町田總務會長の指名に一任に決しその他院内幹事、全院委員長各常任委員長及ど常任委員の候補者は院内總務に一任し、町田會長は院内總務を左の如く指名し引續き一場の激勵演説をなし黨員の指示を與へ、同四時すぎ散會後東京會館での若槻前總裁の招待宴に臨む。

院内總務 頼母木桂吉、小山松壽、工藤鐵男、木槍三四郎、中島彌國次、谷原公、田島勝太郎、作田高太郎、吉川吉郎兵衛、内ヶ崎作

大藤幹事長演説 わが國現下の情勢は外、國際關係の全般的難關あり、内、農村疲弊ことにその極に達し憂慮に堪へざるものがある。加ふるに今回全國一般的に風水害早害冷害その他蠶業地方の困憊相ついで至り天災もしくはこれに準すべき原因により困難せる多數の國民を救ふことは現在の政治上最大の緊要事でも一日もゆるがせにすることは出来ぬ。我々は我が黨年來の主義主張を把持して憂へを同じうする者と共に國家民人のため最善の努力をなし議會の向上、政黨信用の回復に努力せねばならぬ。

町田會長の演説

大會席上に於て黨の指針を宣明せる町田會長の演説要旨は左の如し。

帝國が今日内外頗る重大なる状態にある折柄、本年は不幸にしてしばしば天災地殃に見舞はれそのために國家としても國民としても多大の損害を被つた、各般の災害はわが黨の對策を實行することによつて匡救し得ると信ずる。しかし今回政府が臨時議會を召集するに至つたのも全くこれ等の災害救済の方法を講ずるためである。現内閣に對するわが黨の態度については前總裁の當時既に確然たる方針が決められてゐる。今日これを變更すべき何等の事態發生せず、また毫もその必要に迫られてゐないが故にわが黨は本議會においてはこの既定方針に基き所信に向つて一路邁進するのみである。

唯茲に一言致したい事はわが國が今や國際的的重大機局に直面し是を突破するには國民上下團結の力に依るの外ないことは改めて申す迄もない。然るに國內に於ける社會各般の狀態を通觀致しまするに舉國協力の基たるべき社會實勢は均等整調を缺き、その状態は殊に憂慮すべきものがある。口に舉國一致、國家躍進を強調すれども内に國民生活を安定せしめ、これを指導して眞に國力發展を圖るべき確信なく、若しこの儘無爲に推移せんか、明治維新以來の鴻業或はこゝに停頓するなきや恐る。帝國の前途誠に寒心に堪へぬ、時恰も政友會との間に舉

國一致國難打開の基調よりして兩黨の協力によりて適正なる國策を研討樹立し以て國政に猷替せんとするに至つた事は議會政治運用に圓滑にする意味よりしても慶賀に堪へざるどころである。

十年度一般會計豫算及臨時議會提出の災害匡救豫算は一昨日の閣議において決定し、吾黨主張の如く赤字公債漸減の方針は僅に確守するを得たけれども將來における國防と財政との調和に至つては未だ確然たる方針樹立せられたりといひ難く今後諸君とともに國家のため一層努力を要する次第である。當面臨時議會に對しては災害の救済についてすでに決定せるわが黨の政策を實現することについて十分に努力しもつて多數國民焦眉の困難を救ふの途に出づべきである。

因みに民政黨としての對議會方針は、政府援助の立場を逸脱することを敢てする如きことはないが、然し質問すべきは充分に之を質問し、警告すべき事は警告すべしと云ふに大體の方針を決し、岡田内閣の不手際に對しては黨内に相當不滿が潜在してゐることであるから國務大臣の演説に對する質問にあつてもまた豫算總會等でも痛烈な質問がなされる模様で中心問題としては、

- 一、災害復舊豫算は一部になほ不十分なりとの論があるも結局現下の財政状態で二億圓近くを捻出したのだから止むを得ぬとして承認することにならう。
- 一、一般財政經濟問題については公債政策を中心に藤井財政の全般にわたつて質問する筈。
- 一、在滿機關問題は對政府關係が最もデリケートなので幹部は慎重なる態度をとりその取扱ひは院内總務一任として未だ質問者決せず情勢を見てゐるが、黨内の眞の意向は該案反對に傾いてゐるので事態を紛糾に陥れた責任等については相當論議がなされることはまぬかれぬ模様であるが政友會と同一歩調をとり得るに至るやは疑問である。

しかしして民政黨は災害豫算は一日も早く實施せねばならぬから全力をあげて議事促進をはかる方針であるが何分七日間のことなので或は會期を延長せざるを得ないのではないかと憂慮してゐる。一方政民聯携運動も進捗して來てゐるのでいはゆる議會心理で勢ひの赴くところ如何

なる事態を惹起するかも知れないと見てゐる。

民政党内幹事決定

民政黨の院内幹事は二十六日左の十五氏に決定した。

猪股謙二郎、原吉郎、豊田豊吉、大島寅吉、武智勇記、高野喜六、中亥歳男、中山福藏、村松久義、松田正一、眞鍋儀十、松永東、福田
關次郎、駒井重次、齋藤直橋

なほ武智、中山、村松の三氏は院内交渉係になつた。

町田會長秘書設置

民政黨では總務會長たる町田商相と黨との聯絡を一層緊密ならしめるため二十六日の總務會で總務會長秘書を置くことに決し中井川浩代議
士を指名した。

第六十六議會

第六十六臨時議會は愈々二十七日召集され貴衆兩院とも成立を告げたる旨政府に通告があつたので直ちに内閣より上奏の結果、即日官報號
外で左の如く二十八日帝國議會の開會を命ずるの詔書を公布せられた。

詔

書

朕帝國憲法第七條及議院法第五條ニ依リ十一月二十八日ヲ以テ帝國議會ノ開會ヲ命ス

御名 御璽

昭和九年十一月二十七日

各國務大臣副書

衆議院本會議は二十七日午前十時振鈴、開會直ちに部屬、部長、理事を前議會通りと決し、これにて衆議院は成立、十時二十分散會した。

民政黨側各常任委員長候補者は左の諸氏と決定した。

全委員長 藤井啓一、豫算委員長 小川郷太郎、決算委員長 池田敬八、請願委員長 村上紋四郎、建議委員長 飯塚春太郎、懲罰委
員長 横山金太郎

尙、各派常任委員の内民政黨の顔觸れは左の如くであつた。

△豫算(十七名) 工藤鐵男、坂東幸太郎、矢野庄太郎、高木正年、三宅磐、土屋清三郎、佐藤與一、中村三之丞、一松定吉、高田耘平、田
中寅、小川郷太郎、池田秀雄、齋藤隆夫、川淵洽馬、永田善三郎、清水徳太郎△決算(十二名) 林平馬、福田關次郎、清水留三郎、池田敬
八、海野敷馬、本田彌市郎、原淳一郎、青木亮貫、岡田豊吉△諸願(十二名) 中井川浩、濱野徹太郎、百瀬渡、松永東、多田満長、原吉郎
田中祐四郎、松田竹千代、中村不二男、齋藤直橋、村上紋四郎、高野喜高△建議(十二名) 松田正一、川橋豊治郎、飯塚春太郎、戸井嘉作
中亥歳男、斯波貞吉、眞鍋儀十、松尾四郎、清寛、猪股謙二郎、比佐昌平、小山邦太郎△懲罰(七名) 手代木隆吉、平川松太郎、武富濟、
内藤正剛、横山金太郎、戸澤民十郎、藤田若水△勅語奉答文起草 戸井嘉作、重松重治、池田敬八、斯波貞吉、百瀬渡

開院式は二十八日午前十一時貴族院に於て 天皇陛下の親臨を仰ぎ舉行されたが此日、天皇陛下には陸軍様式御正装にて金色まげゆき儀裝
御馬車に召され午前十時卅五分宮城御出門、鈴木侍從長御陪乘を承はり親王御總代閑院元帥宮殿下、王御總代賀陽宮恒憲殿下をはじめ奉り湯
淺宮相、本庄侍從武官長、松平式部長官、大谷宮内次官、杉村主馬頭、鹿兒島式部次長その他供奉申上げ近衛儀仗兵を従へさせられ第二公式
兩簿にて同四十五分貴族院正面より車寄に著御。諸員の奉迎を受けさせられ近衛議長の御先導にて階上便殿に入御、御先著の朝香中將宮殿下

を初め各皇族方に御對面、岡田首相以下各閣僚、一木、平沼樞密院正副議長以下各顧問官並びに近衛、秋田、松平植原各兩院正副議長に拜謁仰せ付けられた。かくて十時五十分振鈴、諸員肅然と式場に整列、天皇陛下には正十一時諸員最敬禮裡に式場玉座に親臨遊ばされ玉音朗らかに優渥なる勅語を賜ひ、近衛議長御前に進み勅語書を拜受し退下、に滞ほりなく盛儀を終へさせられ同十一時五分再び諸員最敬禮裡に御退場、同十五分御出門、天機麗しく宮城に還幸遊ばされた。

勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕ハ國務大臣ニ命シテ緊急ナル追加豫算案及法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム

開院式後衆議院では午前十一時二十六分勅語奉答文議事を開き一同金ピカ、燕尾服姿で著席、秋田議長開院式勅語奉答文起草委員を左の如く指名し起草のため同卅分一旦休憩、同四十五分再開、奉答文起草委員長望月圭介氏(政友)登壇して委員會の経過を報告し奉答文案を捧讀して降壇すれば佐藤與一氏(民政)の質疑あり望月委員長文案につき釋明した上、議長これを議場に諮り全會一致起立して可決し、同十一時五十五分散會。

(委員長) 望月圭介(委員) 鈴木秀雄、門田新松、板谷順助、藤井達也、武田徳三郎、倉元要一、岩本武助、中谷貞頼、寺田市正、村田虎之助(以上政友) 戸井嘉作、重松重治、斯波貞吉、池田敬八、百瀬渡(以上民政) 小池仁郎(國同) 安部磯雄(第一控室)

衆院勅語奉答文

恭シク惟ルニ車駕親臨シテ茲ニ第六十六回帝國議會開院ノ盛式ヲ舉ケサセラレ優渥ナル勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ勝ヘス臣等慎重審議協贊ノ任ヲ竭シ上陛下ノ聖旨ニ對ヘ奉リ下國民ノ委託ニ酬イムコトヲ期ス、衆議院議長秋田清誠恐誠謹ミテ奏ス

尙ほ近衛貴族院議長、秋田衆議院議長は二十九日午後二時参内、鳳凰間において天皇陛下に拜謁仰付けられ二十八日開院式に賜はつた勅語に對する奉答文をそれ〴〵捧讀、これを捧呈した。

二十九日の衆議院本會議は午前十時四十分開會、直ちに全院委員長の選挙に入り堂々めぐりの結果投票總數三一五票中

藤井啓一氏(民)三二二、鈴木喜三郎氏(政)一、無效二

にて藤井氏當選と確定、ついで各部において常任委員選挙のため十一時十五分一旦休憩、十一時四十六分再開、休憩中に選挙した各常任委員の氏名を書記官から報告あつて同五十四分散會した。

常任委員長

衆議院の常任委員長は二十九日各委員の互選により左の如く決定した。

豫算委員長	島田俊雄(政)	決算委員長	池田敬八(民)
請願委員長	松實喜代太(政)	建議委員長	戸井嘉作(民)
懲罰委員長	磯部尙(政)		

因みに政府は此日、左の通り災害關係法律案を衆議院に提出した。

- 一、凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律案
- 一、風水害に因る被害者に對する租税の減免猶豫等に關する法律案
- 一、都市計畫法中改正法律案

右に次で九年度追加豫算案及び關係法律案も同日の閣議に於て決定、政府は直に上奏御裁可を経て即日左の如く衆議院に提出した。

- 一、(第一號)昭和九年度歳入歳出總豫算追加

- 一、(特第一號)昭和九年度各特別會計歳入歳出豫算追加
- 一、(追第一號)豫算外國庫の負擔となるべき契約に關する件
- 一、昭和九年度法律第五號中改正法律案(昭和九年度赤字公債の發行限度を六千九百二十萬圓増加する件)
- 一、一般會計追加豫算の歳入歳出額左の通り。(單位圓)

歳入		歳出	
臨時部	經常部	臨時部	經常部
一、公共團體工事費分擔金	九〇二、六四九	一、公債	一八〇、八五一
一、通信事業特別會計より繰入	六九、九一九、〇一三	内 譯	六九五、〇〇〇
		道路公債	六九、二二四、〇一三
		歳入補填公債	七一、〇〇二、五一三
		計	七一、〇〇二、五一三
		計	七一、〇〇二、五一三
		臨時部	七一、〇〇二、五一三
		經常部	一一四、三三七
		計	七〇、八八八、一七六
			七一、〇〇二、五一三

民政聯合會

民政黨では二十九日午後一時より院内に總務と豫算委員の聯合會を開き本會議並に委員會の審議方針について協議をなしたが、本會議は三十日、一日の二日間で民政黨側としては大體高田、中島、西村の三氏は少くとも登壇し得るものと期待して準備を進めることになった。なほ今回の議會は災害豫算が中心で一日も早く審議を進めねばならぬので日曜も平日通り議事を進めることを希望し、一兩日からの延長はやむを得ないとした。尚ほ政民聯携の進捗とともに今後は議事の進行にあたつても臨時兩黨の交渉を要することになったので民政黨は院内の事務的事項に關する聯携問題は院内交渉係りたる工藤、作田、田島三院内總務がこれにあたることに決した。

岡田首相施政演説

岡田内閣初の臨時議會は三十日貴衆兩院本會議をもつて華々しい攻防戦に入り貴族院は午前十時開會、岡田首相の施政方針、廣田外相の外交演説に續き同成會の加藤政之助氏は一般施政をもつて首相に迫り、同和會の岩田宙造氏これに續いて人權蹂躪問題を提げて起てば、呼びもこの衆議院は午後一時より本會議を開き首相、外相、藏相の演説に續いて質問戦に入り、まづ政友會第一陣の巨砲は山本悌二郎氏によつて放たれ一般施政方針を相上に、官僚政治を主體とする現内閣の機構並に軍縮、外交、災害豫算、在滿機構、官紀紊亂、責任政治の弛廢等山積の批政を假借なく検討痛撃して弱力内閣に巨弾を見舞ひ、次いで同じく政友の堀切善兵衛氏は財政問題をもつて黨と絶縁せる高橋藏相に對し政友會の後援の下に一流の財政論を基調に果敢な攻撃論を展開し滿場を緊張せしめ、次いで民政黨の富田幸次郎氏、聯携の立場から巨砲の火蓋を切られるが、この政民聯合軍の總攻撃に政府が如何なる防護陣を布いて之を防ぎ止めるか？ 愈々本格的舞臺に入った議會の興味は一つにこゝに懸つてゐる。首相の演説左の如し。

施政の大綱に就きましては曩に組閣の當初に於まして之を聲明し以て一般の協力を期待致したのであります。之が具體化の爲には十分な

る審議を盡し、逐次實現に邁進する考でありまして、何れ通常議會に提案して御協賛を願ふことも少なからぬことと思ひます。

災害対策問題 近時各地に災害連りに相踵ぎ、多數の國民が艱苦窮乏に遭遇しまして、之が救済復舊の爲に、緊急施設を要すること、極めて切なるものがあります。組閣匆々、米價の下落に依り、養蠶農家窮乏の爲、應急の施設を講じましたが、其後關西北陸地方等に暴風水害甚しく、東北地方に冷害凶作慘を極め、その他隨處に旱害の生ずるあり、各方面に於ける損害著しく、應急の救済復舊等を要するもの、極めて多きに上つたのであります。此等の災害に際し、長くも 天皇 皇后兩陛下には深く御軫念あらせられ、御救恤の思召を以て内帑御下賜の御沙汰を拜し、又皇太后陛下各宮王公家よりも御下賜金の恩命に浴し、寔に恐懼感激に堪へぬ所であります。東北地方に對する兩陛下の御下賜金は、之を基として備荒並に隣保相扶の爲所謂郷倉の普及を圖り、以て聖旨に副ひ奉らんことを期して居ります。而して政府に於きましては、直に實行し得べき緊急施設にして苟も災害対策上効果ありと認めらるゝものに就ては、既に着々之を實施致しましたが、更に此等の應急施設の中必要なるものを繼續すると共に、災害地方民更生の意氣を作興せしめ、將來の災害を防止輕減せんが爲、禍を轉じて福と爲すべき諸種の恒久的災害対策を樹立致したいと思ふのでありまして此等の爲所要の經費を豫算に計上し、茲に臨時議會を開いて御協賛を願ふことと致した次第であります。米穀對策に關しましては米穀統制法の運用を根幹とし、米穀の統制に勉め來つたのであります。米穀對策の經過諸般の米穀事情及財政上の影響に顧み更に考究を遂ぐるの要あるを認め、新に米穀對策調査會を設置し、目下慎重審議を重ねて居りまして、同調査會の答申を俟ち、成案を得る様努力中であります。

海軍々縮問題 此の機會に於て更に附加へて申述べたきことは、海軍軍備制限會議の問題と對滿關係機關調整の問題とであります。來るべき海軍軍備制限會議に就ては、帝國政府は國防の安全を確保するを第一義とし關係各國間に不脅威不侵略の原則を確立すると共に軍縮の實を擧ぐる爲、最も公正妥當なる方式に依り、其の實現を期せんとするものでありまして、目下倫敦に於て進行中の豫備交渉に於ても、帝國代表は右方針を體し銳意善處中であります。

在滿機關問題 次に對滿關係機關調整であります。滿洲事變前に於ける在滿帝國諸機關が、事變後著しく變化した情勢に其の儘即せざるべきは論を俟たぬ所であります。曩に此等諸機關の圓滿なる連絡統制の爲、其の首腦には同一人之に當るの措置が講ぜられたのであります。けれども、其の後の經驗に徴し、又滿洲國の發展に顧み、益々各機關の協力に依る機能の發揮を必要と致しますので、茲に滿洲國の獨立を尊重し同國との格別なる親善關係を考慮すると共に、對滿行政の統一を保持し、政府總掛りを以て滿洲國關係事項を處理し得るの機構と爲すことを企圖致したのであります。而も現在の機構に急激なる變化を加へず、治安工作を第一とする現實の事態に即し、必要にして適切なる限度の機關の改革を行はんとするのであります。此の對滿關係機關調整問題に關し、其の過程に於て多少の紛糾のありましたことは、甚だ遺憾とする所ですが既に調整案の根本趣旨の諒解せらるゝに従ひ誤解や杞憂も自ら解消するに至り各機關相協力して新機構の目的達成に邁進せんとしつゝあるのであります。

政府は以上申述べました災害對策に關する經費其の他此際緊急を要する若干の經費を豫算に計上致しましたが、之が財源は殆ど全部公債に求めざるを得なかつたことは財政の現狀に照し止むを得ざる所であります。此支出の外尙預金部よりも出來得る限り多額の低利資金を供給し復舊復興を援助する方針であります。此の如くして今回緊急なる豫算案及び法律案を提出致した次第でありますから何卒政府の意の在る所を諒とせられ、宜しく御審議の上速に御協賛あらんことを切望致します。

廣田外相の演説

私は茲に前議會後に於ける帝國外外交上の重要な二三の問題に付いて其の經過を報告したいと思ひます。我盟邦滿洲國が獨立國として健全なる發達を遂ぐることは聯盟脱退の當時煥發せられました詔書に於て御垂示の通り帝國の根本的關心事でありまして、爾來同國に於ては内外の諸政愈々進み本年三月には帝政樹立せられ國基永遠に奠まるに至りましたことは、誠に慶祝に堪へませぬ、長くも 天皇陛下には本

年五月秩父宮殿下を滿洲國に御差遣遊ばされて慶賀の意を表せられ、日滿兩國の關係愈々緊密の度を加へましたことは吾人一同の感激措く能はざる所であります。帝國とソ聯邦との關係に付きましては前議會に於て御報告致しました以來稍々良好に向ひつゝある次第でありまして北洋漁業の如きも本年は平穩裡に事業を遂行し得ましたことは兩國國交の爲慶賀すべきことであります。北滿鐵道の讓渡交渉は本年初頃一時停頓の状態に在りましたが、其の後三月頃より再び交渉が開始せらるゝに至つたのであります。然るに其の後更に幾度か難關に遭逢せることもありましたが其の間帝國政府の仲介斡旋に依りまして今や代償額其の他讓渡に關する重要條件の大部分に付ては既に意見の一致を見るに至りまして、目下の所では三四の手續問題が未解決の状態に在るのであります。此れ等の事項は細目の點に亘るものがありますので其の解決迄には尙多少の時日を要する次第であります。成るべく速に交渉の成立を見むことを期待致して居ります。

軍縮問題

目下倫敦に於て開催中の海軍軍縮豫備交渉は、主として日英米の三大海軍國の間に行はれ實質に於て極めて重要な交渉として其の成行は帝國の注視を忘らざる所であります。英國政府より海軍軍縮會議を容易ならしむる爲倫敦に於て關係國間に個別的に豫備交渉を行ひたき旨申出がありましたのは本年の五月十七日であります。帝國政府に於ては右豫備交渉の開催を適當と認めまして之に同意の旨を通報し、結局六月十八日以來倫敦に於て關係國間に交渉の開始を見るに至りました。大體、最初は、明年開催せらるべき會議の手續問題に付意見の交換が行はれ、十月より再開の交渉に於ては日英米の三國間に軍縮の實質問題に關する交渉が行はれつゝあるのであります。右交渉に當りましては、帝國は、我國防の安固に十分なる兵力の保有を期すると共に不脅威不侵略の原則を確立せむとするものでありまして、帝國が從來の比率主義を廢し關係國間に兵力量の共通最大限度を設くべきことを主張するものも此の趣旨に基くものであります。而して又帝國は軍縮の精神を發揮する爲、極力軍備の縮減を計り、以て、將來成るべく國民負擔の緩和に資せむとするものでありまして、之が協定に當りましては、右共通の限度を成るべく低下せしむると共に攻撃的兵力は之を極力縮減し、防禦的兵力は之を整備し以て各國をして攻むるに難く守るに不安なからしめむ

とするのであります。而して帝國代表に於ては右の方針を體し我主張の貫徹を圖ると共に合理的なる新條約の妥結を見るに至る様努力を續けて居る次第でありまして、帝國に於ては英米其の他關係國に於て我主張の公正妥當なるを諒解し新なる軍縮協定の成立に依り世界的平和が確保増進せられんことを希望するものであります。

通商問題

次に我對外通商關係に付きまして主要なる案件の經過を申述べます。英領印度との通商交渉は本年一月日印代表者間に大體實質的意見の一致を見ました處、意々條文の作成に際し印度側より二、三重要な原則的問題提起せられ、之が爲交渉一時澁滞するに至りましたが漸く四月十九日に至り兩代表間に條約案の假調印を行ふこととなりました。其の後日英兩政府間に於て日印通商條約及び附屬議定書に正式調印を濟ませ双方の批准を経て本年九月十四日より實施せらるるに至りました。爾年今日迄の實績に徴しますれば本條約の運用は誠に順調に行はれ大局に於て日印貿易は満足なる發展を續けつゝありますことは兩國の爲極めて悦ぶべきことであると存じます。

日蘭會商問題

終りに目下バタヴィアに於いて開催中の日蘭會商に付きましては實は近年に於ける和蘭本國及び蘭領印度の貿易不況及び日本の對蘭印輸出の激増に鑑みまして本年一月和蘭政府より之の調節の爲め現行日蘭通商條約の補足的協定を作ることとする會商の開催方申出がありましたので本會商が開始せらるゝに至つたのであります。我代表部は先方代表部との間に既に約六ヶ月に亘り各種の問題を討議し之が妥結に努力して参りましたが、何分にも問題が極めて複雑且多岐に亘つて居る關係上今日迄未だ十分双方の意見の合致する所迄到つて居りませぬ、併し帝國政府と致しましては始終公正妥當なる主張を以て之に臨み、先方提案にして克く兩國の利益に合致し且其の實現可能なるものである限り十分之を考慮し何等か妥結の途を求めんと努めて居る次第でありまして、本會商が近き將來に於て満足なる結末を見るに至り日蘭兩國の親善關係増進に寄與する所あらんことを希望して居るのであります。

以上申上げましたことは何れも最近に於ける帝國外交上の重要案件でありまして、現に進行中の各案件が何れも圓滿なる妥結に達し關係各國との和親の増加を資し、以て一般國際狀勢の安定に一層の貢献をなさんことを期して居るのでありますが、目下内外の時局重大の折柄我外交方針の遂行につきましては眞に舉國一致朝野各方面の協力を衷心より翹望して止まぬ次第であります。

高橋藏相の財政演説

本年は不幸にも國內各地に災害が相次で起りまして北陸地方の水害、九州及び四國地方の干害、東北地方の冷害、朝鮮における風水害等いづれも地方農村に多大の損害を與へましたのみならず關西地方を襲ひました風水害に因る都市農村の被害はすこぶる劇甚を極め、災害はほとんど全國にわたつた觀がありまして罹災地方民の疲弊困ばいは實に見るに忍びざるものがあります。これに加ふるに商價の下落等に因る養蠶地方の窮狀もまた甚しきものがありますので政府はこれ等災害地等の復舊救済その他の對策に要する諸經費につき提案すること、致した次第であります。しかししてこれ等災害等のために要する臨時經費の總額は一般會計においては二億千餘萬圓でありまして、その大部分は昭和九年度及び同十年度においてこれを支出し災害復舊の長期にわたるもの等については昭和十一年度においても繼續支出する計畫であります。即ち今回提出致しました昭和九年度追加豫算においては七千六十餘萬圓を計上しましたが更に昭和十年度においては六千五百餘萬圓を、昭和十一年度以降においては七千五百四十餘萬圓を支出せんとするものであります。今右の臨時經費の總額に付大要を説明致しますれば(單位千圓)

内務省所管	
災害土木費補助	三七、三〇〇
治水事業費	二五、一〇〇

大阪港復興修築費補助	一〇、九〇〇
農村應急土木事業費	二七、七〇〇
鄉倉獎勵費	一、六〇〇
災害土木助成費	一三、九〇〇
合計	一一六、九〇〇
農林省所管	
風水害等復舊施設費	三七、〇〇〇
災害地方諸施設費	一一、六〇〇
養蠶地方諸施設費	九、六〇〇
合計	六八、三〇〇
文部省所管	
風水害罹災市町村立小學校復舊建築費借入金元利補給	八、三〇〇
災害地方その他市町村立尋常小學校費臨時補助	三、〇〇〇
災害地方その他學齡兒童就學臨時獎勵費	九〇〇
颱風對應並寒冷觀測施設費其他	四、三〇〇
合計	一六、五〇〇

がその主なるものでありましてこの他に大藏省、陸軍省、海軍省、司法省、商工省及逓信省所管において合計九百四十餘萬圓がありますが、

右は主としてこれ等各省における廳舎その他の風水害復舊費等であります。

なほ特別會計においても災害地方の救済等に寄與すると風水害に因る應急及復舊諸施設等を行ふため(單位千圓)

通信事業特別會計資本勘定

三、〇〇〇

同業務勘定

一、四〇〇

帝國鐵道特別會計資本勘定

四、六〇〇

朝鮮總督府特別會計

一〇、二〇〇

を九年度以降において支出する豫定であります。次に今回提出致しました昭和九年度追加豫算について説明致します。昭和九年度一般會計追加豫算は主として前述の災害對策に關する臨時經費中昭和九年度中に支出を要する分でありましてその金額は(單位千圓)

内務省所管

三八、九〇〇

農林省所管

二四、〇〇〇

文部省所管

二、〇〇〇

及び大藏省、陸軍省、海軍省、司法省、商工省並に逓信省所管において合計五百六十餘萬圓でありましてこれが總計は七千六十餘萬圓であります。右の災害關係經費の外本追加豫算には外務省所管において日蘭通商會議委員派遣費十八萬七千餘圓、大藏省所管において對滿事務局新設に關する經費六萬餘圓等を計上致しましたが、右はいづれも緊急止むを得ざる經費であります。しかしこれが財源は歳出に伴ふ普通歳入百八萬餘圓を除き全部公債財源による豫定であります、次に特別會計におきましても災害應急及び復舊施設費に關し(單位千圓)

通信事業特別會計資本勘定

七三〇

同業務勘定

一、四〇〇

帝國鐵道特別會計資本勘定

三、一〇〇

朝鮮總督府特別會計

四、三〇〇

をそれ〴〵計上致しました。しかしてその財源は通信事業においては本年度歳入金の増加、帝國鐵道においては前年度持越資金、朝鮮總督府においては主として前年度剩餘金繰入によることと致しました。なほこの際一般並に各特別會計を通じ繼續費または豫算外國庫の負擔に屬する契約の御協賛を経ることを要するものはそれ〴〵その提案を致しました。災害地方等の復舊その他の對策については以上の如く豫算に計上致しまする國費の支出の外罹災者に對する租稅減免並徴收猶豫の途を拓くこととし、別途法律案を提出することと致しましたのみならず、預金部よりも、出來得る限り多額の低利資金を供給し、その復舊復興を援助する方針であります。即ち罹災各地における小學校、その他の公共施設の復舊事業費、罹災者の復舊資金及び干害冷害地方等における農村その他應急土木事業費等に付ては國庫の助成によるの外資金の借入を必要とする者に對しその負擔の軽減を圖るため預金部資金を融通する計畫であります。なほ地方公共團體各種組合及び罹災者の災害復舊に關する事業等にして國庫の助成なきものに對しても同様預金部資金を融通してこれが復舊を援助する計畫であります。がこれ等融通豫定の金額は總額約二億圓でありまして内昭和九年度分は九千六百餘萬圓であります。罹災地における中小商業復興のためにも政府において特別の施設をなすの必要ありと認めこれ等地方における中小商業者に對し金融機關が貸付をなしこれにより損失を受けたるに對し道府縣または市が損失補償をなしたるときは國庫は道府縣または市の區域内における貸付金總額の十分の二を限度とし總額七百萬圓を限り道府縣または市に對しその補償額の二分の一以内の金額を補給することを得る制度を設けんとするのであります。これにより銀行等の罹災地中小商業者の貸付につき資金融通の圓滑迅速を圖り且貸付利率を低下せしむることを得るものと考へます。右補償制度によつて金融機關の貸出し得る金額は三千五百萬圓となるのであります。本制度は銀行等の自己資金による貸付にも適用せらるゝのであります。が、預金部としては特に條件を緩和したる資金を供給することとし差當り千五百萬圓の融通を決定いたしました。以上の如く政府は今回の豫算案に基く國費支出並に預金部資金

の融通等によりこれ等罹災地の復舊復興並に救済に關し最善をつくす考へであります。國民各自においてもこの際出來得る限り將來における災禍を未然に防遏するの計を樹つると共に、避くべからざる天災の場合においても成るべくその損害を少からしむるの用意を怠らず以て今回の災害が教へました各種の經驗を永く善用し、轉禍爲福の實を擧ぐるの必要があると信するのであります。

質問戦第一日

臨時議會の本舞臺たる質問戦第一日の衆議院は、三十日午後一時振鈴、前記の如き岡田首相の施政方針演説に次で廣田外相、高橋藏相の演説あり、右終るや政友會の山本悌二郎氏起つて先づ首相に第一矢を放ち、組閣當時の對政黨工作の不始末を擧げ、議會政治の確立、憲政擁護の爲に述ぶる所あつたが、次で民政黨の富田幸次郎氏登壇、大要左の如き質問演説をなした。

現在わが國が國際的難局に直面してゐるといふことはいはゆる國民的常識であつてそのために國を擧げて不安の念に驅られてゐることは否定することを得ない事實である。帝國の正當なる主張を外國をして十分に諒解せしむるならば必ずやかれ等はわが立場を理解しわが主張を容れ世界平和の確保を得ることあへて難事にあらずと信ずる。随つて外交當局としてはこれに對し相當の準備と成算があるべき筈である。近時わが國の貿易は諸外國の門戸閉鎖によつて困難に遭遇してゐる。政府はわが貿易の前途のために將た世界人類の幸福のために各國の誤れる通商政策の根本を正し、世界通商の自由を確保せねばならぬ、政府はこの點に對し如何なる方針を有し如何なる施設をなすかあるか。

盟邦滿洲國は今や漸くその草創の時期を終り、「王道樂土」建設のために盛に經綸を行はねばならぬ秋である。わが國も力を盡してこの盟邦のために事業を援助し東洋平和のために貢獻せねばならぬ時機と存する。随つて在滿機關の改革も同國が文化主義に轉換した大局的基調に順應すべきものと信するのである。今回の改革が果してこの大局の趣旨に副ふものなりや否や、見方によりては或はこの見地と背馳する

恐れ多分にこれなきやを憂ふるものである。

今回提案せられた災害豫算は刻下農村焦眉の念を救ふ一時の應急對策で勿論根本的の農村政策ではない。農村疲弊の源を尋ね本をたゞし根本的にわが農村の立直しをはかり、眞に國家の基礎を培ふことは今日國家の重大なる事業である。中、小商工業の關係も同様である。かかるに政府の用意が頗る閉却せられ、未だこれに關する經綸を承り得ざるは、誠に遺憾に存する。現内閣は組閣の初めに當り、いはゆる十大政綱なるものを天下に宣明致された。その趣旨は誠に結構ながら趣旨を實現すべき政策に關しては今日に到るも杳として聞ゆるところなきは遺憾である。

最後に一言申したきは立憲政治の大本に關することである、このことは前議會の劈頭政友民政兩黨の代表演説で高調せられ、齋藤前首相もこれに同意を寄せられてゐる。われ／＼は議會政治の健全なる發達これが基調をなす健全なる政黨の職分は十分に認め、憲政の常道に復舊せしめねばならぬこと確く信ずるものである。岡田首相は前議會にこの趣旨を強く主張せられたる床次、町田兩氏を閣僚に入れられてゐることもあり、趣旨に異存のなきこと、信ずるが私はこの議會において之を繰返し主張し宣明し特に首相の注意を喚起しその答辯を望むものである。

とて熱辯を揮ひこれに對して首相は「國防については私も富田君と憂ひを同じうする、目下出來るだけ努力してゐるから御安心願ひたい。滿洲國は獨立國であり獨立政府である、これは私も知つてゐる滿洲の現状に鑑み治安維持の必要から現制に急激な變化を加へないとの趣旨に則り今回の機構改革を企てたのである。農村問題についても富田君と同感である、立憲政治の大本についても富田君と全然同感である」と、政友席から「答辯不徹底」の彌次を浴びながら降壇した。

質問戦第二日

衆議院本會議の質問戦第二日は、各派何れも精銳をすくつて前日に劣らざる攻勢を示し、先づ政友會の濱田國松氏登壇して大蔵省事件を繞る司法權運用の不當と人權蹂躪問題を振りかざして二時間餘に亘る質問演説を試み、小原法相之に對し

一、司法權の至公至平については濱田君と同意で、常にこれを心掛けてゐる。拘留期間の長いのは不可であるから豫審判事の増員も計畫してゐる。

一、某事件は未だ發表出来ないから現在においての答辯は隔靴搔痒の感があるかも知れぬが諒として欲しい。

一、贈賄者、收賄者の取調べは双方同時に檢舉するのが理想であるが、その出来ない場合がある、捜査の必要上、まづ收賄者を檢舉することもある。今回もその例である。但し贈賄の事實は初めから明白であつた。

一、待合室は東京地方裁判所建築當時その地階に設けられたもので以來三十餘年間用ひて何等問題を起したことはない、濱田君のいふやうな狭い室ではない、從來も長時間こゝへ拘留被告人を待たせたこともあり今に始まつたことではない。

議長「それが不可ぬのだ」と怒號し騒然、法相つゞけて

一、社會的に地位名譽ある人はしばしば拘留の場合に自殺することがあるから、その虞れある場合には革手錠をはめさせるのである。

一、檢事が接見禁止中のものを他人と會はすことは禁止されてゐる、檢事の獨斷では出来ない。

一、小林裁判長が小川氏等の事件で有罪理由を省略したのは訴訟法第三百六十條により許されたる事項である。

一、富安氏の事件云々のことがあつたとすればそれは遺憾なことである。私はさういふことは無かつたことと信じてゐる。

と答辯し、後藤内相はこの選挙には出来るだけ干渉のない様に注意したい。而して之は官民共に一致協力して、選挙の公平をはかる事が根本義だと信ずる。と答へ、岡田首相も亦た「司法權の嚴正公平といふことに付ては、濱田君と全然同意である」と答へて降壇すれば、濱田君再び登壇して

小原法相は東京地方裁判所の内部を一見したらどうか、一體檢事が身に覺えなき被告に對し「馬鹿野郎」とか「けだもの」とかいつて侮辱してゐる。そんなことは無形の電話で全部政友會に傳はつてゐるので、被告がたばこの灰皿で卓をたゞかれ灰を頭にかぶりながら自白を強ひられてゐるではないか。

と詰めより政友席より濱田氏應援の聲しきりに起つた。次で民政黨の中島彌國次氏登壇、

災害豫算は九年度に七千萬圓、十年度に六千八百萬圓、十一年度以降は六千萬圓となつてゐるが、かくの如き少額で果して農村の疲弊困憊を救済し得るか。

一、災害土木費國庫補助金額は三千七百萬圓、耕地復舊事業資金國庫補助金は二千七百萬圓で少額かつ分配不公平であると信ずる外、補助金配分の規定適用について何故今次の如き異例かつ深刻なるものに對し同じ現行災害土木費國庫補助規定をそのまま適用してゐるのか。

と雄辯に災害豫防の不徹底を攻撃すれど政友席は僅か二十數名を残して殆ど退席し頗る閑散、中島氏さらに論旨を進め

過般陸軍新聞班より公にされた「パンフレット」の中に經濟機構を改造しこれを一元的とするところが實行の意思ありや所見を問ふ。大角海相に對し無條約となつた場合建艦競争が起ると思ふが如何。

ついで内田鐵相、床次通相、高橋藏相に對し速射砲的な質問を浴びせて降壇、松田文相は風水害豫防設備につき答辯をなしたる後、内相より「救済豫算をもつて今回の不時の災厄に對しては相當の救済をなし得ると思ふ。現行災害規定は今回の如き災害を豫想して作られたものである」と答へ山崎農相は災害豫算については内務農林相提携してこれを編成したものであり算出の基礎については各方面の事情を考慮したものであると答へ、林陸相は、新聞班の小冊子は國防の觀點から平生國民がよく考へて置かねばならぬことを參考的に發表したまで、あると答へ、更に大角海相、條約廢棄によつて何れの國かゞ直に軍擴をなす場合は條約が存続する場合と大差なき經費をもつて國防の安固を期し得る確信があると答辯し高橋藏相、床次通相、内田鐵相もそれぞれ答辯する所あつた。

次で政友會の安藤正純氏登壇、首相はじめ、内相、藏相に向つて痛烈に攻撃的質問を浴びせ政友會席の喝采を博す。次で西村丹治郎氏登壇、蠶糸統制、肥料の統制、農村負擔均衡問題等を提げ質問すれば

農相、政府は米穀對策については調査會の答申に基き責任をもつて相當の提案をする積りである。負債整理は農民の満足するやうなところへ漕付けたいと努力してゐる。

と答ふ。次で國民同盟の中野正剛氏の質問演説あり藏相、首相、外相等の答辯あり此日の論戰實に十時間、十一時に至つて散會した。

因みに衆議院二日の本會議に持ち越された政府提出の諸法案は、議員より質問あつて直ちに議長指名の特別委員に付託し、各委員會は即日閉會、左の如く特別委員長を互選した後直ちに委員會の議事を進めることになつた。

一、風水害被害に對する租税の減免猶豫法案、委員長生田和平

一、都市計畫法中改正法律案、委員長上田孝吉

一、赤字公債發行法案、委員長熊谷直太

一、政府所有米穀の臨時交付法案、委員長向井倭雄

三日の衆議院豫算總會に於ては民政黨の小川郷太郎氏起つて、先づ「首相、藏相の演説では禍を轉じて福となすといつてゐる、それではこの點災害豫算は災害はなかつた以前の狀態よりよくするために編成したのであるか、豫算編成の根本觀念を承りたい。

岡田首相 私の根本の心持を述べれば今喰へぬならすぐ喰はせる、災害は直ちに復舊する、更に冷害旱害を將來なくしよう、あつても害を少くしようと思つてやつたのである。

小川氏「單に復舊といふだけでなく復興といふ意味も含んでゐるか」首相わけのわからぬ答辯をやり、滿場を失笑せしむ。小川氏追究の手を緩めず「それでは從來やつてきた時局匡救の意味も入つてゐるか」

首相答へず内相助け舟に乗り出す。

内相 養蠶地方等には在來の匡救策と大同小異のものがあるがこれらの地方にも災害があつたから一緒に豫算に組んだ。

小川氏 時局匡救に關する經費がどの位入つてゐるのか、災害對策費を區別して示されたい。

内相 從來所謂時局匡救費として計上した經費で十年度の災害豫算に入つてゐるものもある、表にしてお答へする。

小川氏 耕地復舊といふ計畫もあるが復舊といふのは全然もとへ戻すといふ考へ方であるかまた首相は本會議の答辯で臨時利得税は災害對策費の財源であるかのやうなことをいうてゐるがそのつもりか。

首相 財政上のことの言廻しは下手だから心持だけいふ、災害が起つた際だから産業の發達を害せざる限りこの方面からとるのはやむを得ないといふ意味である、一般収入になるのだから一つどこへ行くかわからぬ。

と一々「心持」だけいつて徒らに滿場を笑はせるのみ。

小川氏 藏相は臨時利得税をこの際とつていゝと考へるか。

藏相 十年度に臨時利得税を採用したのは前藏相の考へによるものだ、私に對して將來こんな特別の税を課す考へがあるかと聞かれるとその意思はないと答へたい。

耕地復舊問題につき小川氏、内相農相と激論を交はしてのち首相に鋒を向け「一般的増税は政府はやらぬといつてゐるが地方の事情を考慮して見ると増税に關し中央と地方に對する方針が一致してゐないと思ふが如何」首相「税制整理はどうしてもやらねばならぬ。これは私の氣持だけを話してゐるのであるが、一般的増税は今その時機でないと思つてゐる。たゞ地方によつてはある種の財源を求めて税制の整理をやらねばならぬところもあるのではないかと思つてゐる」と答ふ。

小川氏 中央では増税をやらす地方によつてはやつても良いといふことになる、政府の財政策は一貫せず、そこに疑惑を生ずる恐れが

ある。

と難詰し、國策問題に轉じ、首相の大口氏に對する國策の答辯にそれが現はれてゐるといふが何處にどう現はれてゐるか。

首相 私のいひ方が足りなかつたかも知れぬ、今度の豫算は災害豫算だけであるから一般豫算について申上げたのである。きのふ大口氏に對する答辯は私のいひ過ぎである。

小川氏 政綱の中に綱紀肅正を聲明してゐるが官紀は著しく弛緩し各種の疑獄を發生させ兩籌誤導事件の如きもその一つの現はれと思ふが首相はどう見てゐるか。

首相 政府自ら嚴に官紀を肅正し地方の不祥事件についてはまことに遺憾であるがその源をただし今後再び繰返さないやう注意する。

島田委員長 會期はあますところ明一日だけであるが豫算の審議は時間的に見て到底あと一日だけでは終了困難と思ふ、よつて政府は會期延長の問題につき速かに考慮されんことを望むものであるが政府自ら會期延長に關して發言なき時は本委員會はこの問題に對し改めて相談の上政府に右の件を要求するつもりである。

と語り午後五時二十七分休憩、午後七時四十三分三度び開會、會期延長問題に關して首相發言を求め別項の如く聲明し小川氏の質問を續行する。

小川氏 現内閣の十大政綱には財政確立のことも述べてある高橋藏相は入閣に際してこれに同意したか。

首相 藏相も同意である。

小川氏 現内閣は一般的増税をせねが臨時利得税を課することになつてゐる筈だ。藏相はさきに臨時利得税を讀けてやらぬやうなことをいはれたがこの點曖昧である。

藏相 利得税は何も一年限りで止めるといふわけではない、然らば何年續けるかと聞かれても今ハッキリいふことは出来ない。

小川氏 公債漸減の政策は現内閣の財政政策の根本であると思ふが首相の所見如何。

首相 財政確立のためには公債の額を年々減らしてゆきたいと考へてゐる。しかし急に歳入を増加する方法もないから當分赤字公債を續けてゆくより外はない、新たな事實が發生すればまた考慮せねばならぬ。

小川氏 藏相は財政確立について現内閣と同じ考へであるが公債漸減政策についてはどうか。

藏相 公債を漸減したいとは皆考へてゐる。しかし具體的に段々減るかどうかといふことはその時勢からいつて何人もいひ得ない。

小川氏 高橋藏相は前議會で段々と財政を立て直して行くと言明した。その考へ方は今日においても變つてゐないか。

藏相 その考へ方は變つてゐない、十年度では公債漸減の實を現はしてゐる、今後もそれをやりたいといふことは考へてゐることだししかし四圍の情勢から將來必ず減るとの見透しがつかない。

小川氏 さらに追究を續け藏相から公債漸減の言質を取らんとする。

小川氏 きのふの藏相の答辯で「十一年度には十年度よりも公債は増すかも知れない、その覺悟はしてゐる」といつてゐるがこれはどういふ意味か。

藏相 あの言葉は何でも公債の消化力の答辯であつたと思ふ。公債の消化力はまだあるといつたのだ。もし誤解するやうな人があつたらどうか説明してやつてほしい。

と説き滿場大笑ひ。

小川氏 この間發行した三億圓を合せて九、十兩年度の未發公債の額は十五億圓だと思ふがこの消化の見込みありや。

藏相 今まで日銀に引受けさせたもの以上に日銀の公債は賣れてゐる。消化力の點については安心してほしい。

小川氏 昨日藏相の答辯では公債消化力は國民の貯蓄力の多少によるといはれた、國民の貯蓄力には一定の限度があるから果して十五億圓

の公債を消化し得るかどうか。

蔵相 限度といつても多いとも少いともいへない、国民の貯蓄の力外國貿易などの情勢を日夜研究してどういふ風にして消化力を増すかを考へてゐる、これが私の心持だ。

小川氏 この頃銀行預金の殖え方が減つた、また貿易も今まで通りよい状態が続くとは斷言出来ない従つて公債の消化力も樂觀出来ないではないか。

蔵相 何事も樂觀出来ないと同時に悲觀する必要はない。

小川氏 蔵相は金利をもつと下げるつもりか。

蔵相 金利を下げるには無理のないやうにしなければならぬ、自然と金融業者がさうなるべきものだと思つて下げるやうにならなければ駄だ。

小川氏 公債の消化力には限度があるからいくらでも公債を出して國防費をまかなふことは出来るといふことはいへぬ道理だ、國防が大切だからといつても財政の限度、公債消化力の限度を越えてはならぬ。國防産業と財政とが調和しなければ元も子もなくなる。

と論斷した後、明年度鐵道會計の減債基金繰入額の基礎について内田鐵相に問ひ補助金の代りに政府所有米を交付する問題について質問を留保して質問を終る。島田委員長から参考資料の提出を督促し

小原法相 革手錠の現物の提出は議院法第七十四條の解釋から見ても不可能である。また大藏省事件は目下豫審終結を急いでをり關係書類の調査が出来ないから提出出来ない。

と述べ九時二十分散會。

政友會の妄動

五日衆議院の豫算總會は午後一時再會、清水徳太郎氏（民政）の質問に對し、岡田首相より「東北地方の窮狀は十分認識してゐる、何とかして打開すべく考慮し内閣に東北振興調査會を設置して諸對策を研究したいと思つてゐる」

清水徳太郎氏（民政） 今回の豫算に右の施設をする經費が含まれてゐるか。

吉田書記官長 今回の豫算には右の經費は含まれてゐない。

かくて午後四時五十四分休憩、同六時三十分三たび開會。

由谷義治氏（國同） 昨日の豫算總會に留保された明年度豫算に災害豫算を追加計上するか。

島田委員長 政友會からも同様の質問があつた。

首相 災害豫算については政府としては出来る限りのことをした積りだ、これ以上どうするかといふことはこの際申上げかねる。

由谷氏、首相、内相、海相、陸相に一わたり質問を浴びせ首相の認識する農村と現實の農村とは天地霄壤の差である、そんなことで非常時

日本を背負つて立つ首相たり得るかと思つ込む、次で小池四郎氏（第一控室）の質問あり右終るや、東武氏（政友）は突如議事進行に關して發言を求め

質疑應答を重ねる中に政府の農村に對する豫算に對し各委員とも極めて不満であることが判つた。よつて私は次の動機を提出する、すなはち政府は國防、産業兩全の趣旨に鑑み災害對策、匡救事業善後策及び地方自治體窮乏打開のため現に審議中の昭和九年度追加豫算案ならびにすでに廟議決定せる昭和十年度豫算のほか昭和九年度及び十年度を通じ少くとも一億八千萬圓見當の歳出を追加計上し第六十七議會の劈頭にこれを提案すべきものと認む、右に對し政府の明確なる言明あるまでは本委員會の審議を休憩すべし、右動議を提出す。

といふや政友會席一齊に拍手をもつてこれを迎へ、大臣席にはかにさわつき岡田首相、床次逓相、内田鐵相、町田商相等各關係間に私語しきりに行はれ息づまるが如き緊張深ふ。次で東武氏の動議の趣旨辯明のため豫算の内容につき詳細にわたつて政府當局の認識不足を頗る熱した語氣をもつて痛撃し、終るや次で島田委員長「本動議は極めて重大であり政府は十分考慮の上お答へに成ると思ふ。また本委員會に對し發言を申込んでゐるものはまだ相當あるが、今日の會議はすでに時刻もおそくなつたことでもあり、政府としても考慮に相當の時間を要するため、東君の動議を採決の上次の開會を決定したいと思ふ」旨をのべ次の議事進行に關し、

工藤鐵男氏(民政) たゞ今東君の動議は場合によつて賛成するものであるが豫算審議が圓滿に進行してゐる際突如審議中止の動議を提出することは理事の一人として不可解と思ふ、よつて東君の動議の現在進行中の豫算總會の事情とは反對であり、大政黨の幹部としてあまり早まつたことではないかと思ふ、よつて東君の動議提出に關し「本動議は採用すべからず」との動議を提出するとともに委員長に一言意見を申上げる。

ついで議事進行に關し、野中徹也氏(國同) 東君の動議にはその趣旨において賛成であるが質問者はまだ残つてゐるためその質問終了するまで東君の動議を差し控ふべきものと思ふ」旨を述べ、次で龜井貫一郎氏(第一控室) 議事進行に關し

一億八千萬圓見當は如何にして出たものか。

と詰めよつたが島田委員長取り合はず東氏の動議の採決に入り、民政、國同等の反對の絶叫裡に政友席は全員總起立し多數をもつて東氏の動議を可決、政友、民政兩席はともに激怒罵詈を浴びせかけ、目下進行中の政民聯携の精神も木つ葉みじんに吹き飛んだ有様にアハヤつかみ合ひの亂闘を演ずるかと思はれたが罵聲轟々たる間に散會、時に午後十時五十七分。

因みに政友會は東武氏が五日豫算總會において提出し採決の結果成立せる動議の趣旨辯明左の如し

わが黨委員諸君が連日政府に對し質疑を重ねた結果

一、全國にわたる未曾有の災害に對する政府の對策は甚だ不完全なること。
二、時局匡救事業を打ち切つたまゝにしておく結果深刻なる不況に呻吟せる農村は立ち行く術もなく負擔の壓迫と負擔の過重によつて眼も當てられない事情にあること。

三、地方自治體が財源涸渴せるため從來の起債を處理する力を缺きまた新たに起債する餘力を失ひ加ふるに災害による多大の缺陷を生ずるなどその窮乏は極度に達し遂に自治奉還論や委任事務返還論さへ擡頭せることなどを確めたのである。この見地からこゝに審議されてゐる九年度追加豫算案並びに廟議決定せる十年度豫算案の大綱を見通してわれわれは少からぬ不満を感じざるを得ない。よつて

- 一、地方自治體の財源を補正するため新たに交付金制度を設けること。
- 二、災害土木事業の補助率を増加すること。
- 三、治水事業費(内務、農林とも)を増加すること。
- 四、小開墾助成用排水改良事業などを増加すること。
- 五、農村振興並に養蠶地方などの匡救土木事業を起すこと。
- 六、義務教育費臨時國庫補助を増額すること。
- 七、罹災小學校建設補助費を増額すること。

などの諸點に主力を置きもつて災害對策を整備し窮乏民を救ひ地方自治體の存立更生をはからねばならぬ。これ等の施設に對しわれわれのこれこれの勘案推算せる結果をこゝに指示した一億八千萬圓見當の増額を提議したのである。しかしその大部分は昭和十年度豫算に増加すべきものであるが地方自治體の財政補正金の交付の如きは昭和九年度分より實現するやうに致したいといふ意味である。現に民政黨の齋藤隆夫君の如き國民同盟の由谷義治君の如き他の會派においてもこの趣旨を繰返し政府に要求して政府もまた遠からずこれに對し答辯

する必要に迫られてゐるこの際でありますからこの動議の趣旨には全会一致賛成せらるべきものと思ひます。右に關し民政黨は五日午後十一時半院内總務談の形式をもつて左の如き聲明を發した。

本日(五日)の豫算總會における政友會の動議はその結果において豫算の審議を中止することゝなるのである。われも政府の提案は十分にあらす冷害、旱害、風水害等全面的の災害に對する復舊復興のためにはさらに相當の國費支出を必要とすることを認むるも各罹災地方の慘狀に鑑み速かにこれが成案を得て各地方自治體の豫算案を決定し以て現に刻々救済の時期を逸しつゝある災害對策を確立せしむるの急務なるを痛感しこの際政府案に賛成をして相當の考慮をなさしめんとするものである。しかるに政友會の動議は名を休憩に藉りて審議の進行を妨げんとするにほかならない。これ罹災民に忠實なるゆゑんではない、よつて政友會の動議に對しては絶対に反對を表明するのである尙又町田總務會長はじめ頼母木、櫻内、小山(松)大麻の諸幹部は院内談室に會合し善後措置に關し凝議をとげたが、災害豫算は決して十分なりとはいへないが一億八千萬圓といふ金額については賛成し得ず殊に急を要する災害豫算案の審議を徒らに遅延せしむる如き政友會の亂暴なる動議に對しては反對せざるを得ないといふに大體の意見が一致した。

岡田首相の答辯

政府は六日午前九時二十五分より首相官邸に臨時閣議を開催、岡田首相以下全閣僚出席、五日衆議院總會で可決された災害豫算に關する政友會の一億八千萬圓追加豫算の緊急動議に對する答辯方針を凝議した、先づ高橋藏相起つて「國家財政の現状よりして政友會側の今回の態度は不當極まるものである」と強硬意見を吐露し各閣僚ともまた斷乎たる決意を示し協議の結果、六日の衆議院豫算總會では岡田首相より政府の所信を濫披して婉曲に政友會の動議に應ぜられぬ旨を述べ審議の續行を希望するが政友會側が政府の答辯に満足せずして審議繼續を肯じない場合は萬やむを得ざるものとし一舉解散を斷行するより致し方はないといふ全閣僚の意見の一致を見、同十時散會一同打ち連れて議場に向つた。

而して同六日の衆議院豫算總會は、開會前すでに只ならぬ空氣を漂はし、委員は三々五々會合して何事か私語し合ひ午前十時開會の豫定も午後一時に延期され、島田委員長は別室で再度理事會を開いて議事進行につき協議を重ね、かくて二時十八分島田委員長開會を宣し、

島田委員長 たゞ今政府より右動議の内に含まれたる言明の點につき言明の準備が出来たから委員會の開會を求められた、よつて開會した次第である。

と述べ首相の發言を促す、工藤鐵男氏「民政」首相の言明以前に議事進行に關する發言を許せとして委員長に迫つたが島田委員長取上げず却つて工藤氏の發言禁止を命ず。岡田首相起つて巻紙をくりひろげながら別項の如き言明を力強く朗讀し終るや工藤氏再び「委員長々々」と連呼したが、

島田委員長 只今おきゝの通り首相の言明がありました。首相の答辯に對して各派とも態度を決定する都合もあると思ひますから五時まで休憩致します。

と宣し、民政黨側に發言の餘地を與へずサツサと休憩を宣す。時に二時二十二分政民兩派は休憩後も罵聲を交換し深澤豊太郎氏(政友)の如きは議席をとび越えて工藤氏に迫り一と騒ぎを演じた。尙、岡田首相の答辯左の如し。

昨日の東武君の動議に關しこゝに政府の所信を申述ます。政府は災害對策匡救事業などに關しては固より深甚の考慮を拂つてをる次第であります。現に要求しましたは要求せんとする豫算を以てこれに處せんことを期してをるものであります。尤も今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいては各かならざるものであります。しかし現に審議せられつゝある昭和九年度追加豫算案は最も急を要するものなるにつき速かに審議をすゝめられんことを望みます。追つて去る四日の民政黨齋藤隆夫君の御質問については右述べましたところによつて御諒承下さる様に願ひます。由谷義次君の御質問についても同様であります。

代議士會及び總務會

民政黨は六日午前十一時より院内に代議士會を開き櫻内總務より、

聯携委員の會合はこの際誤解を受くる虞れがあるから延期することにした。

と報告しこれに對し土屋、牧山、手代木、藤田、西村の諸氏より、

- 一、政友會の態度は黨派的僻見に終始してゐる。かくの如き相手と聯携する事は出来ないから斷然聯携斷絶の通告をなすべし。
- 一、至急總務會を開き聯携方針を再検討すべし。

等政友會の態度に憤慨せる議員連はこもく立つて聯携の不徹底を非難し議論百出しこれに對し櫻内、頼母木兩總務は。

聯携の目的は大所高所より國策を樹立し難局を打開せんといふにありこの點はすでに黨議で決してをりこれ以外の行動は聯携委員の權限外である、院内のことは交渉委員の仕事である、聯携は良いことでも悪いことでも一緒にやらうといふのでは決してない。

と答へ紛糾の後午後零時半散會、なほ首脳部は直ちに聯携の方針を變更することはないと稱してゐるがかくの如く感情が悪化した以上實際問題として聯携に支障を來すことはまぬかれぬものと觀測された。而して政友側聯携委員は紛糾せる事態の調停に乗り出さんと意向ありとの情報あるに對し民政側委員は、

聯携の趣旨は國策の樹立時艱の打開にあるのだから眼前の政略黨略に拘泥すべきではない。

としてをり六日は兩黨委員會合の豫定であつたが民政黨側委員は會議の都合もありまた誤解を招く虞もあるので多田情報部長をして政友會側に「院内の事態が鎮靜に歸するまで延期したい」と六日の會合を拒絶した。

因みに民政黨は政友會側の審議休止策に關する協議のため六日午前九時より院内に院内外總務と豫算委員の聯合會を開き頼母木、工藤兩總

務より經過報告あり種々協議の結果既定方針通り。

豫算案の審議休止には絶對反對す、わが黨としては出来る限り審議を急ぎ先般齋藤隆夫氏をして政府に明年度において考慮を要求してゐるからその返答によつて善處する。

といふに意見の一致を見、同十時散會。

民政黨の聲明

民政黨は政友會の黨内事情によつて六日も豫算審議をなし得ざるに鑑み院内總務の名において六日午後大要左の如き聲明を發した。

政友會よりの動議により可決せられたる豫算審議休憩の決議は「政府の言明」なる條件にかゝつてゐるのであるが、その言明は一億八千萬圓といふ數字を含むものなりやについては必ずしも明瞭でない。従つて苟くも豫算審議休止といふが如き重大なる問題を解決すべき條件の範圍を明瞭ならしむるには議事進行上の動議ありたる場合には先決問題としてその發言を許すべきが當然である。然るに工藤理事がこの點に關し前後二回に亘り議事進行上の發言をなしたるにかゝはらず何等の發言を許さず委員長は各派の態度を決定するためなりと稱し直ちに休憩を宣したるは法規典令に反したる違法不當の措置といはねばならぬ。しかのみならず各派において災害豫算の實體に關する檢討が、なほ不十分なるゆゑを以てこれが質問をなさんとする者二十數名を控へてゐる際において政友會が各派の態度決定にかり事實上豫算の審議を遅延せしむる如きは罹災民の慘狀を無視せるものといはねばならぬ思ふに政友會がかくの如き舉に出でたるは昨日政友會側より發議したる審議休止の動議が政友會全體の意思にあらざるために本日に至り議論百出これが收拾に困難し黨統制のため萬やむなきに至りたる結果であらう。しかしながら政友會の内部事情よりして貴重なる豫算審議がその進行を阻止せらるゝ如きは實に吾人の遺憾措く能はざるところであるわれわれは災害地の現状に照らし速かに案の成立に邁進せんことを期するものである。

政友遂に妥協に決定

政府が六日朝の閣議に於て政友會の爆彈的要求に對し斷乎たる決意を以て處することに決し、同日午後の豫算總會において岡田首相より、所信を明かにして答辯をなし速かに審議を進むべきことを要求した。よつて政局を左右する鍵は擧げて政友會が態度を如何に決するか、つたわけで、豫算總會休憩とともに政友會幹部、黨員は全部本部に引揚げ先づ各地方團體別に意向取りまとめに入つた、その結果、結局は總裁一任に決定、午後七時十分から本部に臨時幹部會を開催、若宮幹事長より政府の豫算委員會における聲明に基き本部において院内外總務會を開き協議の結果、これが總裁に一任したる次第を報告し、幹部會において腹藏なき意見の發表を望む旨を述べたる後、總務會決定通り裁斷を總裁に一任することを満場一致承認午後七時五十分散會、引き続き代議士會を開き満場一致總務會の決定事項を承認した。

右の如く政友會の對議會態度は鈴木總裁に一任となつたについて、同黨首腦部は種々協議の結果、

(一)災害豫算は時局に鑑み審議を續行しともかくも通過せしむる。(二)但し東武氏が提出せる動議中の骨子をなす災害及び地方疲弊救済豫算の増額についてはその意のあるところを付帯決議となすこと。

に意見一致し、久原、山本(条)、島田、東、若宮、加藤の六氏は六日午後十時四十分九段の邸に鈴木總裁を訪問、總務會、幹部會、代議士會の結果を報告し首腦部の意向をも具して裁斷を仰いだ。これに對し鈴木總裁も首腦部の意の在るところを諒として裁斷を下した。よつてこの裁斷は更に鈴木總裁、久原、山本(条)の三氏において内容を調整し文書として七日午前八時までに幹事長に手交、幹事長はこれをもつて七日午前九時より幹部會及び代議士會に臨み右總裁の裁斷を正式に報告、午前十時より豫算總會に臨むこととなつた。

七日朝の東京日日紙は「戦ひは政友の敗け」と題して左の如き側面觀の批評を載せた。

政友會幹部の話では「災害豫算は當初から過少だと思つてゐたところへ東北、北陸、關西、中國、四國等災害地選出の代議士は「これで

は面目なくて選挙區に歸れん」と騒ぎ出す。民政黨でも齋藤隆夫君が、國民同盟では由谷義治君が「いづれも過少に不滿の意を述べるので議會一致の要望であると推察して代表的に一役買つて出たのに過ぎぬ。政治的目的はない」といつてゐるのだがおなじ政友會の中でも「下から出た空気がやない。鈴木總裁、久原房之助、東武外、三四名の諸君の外知らなかつたのだ」と主張する者もある。これを政友會以外の人にいはせれば頗る穿つた事をいふ、要するに久原房之助君が鈴木總裁を抱き込んで政府に不可能な事を吹きかけ解散の後に來る選挙には政民聯携を利用し議會で暴露して置いた人権蹂躪事件を攻め道具に國民を踊らせ然も清黨の効果を擧げる一石二鳥三鳥の遠謀深慮だといふのである。それが眞相かは別問題として極めて突然東武君を通じて發表された事は事實である。尤もあの一時間ぐらゐ前に政府の情報機關には多少響いて來たので内田鐵相は岡田首相と床次運相に耳うちして「覺悟せねばなりませんぞ」と覺悟を促して委員會に出席したのではあるがあの動議を出されては今更のやうにドキンと來た「政府を苛めんがための難題! この上は解散!」と主戰的に出たのが軍部兩大臣、後藤、床次、内田、山崎の各大臣、少し遠巡氣味であつた町田商相までも「よし、やらう」となつて解散の決意が出來たのが東君の動議提出後一時間半ぐらゐのことであつた。首相など「喧嘩と吐がきまれば氣が軽くなつた」と朗かに官邸に引きあげた。六日の朝になつてこの形勢を知つた政友會が政府以上の騒ぎやうだ。政府は豫算總會で首相がアツサリと政友會の動議を押し返す。民政黨では「政民聯携など、尤もらしい顔をして欺す様な者とは絶交だ」と騒ぐ、ひそかにたのみにしてゐた國民同盟すらが「道連れ御免」と聲明する。内部は内部で「解散になつたらどうする、獨斷でこんな事態を惹起するとは幹部フアツシヨだ」と悲痛な叫びをあげる正直者も出て來る騒ぎ、これも計算がひの形、本部に引き上げて協議の結果は「動議の取扱ひもさることながら肝腎なのは災害豫算の取扱ひだ我々は先づその取扱ひを總裁に一任して何分の決定をして職責をつくすべきであらう」といふことに落ちついて久原、山本、加藤、東、若宮、島田の諸君が鈴木總裁にこの旨を傳へ三土、前田、望月の諸君は「この際災害豫算を通過させて然る後動議に對する取扱ひを考へるのなら政府も承服するであらうし黨の面目も維持出來やう」と大局から緩和工作を續けた結果總裁に災害豫算は直ちに通過させ動議は付帯決議としてその成果は來議會に期

待しようとする窮通の途を拓いたのである。

解散の危機も去つた。政府も一息政黨も一安心、悪夢から醒めた思ひである、これを戦ひと見るなら明かに政友會の敗戦である。一夜騒動で獲たものは政友會にとつては何か陰謀をやつたやうな評判を買つたことであり、民政黨にとつては「政民聯携たのむに足らず」とする結論であり、政府にとつては「眞に親身になつてやつてくれる人々がほしい」といふ新政黨樹立への淡い憧憬である。

政府米交付案可決

六日の衆議院本會議は政友會の對政府態度決定のため休憩を續けること七時間、政友會は遂に同日の豫算總會を流會させたので俄然政府が硬化の色濃く院内に緊急閉議を催した結果「解散必至！」の氣構へは聲こそなけれ萬雷の落ちるが如き響きを傳へ異常な緊張裡に午後七時三十五分再開、

一、災害地に對する政府所有米穀の臨時交付に關する法律案（政府提出）

の委員會の経過につき熊谷委員長から報告、政民兩派とも最早報告等は上の空で情勢偵察に議場と議場外の聯絡に出入する人々、議場の駆引で書記官長席と議席を往來する人々が交錯し場内の空氣はいら立たしさを増すばかり。秋田議長は間もなく植原副議長に交代を求め場外に去つたので議場はこれにも新しい焦慮を與へられたやうである。報告を終つて藤井達也氏（政友）登壇

北洋漁業に従事する獨航船は昭和十年から制限する由であるがこれに乗込む人夫が制限されることになり東北地方にとつては重大問題である農林省の方針如何。

山崎農相 沖とり漁業獨航船については目下調査中であるゆゑ答辯の時期にあらず。

と答へ討論に入り土倉宗明氏（政友）河野一郎氏（政友）比佐昌平氏（民政）戸田由美氏（國同）それごとく、

本案は幾多の不備缺陷を有し政府は農村と農民の生活に對し認識不足であることは遺憾であるが現下の窮迫せる農村の實情に鑑みて本案に賛成する。

旨を述べ、特に戸田由美氏は豫算案審議遅延の問題に移り政友席に向つて、

戸田由美氏（國同）豫算總會は休憩となつてゐても本會議は十分開き得るに拘らず何故今まで審議を遅延せしめたか豫算審議はもつと慎重になすべきである、特に本案の如く一日も速かに實施を要するものをかく遅延を來たし農民大衆に甚だ相濟まぬわけであり審議を順調にやれば本案は今頃貴院で可決されてゐるはずだ。

といふや政友席一齊に卓をたゞき「何を馬鹿ツ」と怒號したが、この頃正面衝突の政府對政友會の對立が政友會側の軟化から妥協氣分濃厚となり解散なしとの情報が議場に傳播して緊張俄に弛み何れもほつとした面持ち、次いで杉山元次郎氏（社大）賛成意見を述べて討論を打ち切り満場一致をもつて委員長報告通り可決確定し午後十時五分散會。

内相の選挙準備 後藤内相は目下の政界の情勢が政友會の妥協的態度により、衆議院解散の危機は一應去つたといふものゝ客觀的情勢の變化によつては或は形勢逆轉し、再び解散の危機に遭遇するかも知れない極めてデリケートな關係にあるので、なほ解散に對する決意を捨てず六日午後十時首相はじめ各閣僚の退院後も、特に院内大臣室に居残り、吉田書記官長、唐澤警保局長、相川保安課長等と議會解散に必要な手續き及び總選挙に必要な準備につき種々打合せ解散斷行の場合に處する政府の方針につき協議を遂げたが、内務省としては形勢の如何に拘らず全国各地の情勢を聴取するためすでに警察部長に對し管下の諸情勢を報告するやう嚴命を發しひたすら待機の姿勢で事態の経過を監視してゐる。

災害豫算案可決

政友會の軟化によつて六日夜より解散の危機を脱した臨時議會は七日朝政友會の黨議決定に引きつゞいて政府並に政友會双方からそれ〴〵強硬意向が放送されたため再び議院内には解散氣構への緊張せる空氣が漂つたが、兩者間の裏面的折衝も漸やく正午すぎに至つて纏まるに至り、午後一時半豫算總會を開會、島田委員長と岡田首相との質問應答にて政友會も面目を保持することを得、政府の誠意を認めることゝして災害豫算案を承認することゝなつた。よつて同日中に豫定通り衆議院本會議を開いて政府提出豫算案を可決し貴族院に廻付されることゝなり一時は颯風の渦中にまき込まれた如き臨時議會も漸く一路平坦終幕へ向ふ事となつた。なほ會期再延長は同日午後命ぜられることゝなつたが會期延長は二日に決定した。豫算總會に於ける岡田首相の答辯は左の如し。

先般この委員會で申したこと、思ひますが立憲政治の眞髓は民意の暢達にあるのであります。また議會政治において民意を政治に反映せしめることは最も必要であるのであります。民意を無視して政治はないのであります。それから今後の實情に即し眞に必要な施設に關してはこれを考究するにやぶさかなるものでないと申上げました。これは今後實際に當つて眞に必要な施設に關しては政府は誠心誠意考究する、かういふのであります。今委員長より不十分である不満足であるといふ話がありましたが政府はすでに提出し提出せんとする豫算に災害対策及び巨救事業等を通じて行けるといふやうに考へてをるのであります。たゞ今後實際に當つて眞に必要な施設がありましたならばこれは誠心誠意考究するといふのであります。また政府ばかりでなくこの點については立憲政治なるものがさうなくてはならぬといふかういふ希望であります。

政友會の豫算案に對する付帯決議は左の通り。

政府は災害救済の施設緊急且つ重要なるに拘らず専ら偏狹なる財政上の見地に捉らはれ、極めて不十分なる豫算を現出せるは遺憾に堪へ

ざるところなり、加ふるにこの際巨救事業を打ち切るが如きは農村現下の實狀を全く無視せるものと認む、よつて政府は災害対策巨救事業善後策及び地方自治體の窮乏打開のため速かに有効適切なる方策を樹て昭和九年度及び十年度においてこれが實現を期すべし。右決議す。尙又、民政黨は豫算總會で總豫算案を承認するに際し左の如き希望條項を付した。

一、政府は災害地被害の狀況を嚴重に調査し公正に巨救施設を實行すべし。
一、政府はその言明の精神にのつとり今後實情に即し眞に必要なる施設に關し考慮すべし。

大波瀾を生んだ總算總會の後をうけ七日の衆議院本會議は午後三時四十九分再開、開會直ちに問題の追加豫算案即ち、

一、昭和九年度歳入歳出總豫算追加案。
一、同各特別會計歳入歳出豫算追加案。

外二件（委員長報告）を一括議題に供し、委員長島田俊雄氏（政友）登壇豫算委員會の經過を逐一説明し最後に島田氏自身が豫算總會におゝて感取したる空氣として、

この災害豫算は極めて少額に過ぎるといふ不平不満があつたことは争はれない事實であつてこれは政府當局の人々が同様に感じられたか否かといふことに關係なく私の確信する事實である。

と高調して降壇、討論に入り、

龜井貫一郎氏（社大）私は政府に眞の國策なきものと認めてこの豫算案を返上すべきことを主張する。

次いで木暮武太夫氏（政友）田中貢氏（民政）中村繼男氏（國同）それぞれ賛成意見を述べる。この時岡田首相發言を求めて登壇、岡田首相 先刻來の討論に對しこの際私より一言いたしたいと思ひます。先般豫算委員會において私は——政府は災害対策、巨救事業等に關しては固より深甚の考慮を拂つてゐる次第でありまして現に要求しまたは要求せんとする豫算をもつてそれに處せんことを期してゐるの

であります。もつとも今後實情に即し眞に必要な施設に關し考慮することにおいてはやぶさかならざるものであります。旨政府の所信を述べましたが、こゝに重ねてこの趣旨を明かにいたしておきます。

と述べ政友會の御都合主義の解釋によつて起る誤解に對し一本釘をさす。委員長報告につき採決の結果議員起立し災害豫算關係諸案は可決確定。この時吉田内閣書記官長は會期延長の詔書を田口書記官長を経て秋田議長に傳達議長は議員の起立を求め恭しく詔書を捧讀。

一、昭和九年法律第五號中改正法律案の委員長報告あつて可決、同八時五分散會。

微妙なる政局の動向

民政黨は政友會の提起せる緊急動議をめぐる紛糾を契機として對政府關係を更に密接ならしめたが通常議會等において解散等の空氣が動けばこの傾向はますます濃厚となるは云ふ迄もない。しかし今回の政友會の失敗は災害問題で強く出れば民政黨、國同等を引き出すことが出來てその結果は倒閣に至らしめ得るとの誤算によつたのであり通常議會で打つべき手を臨時議會でやりそこなつた觀があり従つて通常議會でも政友會はこれ以上の策に出づるの至難たるは明かである。なほ聯携問題については聯携は院内のことを目的とするものではない以上、今回のことによつて支障を來すことなく今後事態が落着けば從來通りの態度をもつて國策の樹立にあたるべきであるが、然し實際の問題として政民兩黨の立場はますます懸隔を來し感情が悪化したため何等か別の氣運でも醸成せられざる限り極めて影が薄くなつたものと觀測されたのも已むを得ざる状態である。

次に今回の問題に直面して各政黨の對政府態度は判然となり、民政黨が政府支持の態度に出たことはもとより當然であるが國民同盟が反政友の態度をとり、政府支持に出たことは同黨の内情に照し注目される。また政友會が事ここに至るまでに暴露された内部的對立關係はいよいよ

と露骨なるものあり、黨の統制上に幾多の問題を残すものと見られる。しかも政民がかく立場を異にせることにより漸く軌道に乗りかけた政民聯携の上に重大なる龜裂を與へたことは蔽ふべくもあらず今後の聯携運動はその前途に大きな支障を背負ひ込んだものといふべきであらう。また政界に遊離状態を續けてゐる床次系一派もかゝる状態に立至つては何とかその足場だけでも確實にして置く必要を痛感するに至つたであらうし、政府また今議會の苦き經驗に鑑み對政黨策につき自から再検討の必要に迫らるべく一切を持ち越された來るべき通常議會を前にして今後の政局はいよいよ多事を加へるものといふべきであらう。

臨時議會終了

解散の危機去り颯風一過後の八日の衆議院は政府提出豫算案並に諸法案をすべて終了し貴族院へ回付したので審議すべく残されたものは僅に建議委員會一つあるのみ、従つて代議士連は政友も民政も殆ど委を現さず、寥々たるもの、貴族院は七日夜直に災害豫算案を本會議に上提次いで豫算總會を開き八日も定刻午前十時過ぎから豫算總會を開きフル・スピードで審議を進め一方同院の大會派たる研究、公正兩會では同日午後二時から各總會を開いて災害救済豫算案の取扱ひについて八日中に議了すべく協議が進められ豫算總會で可決午前十時から本會議を開いて柳澤委員長より報告あり、討論採決の結果政府原案通り可決しこゝに政府提出諸議案はすべて無疵で臨時議會の協賛を得て成立、東武氏の緊急動議を繞りさしも紛糾混亂したる臨時議會も明朗に大團圓を告げることになつた。よつて閉院式は會期の翌日十日午前十一時貴族院において行はせられた。

この日天皇陛下には親臨あそばされず、岡田首相以下各閣僚並に近衛、秋田、松平、植原の貴衆兩院正副議長はじめ各議員は燕尾服又は禮裝に勳章本綬を佩び、午前十時相前後して登院、同十時五十分振鈴によつて式場に入り整列する。かくて十一時岡田首相は恭しく玉座に向ひ最敬禮の後横溝内閣書記官の捧ぐる勅語書を拜し、「本大臣は茲に勅命を奉じて閉院式の勅語を捧讀するの光榮を有します」と述べ諸員最敬禮

の裡に優渥なる勅語を捧讀し、終つて近衛議長は勅語書を拜受し同五分滞りなく式を終り諸員退場した。なほ岡田首相は閉院式終了後午前十一時三十分参内、天皇陛下に拜謁仰付られ勅命を奉じ閉院式の勅語を捧讀し滞りなく式を終了せる旨を奏上、更に臨時議會の経過及び結果につき伏奏、種々御下問に奉答して御前を退下した。

勅

語

朕貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク

朕本日ヲ以テ帝國議會ノ閉會ヲ命シ併セテ卿等勵精克ク協賛ノ任ヲ竭セルノ勞ヲ嘉獎ス

尙今期議會に於て政府提出案の通過せるもの左の如し。

法律案 (一)都市計畫法中改正法律案(一)風水害による被害者に対する租税の減免猶豫等に関する法律案(一)凶作地に對する政府所有米穀の臨時交付に関する法律案(一)昭和九年法律第五號(昭和九年度一般會計歳出の財源に充つる爲公債發行に関する法律) 中改正法律案
籌算案 (一)昭和九年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)(一)昭和九年度各特別會計歳入歳出追加豫算案(特第一號)(一)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第一號)(一)豫算外國庫の負擔となるべき契約を爲すを要する件(追第二號)

民政黨議員總會

民政黨の議員總會は十日午後四時より丸の内中央亭に於て開會、町田總務會長、松田文相並に兩院議員等百五十餘名出席、町田總務會長起つて一場の激勵演説をなし、引つゞき同所に懇親會を開き氣勢を揚げ同六時過ぎ散會した。町田會長の演説要旨は左の如くであつた。

遺憾なことは政友會が豫算總會中途で突如一億八千萬圓の巨額を追加計上すべしとの動議を提出し災害豫算の審議を停頓せしめたことである。わが黨が政民兩黨の政策協定を提唱し舉國一致の下に多難な内外時局打開の覺悟をもつて行動しつゝあるに拘らず政友會がかくの如

き舉措に出でことは私共の遺憾とするところである。第六十七議會は目睫の間に迫つてゐる。今議會の狀勢を以てすれば政局の前途測り知るべからざるものがある。諸君は今よりそれ／＼選舉區に歸り中央政界の實情を地方に徹底せしめられわが黨の重大使命を國民に諒解せしめられ政局の前途に如何なる變化あるとも十分準備を整へ再び來年一月相會して國家憲政のため大いに奮闘せられんことを希望する。

因みに民政黨としては過般の政友會の緊急動機問題以來、政民聯携問題に關し黨内に反對論を擡頭し十日の議員總會でも西村丹治郎氏が聯携再検討を強調し、これに對し大麻幹事長は「適當な機會に協議する」旨を答へたほどである。一方首脳部は今回の院内における紛糾等によつて聯携は變更さるべきにあらずとの解釋をもつて進んでをり近く政友會側の申し込みに應じて聯携委員の會合を再開し軍部財界方面との會見を片づけ續いて後圖について協議をする意向である。しかしながら黨内の反對論が相當擴大し、一方政民兩黨の立場が、さらに懸隔を來たし今日聯携途上の支障はますます擴大したと見ねばならず近い將來に大なる進展を期待することはむづかしい事情にあると専ら觀測された。十日發行の東京日々新聞紙は「臨時議會終る」と題し左の如く社説を掲げた。

會期再延長を餘儀なくするに至つたとはいへ、六十六臨時議會を開いた眼目の緊急豫算をはじめ、その他該豫算に伴ふ關係諸法案がことごとく無傷のまま成立したことは、ひとり政府だけの喜びではないと思ふ。これ等諸條件の審査に當りて、衆議院には比較的論議が多く、ために緊急豫算の審議を遅らすといふ非難が一部の間に起つたほどであつたのも、貴族院が、また極めて迅速に、敏活に、審議の歩を進めたのも、一面には國家の經費支出に關する分配の大方針について、政府の態度を詳細に検討する必要あるとともに、一面には、また災害對策の急速なる決定を要する事情あることに即して、各院互にその是なりと信する見地によつてそれ／＼その態度を決定したのであつて、われ等は單に、表面にあらはれたる審査の遲速によつて、兩院の國務に對する赤誠について、甲乙を付せんとする態度に與せざるものである。たゞその間、衆議院の豫算總會における審議依然動議問題の突發については、各方面に、少からぬ意見のあるところで、われ等も、當時すでにこれを論じたところである。が、この問題にしても、われ等は、直ちにこれを、全然政友會の黨略的態度によつて生じたものである

とは思はない。その根底には、やはり災害対策費に對する不満、即ち政財の災害復興に對する態度に不安を感じる誠意に根ざしたものであると信ずるものである。たゞ、この誠意を發表するに當りて、これに當りてこれに相當以上の黨派心が加味せられたところに、その動機の不純を疑はれ、その態度の無軌道を非難する、素因があると思ふ。だから、もしこの間の進退において、政友會幹部が今一段の慎重をもつてその議を練り、もう少し公明な方法をもつて、その意思を發表したならば、あるひは同一の趣旨を表明したにしても、當時のやうな非難を浴びなかつたであらうと想像される。

一體、政友會の動議は、現内閣の財政方針、いはゆる赤字公債漸減の政策を、根本的に破壊し去らんとするものである。しかも、その論據には、全國的にわたる災害対策といふ國民的背景があるのである。この両面のいづれから見ても、これは、現下の最も緊急にして、しかも最も重大なる意義をもつ問題だと思ふのである。だから、斯様の問題を取扱ふ上において、それも、衆議院の意見を絶對的に左右し得る政黨の代表者として、これを發言するものは、當然その黨の總裁であらねばならぬと、われ等は信ずる。しかして、もし斯様な發言が、一黨の總裁によつて發言さるゝといふことになるならば、それは必ず、政府に對しても、他の黨派に對しても、極めて重要な効果を生ずると思ふのである。が、それとともに、これを發表するについても、極めて慎重な態度をとることとなり、その發言後において、黨内の異議を生ずるといふやうな事象を根絶すると思ふ。即ち、對外的には、發表の重要味をまし、對内的には、事後の紛擾を豫防する。そこに重大國務に對する一黨代表の權威が生まれて来るわけである。かつて故原敬氏が「お経朗讀」の罵聲をあびながらも、敢然として對支外交方針に立つたゆゑ、しかして故加藤高明伯が、貴族院における劈頭質問に、しばしば立つた理由が、其處にある。

鈴木總裁は、地方における政友會の大會においては、齋藤、岡田の兩内閣に對して常に大なる非難の聲をなげかけてゐる。にも拘らず、その非難する政府の政策を検討する實際の舞臺たる議會においては、未だかつて一度も發言したことがない。これは果して言責を解する政治家の態度といふべきであらうか。勿論、これはあながち、鈴木總裁にのみ限つたこととはいへぬ。わが國の政黨總裁は、兎角、議會にお

いては、自ら陣頭に立つことを避くる風がある。これは恐らく、さらぬだに、黨派心の強い議會の論戰にさらされて、總裁の威權を失墜することをおそれるとともに、一面には、その言責をとらへられて、後日の累をなすことを憂慮する黨略的心理によるものであらうと思ふが、もしそれならば、それは如何にも早屈千萬の態度といはねばならぬ。一會期全體を通じてといふよりも、むしろ數會期にわたりて、殆ど一言も議會において發言しないといふ政黨總裁は、果して他の國にあるであらうか。

われ等は、六十六議會における政友會の失態にかへりみて、しかしてまた政黨總裁の言責に對する本來の意義にかへりみて、重大なる國務に對する一黨代表の發言は、なるべく總裁によつて行はれることを提唱せんとするものである。特に來るべき通常議會は、おそらく政界の分野を明確にする議會であらうと一般に信ぜられてゐる。この際における政黨の態度は、政黨そのもの、信用回復についても、至大の意義をもつものであらうと信ずるのである。この意味において、われ等は、政黨の最高幹部が、今からあらかじめ深き省察と覺悟をもつて、その際に處する態度を考究して置くべきであると思ふ。

民政黨幹部會

民政黨では十一日午後二時より本部に總務會を開き協議の結果

- 一、來る二十三日午後二時本部に議員總會を開き院內役員選舉及び常任委員候補者選舉を行ひ通常議會に臨む陣容を整備すること。
- 一、明年一月二十二日上野精養軒に黨大會を開催すること。

の二項目を決定しついで聯携問題について雜談的に意見の交換をなしたが大體の意向としては

暫く情勢を見た上慎重に對策を講ずべし。

といふに一致し同三時より幹部會に移り西村丹治郎氏は聯携廢棄論を繰返して強調しこれに對し大塚幹事長は總務會の空氣を説明し續いて堤

武富兩氏より聯携賛成論あり、加藤(政)横山兩氏は「即時解消の必要はないが慎重に協議すべし」と希望し富田幸次郎氏は「聯携再検討といふ意見があるが聯携成立の精神に鑑み全然その必要なし」と述べ頼母木、大麻兩氏は

幹部會の意向は十分聞くことが出来たからその趣旨をくみとつて慎重に研究する、暫く總務會にあづけられたい。と述べ結局總務會に一任することとして同四時すぎ散會した。

選舉運動取締規則公布

改正選舉法に伴ふ選舉運動取締規則(内務省令)並に選舉事務所を三ヶ所まで設置し得る選舉區については過般來内務省警保局において立案中のところ十一日漸く後藤内相の決裁を経たので、十二日の官報號外をもつて公布することになった。しかして該取締規則は選舉事務所、勞務者、文書圖書、選舉の期日以後における挨拶、選舉運動費用、罰則の六章より成るもので從來の取締規則に比し相當嚴重なるものであるなほ本規則の公布により改正選舉法に伴ふ勅令、省令は全部完成した譯である。取締規則並に別表は左の如し。

第一章 選舉事務所

第一條 選舉事務所を三個所まで設置することを得る選舉區、選舉事務所の數及選舉事務所を設置し得べき區域(之を選舉事務所區と稱す)は別表をもつて之を定む。

第二條 各選舉事務所區に設置し得べき選舉事務所は議員候補者一人につき一個所に限る。

第二章 選舉運動の爲使用する勞務者

第三條 選舉事務長は別記第一號様式(略)に準じ徽章を作製し、之に衆議院議員選舉法第八十八條第五項の届出ありたる警察署の檢印を受け之を選舉運動の爲使用する勞務者に着用せしむべし。選舉運動の爲勞務を提供する者はその勞務に従事中前項の規定に依る徽章を見易

き個所に着用すべし。

第三章 選舉運動の爲使用する文書圖書

第四條 選舉運動の爲文書圖書を頒布しまたは貼付し若は掲示する者は表面にその氏名及住所を記載すべし、但し信書、名刺及選舉事務所に貼付しまたは掲示するものに付てはこの限にあらず。

第五條 選舉運動の爲使用する文書圖書を頒布しまたは貼付し若は掲示する場合には左の各號の制度に従ふべし(一)郵便に依るの外頒布することを得ず但し演說會告知のためにする引札及新聞紙の廣告はこの限にあらず(二)立札、看板の類を除くの外貼付しまたは掲示することを得ず但し演說會告知の爲使用する張札及演說會の爲演說會場内において使用する張札はこの限にあらず(三)演說會告知の爲使用する文章と雖も選舉の當日に限り投票所を設けたる場所の入口より三百二十七メートル(約三町)以内の區域において之を頒布しまたは貼付し若は掲示することを得ず但し演說會告示の爲新聞紙の廣告に依りまたは引札を郵便に依り頒布する場合はこの限にあらず(四)演說會告知のため使用する文書といへども航空機(人の搭乗し得ざる氣球の類を含む)によりこれを頒布しまたは掲示することを得ず(五)承諾を得ずして他人の土地または工作物に貼付しまたは掲示することを得ず。

第六條 演說會告知のため使用する文書は二度刷または二色以下とし引札にありては長三十一センチ(約一尺)幅二十二センチ(約七寸)張札にありては長九十四センチ(約三尺一寸)幅六十四センチ(約二尺一寸)を超ゆることを得ず。

選舉運動の爲使用する名刺の用紙は白色のものに限る。

第七條 演說會告知の爲使用する文書には演說會の日時、場所、出演者及演題並に議員候補者及其の黨派別の外記載することを得ず。

第八條 演說會告知の爲使用する張札の數は演說會一個所に付三十枚を超ゆることを得ず。

第九條 選舉運動のため使用する立札、看板の類は白色に黒色を用ひたるもの限り縦二メートル七十三センチ(約九尺)横六十一センチ

(約二尺)を超ゆることを得ず。

第十條 選舉運動の爲使用する立札、看板の類には議員候補者及其の黨派別の外記載することを得ず。

第十一條 選舉運動の爲使用する立札、看板の類は議員候補者一人に付通じて百五十個以内とし且選舉事務所を設置したる場所の入口より百九メートル(約一町)以内の區域においては通じて二個を超ゆることを得ず。

第十二條 略。

第四章 選舉の期日後における挨拶

第十三條 何人と雖も選舉の期日後において當選または落選に關し選舉人に挨拶するの目的を以て左の各號に掲ぐる行爲を爲すことを得ず

(一)選舉人に對し戸別訪問を爲しまたは連続して個々の選舉人に對し面接し若は電話に依り通話を爲すこと(二)自筆の信書を除くの外選舉人に對し文書圖畫を頒布しまたは揭示すること(三)新聞紙または雑誌を利用すること(四)當選祝賀會その他の集會を開催すること(五)多衆集合しまたは自動車を連ね若は隊伍を組み往來する等氣勢を張るの行爲を爲すこと。

第五章 選舉運動の費用

第十四、十五條 略。

第十六條 選舉運動の費用の精算届書は地方長官(東京府にありては警視總監)においてその届出ありたる日より一年間之を保存すべし。

選舉人または議員候補者は衆議院議員選舉法第八十四條第一項に定むる出訴期間内に限り前項の精算届書の閱覽を求むることを得衆議院議員選舉法第八十四條第一項の規定に依り出訴したる者その訴訟繫屬中また同じ。

第六章 罰 則

第十七條 第三條の規定に違反したる者は五十圓以下の罰金または科料に處す。

第十八條 第十三條の規定に違反したる者は百圓以下の罰金に處す。

付 則 本令は次の總選舉より之を施行す。

大正十五年内務省令第五號選舉運動のためにする文書圖畫に關する件は之を廢止す。

別 表 選舉事務所を三個所まで設置することを得る選舉區及選舉事務所區(第一、第二、第三とあるは選舉事務所區を指す)

◇兵庫縣 第二區第一(尼崎市、西宮市、武庫郡、川邊郡、有馬郡)第二(津名郡、三原郡)△第五區第一(城崎郡、出石郡、養父郡、朝來郡、美方郡)第二(氷上郡、多紀郡)

◇長崎縣 第一區第一(長崎市、西彼杵郡、北高來郡、南高來郡)第二(對馬島廳管内)△第二區第一(佐世保市、東彼杵郡、北松浦郡)第二(南松浦郡)第三(豊岐郡)

◇新潟縣 第一區第一(新潟市、西蒲原郡)第二(佐渡郡)△第三區第一(長岡市、三條市、南蒲原郡、三島郡、古志郡、刈羽郡)第二(北魚沼郡、南魚沼郡)△第四區第一(高田市、中頸城郡、西頸城郡)第二(中魚沼郡、東頸城郡)

◇三重縣 第二區第一(宇治山田市、松阪市、飯南郡、多氣郡、度會郡、志摩郡)第二(南牟婁郡、北牟婁郡)△滋賀縣 第一(大津市、滋賀郡、高島郡、栗太郡、野洲郡、甲賀郡、蒲生郡)第二(神崎郡、愛知郡、犬上郡、阪田郡、東淺井郡、伊香郡)

◇岐阜縣 第三區第一(加茂郡、可兒郡、土岐郡、惠那郡)第二(益田郡、大野郡、吉城郡)△長野縣 第四區第一(松本市、西筑摩郡、東筑摩郡、南安曇郡)第二(北安曇郡)

◇福島縣 第二區第一(若松市、南會津郡、北會津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡)第二(岩瀬郡、東白川郡、西白河郡、石川郡、田村郡)◇岩手縣 第一區第一(盛岡市、岩手郡、紫波郡、二戸郡)第二(下閉伊郡、九戸郡)△第二區第一(膽澤郡、江刺郡、西磐井郡、東磐井郡)

- 郡) 第二(稗貫郡、和賀郡、氣仙郡、上閉伊郡)
- ◇青森縣 第一區第一(青森市、東津輕郡) 第二(八戸市、三戸郡、上北郡、下北郡)
- ◇石川縣 第二區第一(河北郡、羽咋郡、鹿島郡) 第二(鳳至郡、珠洲郡)
- ◇香川縣 第一區第一(高松市、大川郡、木田郡、香川郡) 第二(小豆郡)
- ◇熊本縣 第二區第一(宇土郡、上益城郡、下益城郡、八代郡、葦北郡、球磨郡) 第二(天草郡)
- ◇鹿児島縣 第一區第一(鹿児島市、鹿児島郡、揖宿郡、川邊郡、日置郡) 第二(熊毛郡) △第三區第一(肝屬郡) 第二(大島島廳管内)
- ◇沖繩縣 第一(那覇市、首里市、島尻郡、中頭郡、國頭郡) 第二(宮古郡) 第三(八重山郡)
- ◇北海道 第一區第一(札幌市、石狩支廳管内) 第二(小樽市、後志支廳管内) △第二區第一(旭川市、上川支廳管内) 第二(留萌支廳管内、宗谷支廳管内) △第三區第一(函館市、渡島支廳管内) 第二(檜山支廳管内) △第四區第一(室蘭市、膽振支廳管内、日高支廳管内) 第二(空知支廳管内) △第五區第一(釧路市、釧路國支廳管内、根室支廳管内) 第二(帯廣市、十勝支廳管内) 第三(網走支廳管内)

在滿行政機關改革

在滿行政機關改革に伴ふ關係勅令案に關しては法制局試案を中心に陸軍、外務、拓務の關係三省において慎重なる最後の調整を加へた結果左記政府案の決定をみた。全文左の如し。

對滿事務局官制案、關東局官制案、對滿事務局及び關東局の職員の特別任用に關する件、對滿事務局及び關東局の職員の俸給等の支辨に關する件(略)

對滿事務局官制案

第一條 對滿事務局は内閣總理大臣の管理に屬し左の事務を掌る。

(一) 關東局に關する事務 (二) 各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務 (三) 涉外事項に關するものを除くの外滿洲における拓殖事業の指導獎勵に關する事務 (四) 南滿洲鐵道株式會社及滿洲電信電話株式會社の業務監督。

第二條 對滿事務局に左の職員を置く。

總裁(親任)、次長(一人勅任)、秘書官(一人奏任)、事務官(專任五人、奏任)、屬(專任十二人、判任)、通譯生(專任一人、判任)、秘書官は事務官その他高等官をしてこれを兼ねしむ。

第三條 前條の事務官のほか事務官四人を置く、内閣總理大臣の奏請により陸軍佐尉官または海軍佐尉官の中より内閣においてこれに補す

第四條 前二條の職員のほか内閣總理大臣の奏請により關係各廳高等官の中より内閣において事務官を命ずることを得。

第五條 對滿事務局に參與を置き局務を參與せしむ、參與は内閣總理大臣の奏請により關係各廳勅任官の中より内閣においてこれを命ず。

第六條 總裁は内閣總理大臣の指揮監督を承け局務を統理し所部の職員を指揮監督し、判任官以下の進退を專行す、總裁は第一條第三號の

事務につき外務大臣を經由し領事官を指揮監督す。

第七條 次長は總裁を佐け局務を掌理す。

對滿事務局分課

第八條、第十一條 略。

◇秘書官室(機密事項、總裁次長事務) 職員(略) ◇庶務課(文書、人事、會計、統計、調査、各廳對滿行政事務の統一保持に關する事務、滿洲事情普及) 職員(略) ◇殖産課(産業、金融、租稅、拓殖、滿鐵電信會社の事務監督、交通、通信) 職員(略) ◇行政課(關東州及付屬地の地方行政、警務、教育、法務、社會事業) 職員(略)

第一條 在滿洲國大使館に關東局を設置す。

第二條 關東局は左の事務を掌る。

(一) 關東廳の監督その他關東州における政務の管理 (二) 特に定むるものを除くほか南滿洲鐵道付屬地の行政の管理 (三) 南滿洲鐵道株式會社滿洲電話株式會社の業務の監督。

第三條 滿洲國駐劄特命全權大使は内閣總理大臣の監督を承け關東局の事務を統理す、但し渉外事項に關するものについては外務大臣の監督を承く。

第四條 大使は第二條の權限を行ふにつき職權、または特別の委任により命令を發しこれに一年以下の懲役もしくは禁錮、二百圓以下の罰金、拘留または科料の罰則を付することを得。

第五條 大使は安寧秩序を保持するため臨時緊急を要する場合において前條の制限を超える罰則を付したる命令を發することを得。

前項の規定によりて發したる命令は發布後直に内閣總理大臣を経て勅裁を請ふべし、若し勅裁を得ざる時は大使は直にその命令の將來に向つて効力なきことを公布すべし。

第六條 大使は關東廳及南滿洲鐵道附屬地の安寧秩序を保持するため必要あるときは當該地方の陸海軍の司令官に兵力の使用を請求することを得。

第七條 大使は第二條の權限を行ふに付所轄官廳の命令または處分にして成規に違ひ、公益を害しまたは權限を犯すものありと認むるときはその命令または處分を停止しまたは取消すことを得。

第八條 大使は第二條の權限に屬する事項を行ふための所部職員を統督し、奏任官の進退は内閣總理大臣を経てこれを上奏し、判任官の進

退はこれを專行す、但し關東州廳に屬する判任官の進退は關東州長官の具狀によりこれを行ふ。

第九條 大使は内閣總理大臣を経て前條に規定する所部、職員の叙位叙勳を上奏す。

第十條 關東局に官房及び左の三部を置く。

司政部、警察部、監理部

官房及び各部の事務の分掌は大使これを定む。

第十一條 關東州に關東州廳を置く、關東州廳に官房、内務部及警察部を置く官房及び各部の分掌は大使これを定む。

第十二條 關東州を五區に分ち各區に民政署を置く、その位置名稱及管轄區域は大使これを定む。

第十三條 關東州及南滿洲鐵道付屬地に警察署及消防署を置くその位置名稱及管轄區域は大使これを定む。

第十四條 關東局に左の職員を置く。

總長、司政部長、監理部長、關東州廳長官(以上各勅任)秘書官專任(一人奏任)事務官專任十七人奏任(内一人を勅任となすことを得)以下職員略。

前項の事務官の外事務官二人を置く、内閣總理大臣の奏請に依り陸軍佐尉官同等相當官の中より内閣においてこれに補す。

前二項の職員の外内閣總理大臣の奏請に依り在滿洲關係各廳高等官の中より内閣において事務官を命ずることを得。

第十五條 總長は大使を佐け局務を總理し官房及各部の事務を監督す。

第十六條 司政部長、警務部長及監理部長は大使及總長の命を承け部務を掌理し部下の官吏を指揮監督す、警務部長は警察及衛生の事務の執行に關し大使及總長の命を承け、警視、警部、警部補、巡查及消防手を指揮監督す、但し關東州においては大使は特に命ずる場合に限る。

第十七條 關東州廳長官は關東州廳の長と爲り大使の指揮監督を承け關東州内の行政事務を管理す。

第十八條 關東州廳長官はその職權または特別の委任により命令を發しこれに三月以下の懲役若は禁錮、百圓以下の罰金、拘留または料の罰則を付することを得。

第十九條 關東州廳長官はその管内の安寧秩序を保持するため兵力を要するときはこれを大使に具狀すべし、但し非常急變の場合に際しては直に當該地方の陸海軍の司令官または守備隊長に兵力の使用を請求することを得。

第二十條、四十一條 略。

付則 本令は年月日よりこれを施行す、本令施行の際現に關東廳の秘書官、事務官、理事官、視學官、技師、警視、翻譯官、屬視學、警部、技手、翻譯生、稅務吏、森林主事、警部補、巡查または消防手の職にある者、別に辭令を發せられざるときはそれら關東廳の秘書官、事務官、理事官、視學官、技師、警視、翻譯官、屬視學、警部、技手、翻譯生、稅務吏、森林主事、警部補、巡查または消防手に同官等俸給を以て任ぜられたるものとす、別に定むるものを除くの外他の勅令中關東長官とあるは滿洲國駐劄特命全權大使、關東廳とあるは關東局とす、他の勅令中任用給與等に付ての在職年數に關する規定の適用に付ては關東都督府職員または關東廳職員としての在職はこれを關東局職員としての在職と看做す。

關東局 部 課

◇官房 (一)文書課 文書(審議事務を含む)統計、記録、報告、(二)秘書課 人事、機密◇司政部 (一)行政課 地方行政、兵事、務、教育、神社、宗教、外事、法務、司獄、土木(主として國營) (二)經理課 豫算決算、金錢出納、物品會計 (三)財務課 租稅(國稅、地方稅)關稅、國有財產、金融、通貨、爲替 (四)殖産課 軍需工業動員、資源調査、林野、農業、畜産、水産、工業、鑛業(滿鐵直營のもの及びその子會社にして特に指定するものを除く)貿易、保險、取引所 (五)警務課 警察庶務、行政警察(營業免許、風俗、交通取締、興

行、工業監督、建築制限等)刑事警察、消防講習所 (六)警備課 鐵道警備、治安維持計畫、匪賊反滿抗日に關する治安諜報、匪賊の鎮壓防衛招撫防空、警備に屬し他課に屬せざるもの (七)高等警察課 特別高等警察、高等警察、外事警察 (八)衛生課 防疫、保健衛生、阿片、獸疫豫防、醫務、細菌検査 (九)交通課 滿鐵會社業務監督(地方行政、教育、衛生を除く)陸運、水運、海務局に關する事項 (十)遞信課 電々會社の業務監督、電氣事業及び瓦斯事業の監督、電信電話の監督、航空、氣象、遞信官署に關する事項。

對滿事務局及び關東局の職員の特任に關する件(案)

第一條 對滿事務局次長は文官任用令第二條または第三條の規定に依る資格を有せざるも現役陸軍將官より高等試驗委員の設衛を経て特に之を任用することを得。

第二條 關東軍參謀長たる陸軍將官は文官任用令第二條または第三條の規定に依る資格を有せざるも關東局總長に特に之を兼任することを得。

第三條 關東局總長は外交官領事官及書記生任用令第一條または第三條に規定する資格を有せざるも滿洲國駐在の大使館參事官に特にこれを兼任することを得。

第四條 關東憲兵隊の司令官たる陸軍將官は文官任用令第二條または第三條の規定による資格を有せざるも關東局警務部長に特にこれを兼任することを得。

第五條 南滿洲鐵道付屬地を管轄する帝國領事館の總領事、領事または副領事は文官任用令第五條の規定による資格を有せざるも關東局事務官に特にこれを兼任することを得。

黨大會と新總裁推戴式

民政黨は町田新總裁の推戴及び、休會明け議會に臨むにあたり陣容を整備するため、二十日午前十時より上野精養軒に兩院議員と評議員の聯合會を開き、續いて午後一時より黨大會を開催。町田新總裁、若槻前總裁はじめ貴衆兩院議員その他三千餘名出席、劈頭君が代を齊唱し俵孫一氏憲法發布の勅語を捧讀、大麻幹事長挨拶をなし座長に俵孫一氏を推し總裁推戴式に移り、先づ櫻内幸雄氏より就任懇請の經過報告あり、町田新總裁は満場の拍手に迎へられて登壇、挨拶をなし黨員一同を代表し富田幸次郎氏謝辭を述べ新總裁の指導によつてますゝ結末を堅くして進むべきを誓ひ續いて若槻前總裁は在任中の黨員の援助につき感謝し一場の挨拶を述べ、これに對し頼母木桂吉氏感謝の辭を述べ將來の援助を乞ひ、これをもつて推戴式を終り川淵治馬氏より黨務を報告の後議事に入り中村三之丞氏宣言、決議を朗讀満場一致これを可決、ついで町田總裁から新役員を指名し續いて總裁は激勵演説をなし、新抱負を傾けて黨員一同に指示を與ふるところあり、次に祝辭、祝電の朗讀ありたる後加藤政之助氏の發聲にて兩陛下の萬歳を唱和し奉り續いて小山松壽氏の音頭で民政黨萬歳を三唱し同三時半盛會裡に大會を終り引き續き同所で町田新總裁の招待宴に臨み同五時散會した。

宣 言 要 旨

今日の急務は内外の重要問題について、速にそれゝの對策を確立實行し、もつて時艱を克服し、皇基無窮の進展を期するにありわが黨は平素政務を審議し政策を考究して苟くもするなしこれをもつて諸般の政策概ね備はりたりといへども、現下わが國の時局重大なるに鑑みさらに大處高所より諸政を再検討し眞に根底を備へ體系を整へたる百年不易の根本的國策を確立し速に國家の難局を匡救するの急務を痛感す。惟ふにかくの如き國策にして樹立せられ、著々遂行せらるゝにおいて、はじめてわが國が現に直面せる内外の國難を打開し得べく、わが國運の恢弘を庶幾し得べきものにしてこれがためには區々の行懸りを一掃し、苟くも細節に拘泥することなく、舉國一致以てこれに當る

ことを要す。わが黨が敢て岡田内閣を支援するは、これがためにはかならず、更に他黨と聯携せんとするもまた一にこれが故に出づ。決 議 第六十七回帝國議會におけるわが黨の行動は議員總會の決議に一任す。

町田總裁の演説

右の黨大會に於ける町田新總裁の演説大要は左の如くであつた。

【外交問題】 支那も其後次第に無謀なる抗日政策を改め漸く兩國間の諸懸案を解決するの態度を示し來つた如く思はれる。われゝは兩國の關係が今後益々改善せられ、共に東洋の平和維持に協力する日の速かに來らんことを切望します。わが國はさきにワシントン條約の廢棄の止むべからざるを認め、既にその手續を終りました。即ちわが國の軍縮に對する方針は國際間における脅威侵略の虞を除却せんとするにあり今後わが提案の公正妥當なることを各國をして認めしむることに全力を盡し、以て眞の軍縮協定の成立を期すべきであると信じます。

【財政問題】 わが國の財政は近年收支相償はず、毎年莫大なる歳入缺陷を生じ、公債をもつてこれを補填しつゝあるのみならず、動もすればその傾向は猶増大せんとする虞が無いものではありません、故に現下の急務は歳計收支の均衡を恢復し、もつて財政を確立するにありませぬが、その對策としては一方に歳出を節すると同時に、地方に歳入を増加することをはかるより外ありません、それについて一言せざるを得ざるものは、財政と軍備との調和であります。即ち現在の國際情勢の下にありて、ある程度の國防充實の必要なることは論議を要せざるどころであります。しかし國防の基礎をなすものは國家活力の總和であります故に軍事費と他の政費との偕調を保たしめねばなりません。この際國務の全體に基調を置いて行政、財政、税制の根本にわたり省察を加ふることが最も必要であります。

【經濟政策】 世間往々國民經濟機構の根本に關する論議もありますが、現存經濟機構の根本は今後と雖もこれを維持せねばなりません。しかしながら現存機構においてもそのまゝこれを放任し置くときは、内にありては少數の資本家と、多數の民衆との間に利害の衝突を來し外

にありては、貿易の發展を阻止するに至ります。ゆゑにその對策としては、これに相當の統制と管理とを加ふる必要があります。社會は共同生活の團體であります。多數の利益が少數者のために害せらるゝ如きことは、斷じて防止せねばなりません。かくの如き弊害の存する場合には、國家はやむを得ずその統制力を發動して兩省の利害を適當に調整せねばなりません。

【災害豫算】 政府の救済施設については、われわれは現在の計畫を實施し、若し今後實情に即し、眞に必要な場合には、勿論これが追加を要求すべく、また必要によりては當然臨時議會の召集を要求してまでも、これが實現を期すべきであると考へます。農村商工對策については農民負擔の均衡、農村負擔の整理、農産物價の安定、中小工業に對する金融、その他わが黨が多年調査研究して、天下に公示せる諸政策の實現を圖らねばなりません。

【綱紀肅正】 世上動もすれば政界の腐敗墮落を云爲致しますが、敢て政界に限らず、實業界教育界官界等において好ましくならざる氣風が深く浸潤してゐるやうであります。今において人心の緊張を圖り、正義の觀念を高揚せしむるにあらざれば、將來悔ゆるとも及ばざる事態を生ずるに至るでありませう。われわれは政府當局がこの點について更に十分の意を致さんことを要望して止まざるものであります。

【國策樹立】 現内閣が内閣審議會を設け、各方面の人材を網羅して國政の根本にわたり調査研究し國策を樹立實行せんとする決意に出でたことを信じます。わが黨は區々の行懸りに拘泥することなく、他黨とも協調して大道につき、舉國一致この難局に當ることが必要であります。

【對政府方針】 岡田内閣に對するわが黨の態度は、この内閣のなすところにして、わが黨の政策と大なる相違なき限りこれを援助するは勿論この内閣をして吾々が必要適切と信ずる政策を實行せしめて國政に貢獻せんとする次第であります。次に吾々は憲政の常道に復歸する日一日も速かなることを期待し、眞に國民の輿望を繋ぎ、邦家の重に任じ得る基礎を築くことが必要であります。わが黨が黨費公募の制を立てたるが如き政務の基本的調査に力を致さんとするが如き一にこれがための用意にほかならざる次第であります。

新役員指名決定

町田新總裁の指名により本部新役員は左の如く決定されたが、今次特に最高顧問を創設し、若槻前總裁を顧問に推し若槻顧問をはじめ山本達雄、武富時敏、加藤政之助の四顧問を最高顧問に決定した。

一、總務(イロハ順) 太田政弘、小川郷太郎、大麻唯男、勝田永吉、頼母木桂吉、武富濟、鶴澤宇八、中島彌團次、田中武雄、内ヶ崎作三郎、(頼母木氏は主任總務たること)

一、幹事長 川崎卓吉

なほ川崎氏は貴族院議員につき大麻總務は議會中衆議院における事項については事務代行の事。

一、政務調査會長 永井柳太郎、同副會長 池田秀雄、中亥歳男

一、黨資部長 松村謙三、副部長 豊田豊吉、小山倉之助

一、黨務部長 作田高太郎(留任) 副部長 山田助作、岡田喜久治

一、情報部長 多田満長(留任) 副部長 原淳一郎、小久江美代吉

一、青年部長 濱野徹太郎、副部長 中村三之丞、最上政三

なほ遊説部長は未定。

一、會計監督 一宮房治郎、西村丹治郎、木村小左衛門、塚本清治、清水徳太郎

一、顧問追加 岩切重雄、池田敬八、川崎克、吉川太郎兵衛、俵孫一、高田耘平、土屋清三郎、堤康次郎、次田大三郎、八並武治、山本厚

三、前田房之助、小山松壽、齋藤隆夫、平川松太郎、末松偕一郎

一、富田幸次郎、櫻内幸雄兩院內主任總務は議會閉會後も本部總務同様のこと。
一、俵孫一、小山松壽兩顧問は常任とし本部總務同様たること。

幹事 猪股謙二郎、竹田儀一、中井川浩、中村不二男、松田正一、松永東、なほ中井川氏は會計係とす（以上常任）岡田春夫、鍋木忠正
海老澤爲次郎、遠藤千元、赤塚五郎、佐藤喜八郎、佐藤謙之助、村山久藏、評議員會長榎谷寅吉
因みに黨大會終了後、精養軒に新總務の初顔合せ會を開き川崎幹事長より

幹事長を引き受けることになったが貴族院に籍があることだから不便なこともあると思はれるが何分御援助を願ひたい。
と挨拶しこれに對し町田總裁は

川崎君が差しかへがある場合は大麻君にやつて貰ひたい。

と述べ、大麻總務が今後も隨時必要に應じ川崎幹事長を輔佐し事務を代行するに決し同五時すぎ散會。

立憲民政黨史 後篇終

昭和拾年貳月貳拾五日納本
昭和拾年參月壹日發行

定價金五拾圓（下卷）

東京市麴町區麴町壹丁目參番地

發行所 立憲民政黨史編纂局

不許
複製

監修 加藤政之助



編纂部長 斯波貞吉

編纂者 塚田昌夫

發行者 淺井長太郎

東京市芝區田村町五丁目五番地

印刷所及印刷者 佐脇印刷所
佐脇亮三郎



628
142

